

会社法施行規則及び  
会社計算規則による  
株式会社の  
各種書類のひな型  
(改訂版)

2022年11月1日

(2023年1月18日更新)

一般社団法人 日本経済団体連合会

経済法規委員会企画部会

**「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型」**  
**(改訂版) 公表にあたって**

経団連は、2007年2月9日に、会社法施行を契機に旧商法の下でのいわゆる「経団連ひな型」を全面的に刷新した「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型」を公表いたしました。その後も、規則等の改正にあわせて、随時、改訂を重ねながら、関係の皆様への参考にご供しております。

今般、2019年12月の会社法改正に伴い、既存の株式会社で2023年3月以降に開催される株主総会において株主総会資料の電子提供制度が始まること等から、所要の修正を行いました。

今回の改訂は、法務省民事局参事官室の中村謙太局付、小林雄介局付のご協力の下、森・濱田松本法律事務所の石井裕介先生、公認会計士の阿部光成先生、布施伸章先生のご助言・ご協力と、わが国を代表する企業実務の専門家である経団連経済法規委員会企画部会会社法制検討ワーキンググループの委員による検討に基づき行われたものです。ご指導いただきました各位に、改めて御礼申し上げます。

なお、本ひな型は、経済界全体としての統一的なフォームを定めたものではありません。各社各位におかれましては、それぞれの事情に応じて、本ひな型を参考資料のひとつとしてご活用いただき、創意工夫を凝らした適切な開示により株主・債権者等への説明責任を果たし、もって企業価値向上に繋げていただければ幸甚に存じます。

また、本ひな型は、関連法令の改正等に伴い、適宜、加筆修正を行うことを予定しております。その点をご理解いただいたうえでご活用いただきますようお願いいたします。

一般社団法人 日本経済団体連合会  
経済法規委員会 企画部会長  
大内 政太

# 会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（改訂版）

## —目 次—

【各種書類の記載にあたっての基本方針】	1
【連結計算書類を作成した会社に関する取り扱い】	1
【本ひな型の適用時期】	2
<b>I 事業報告</b>	<b>4</b>
第1 事業報告の構成	4
第2 各記載事項の記載方法	6
1. 株式会社の現況に関する事項	
2. 株式に関する事項	
3. 新株予約権等に関する事項	
4. 会社役員に関する事項	
5. 会計監査人に関する事項	
6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項	
7. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項	
8. 特定完全子会社に関する事項	
9. 親会社等との間の取引に関する事項	
10. 株式会社の状況に関する重要な事項	
<b>II 附属明細書（事業報告関係）</b>	<b>52</b>
<b>III 計算書類</b>	<b>54</b>
第1 貸借対照表	54
第2 損益計算書	56
第3 株主資本等変動計算書	57
第4 個別注記表	60
1. 継続企業の前提に関する注記	
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	
3. 会計方針の変更に関する注記	
4. 収益認識に関する注記	
5. 表示方法の変更に関する注記	
6. 会計上の見積りに関する注記	
7. 会計上の見積りの変更に関する注記	
8. 貸借対照表に関する注記	
9. 損益計算書に関する注記	
10. 株主資本等変動計算書に関する注記	
11. 税効果会計に関する注記	
12. リースにより使用する固定資産に関する注記	
13. 持分法損益に関する注記	
14. 関連当事者との取引に関する注記	
15. 1株当たり情報に関する注記	

16. 重要な後発事象に関する注記	
17. 連結配当規制適用会社	
18. その他の注記	
<b>IV 連結計算書類</b>	<b>86</b>
第1 連結貸借対照表	86
第2 連結損益計算書	87
第3 連結株主資本等変動計算書	89
第4 連結注記表	92
1. 継続企業の前提に関する注記	
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等	
3. 会計方針の変更に関する注記	
4. 収益認識に関する注記	
5. 表示方法の変更に関する注記	
6. 会計上の見積りに関する注記	
7. 会計上の見積りの変更に関する注記	
8. 連結貸借対照表に関する注記	
9. 連結株主資本等変動計算書に関する注記	
10. 金融商品に関する注記	
11. 賃貸等不動産に関する注記	
12. 開示対象特別目的会社に関する注記	
13. 1株当たり情報に関する注記	
14. 重要な後発事象に関する注記	
15. その他の注記	
<b>V 附属明細書（計算書類関係）</b>	<b>115</b>
第1 共通的記載事項（すべての株式会社が附属明細書に記載すべき事項）	115
1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細	
2. 引当金の明細	
3. 販売費及び一般管理費の明細	
4. その他の重要な事項	
第2 公開会社のうち、会計監査人設置会社以外の株式会社において記載する事項	116
1. 関連当事者との取引に係る注記の内容を一部省略した場合における省略した事項	
<b>VI 決算公告要旨</b>	<b>117</b>
第1 大会社の貸借対照表及び損益計算書の要旨 （有報提出義務会社を除く）	118
1. 公開会社	
2. 非公開会社	
第2 大会社でない会社の貸借対照表の要旨（有報提出義務会社を除く）	122

1. 公開会社
2. 非公開会社

<b>Ⅶ 株主総会参考書類</b>	<b>124</b>
第1 一般的な議案	124
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役〇名選任の件	
第4号議案 監査役〇名選任の件	
第5号議案 補欠監査役〇名選任の件	
第6号議案 会計監査人選任の件	
第7号議案 取締役の報酬等の額改定の件	
第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件	
第2 上記以外の議案についての記載方法	139
1. 計算書類の承認に関する議案の場合	
2. 株主提案の場合	
3. その他の場合	
<b>Ⅷ 招集通知</b>	<b>142</b>
<b>Ⅸ 議決権行使書面</b>	<b>148</b>
1. 規格(大きさ)	
2. タイトル(A)	
3. 本文(B)	
4. 議案及び賛否の表示方法(C)	
5. 議決権数(D)	
6. 議決権行使期限等(E)	
7. お願い等(F)	
8. 議決権行使書面の送付	
<b>X 監査報告</b>	<b>153</b>
1. 機関設計が「取締役会+監査役会+会計監査人」であり連結計算書類を作成する会社	153
2. 機関設計が「取締役会+監査等委員会+会計監査人」であり連結計算書類を作成する会社	156
3. 機関設計が「取締役会+監査委員会+会計監査人」であり連結計算書類を作成する会社	158
4. 機関設計が「取締役会+監査役」であり、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定しない会社	160
5. 機関設計が「取締役+監査役」であり、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する会社	162

## 会社法施行規則及び会社計算規則による 株式会社の各種書類のひな型

2022年11月1日  
(2023年1月18日更新)  
(一社)日本経済団体連合会  
経済法規委員会企画部会

### 【各種書類の記載にあたっての基本方針】

1. 各種書類の記載にあたっては、各種書類の法定の記載事項が最低限の要請にすぎないことを念頭に置きつつ、株主の理解と判断に資するため、コスト・ベネフィット、企業機密等を考慮しながらも、当該会社の業種・業態に照らし、会社の概況又は会社の財産若しくは損益の状態を正しく、かつ簡潔明瞭に示すよう創意・工夫に努める。
2. 法定された記載事項であっても、当該会社にとって記載すべき事項が全くない場合には、必ずしもその記載を要しない。一定の場合に限り記載をすべきものと法定されている事項を別とすると、記載すべき事項がないという事実自体が重要な情報である場合があり得ることに留意する。
3. 記載すべき事項については、それぞれの項目ごとに一つひとつ列挙することは必要ではなく、各書類のいずれかの部分において記載されていれば足りる。特に事業報告においては、関連事項を同一文章に一括して説明することの方が、株主の理解のためにも有益な場合がある。
4. 本ひな型においては、事業報告を作成する会社を「事業報告作成会社」とするほかは、会社法施行規則及び会社計算規則の用語を用いているが、実際の各種書類においては、株主にとって分かりやすい表現を工夫されたい。
5. 本ひな型は、株主総会参考書類等につき電子提供措置（会社法第325条の2）をとる会社（以下「電子提供措置実施会社」という。）、かつ、会計参与を設置していない会社を念頭において作成している。

### 【連結計算書類を作成した会社に関する取り扱い】

会社法施行規則第120条第2項に基づき、事業報告の対象となる事業年度に係る連結計算書類を作成した会社（以下「連結計算書類作成会社」という。）の事業報告においては、当該連結計算書類作成会社及びその子会社から成る企業集団（以下「企業集団」という。）の現況に関する事項を記載することにより、当該事項については当該事業報告作成会社単体についての記載を省略することができる。この場合に、当該事項に相当する事項が連結計算書類の内容となっているときは、当該事項を事業報告の記載事項としないことができる。

- (1) 企業集団の主要な事業内容、主要な営業所及び工場並びに使用人の状況、主要な借入先及び借入額（いずれも当該連結会計年度末日現在のもの）
- (2) 連結会計年度における事業の経過及びその成果
- (3) 連結会計年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）
  - イ 資金調達
  - ロ 設備投資
  - ハ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割
  - ニ 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け
  - ホ 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該株式会社が存続するもの

に限る。)を含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

へ 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

- (4) 直前三事業年度(当該事業年度の末日において三事業年度が終了していない会社については、成立後の各事業年度)の企業集団の財産及び損益の状況
- (5) 重要な親会社及び子会社の状況
- (6) 企業集団が対処すべき課題
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、企業集団の現況に関する重要な事項

### 【本ひな型の適用時期】

本ひな型の適用時期は、以下のとおり作成書類ごとに異なる。

#### 1. 事業報告及びその附属明細書

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)等の施行に伴う「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(令和2年法務省令第52号。以下「改正省令」という。)の施行日である2021年3月1日以後に事業年度の末日を迎える場合の事業年度に関する事業報告及びその附属明細書から適用する(改正省令附則第2条第11項)。

#### 2. 株主総会参考書類

2021年3月1日以後に株主総会参考書類の記載事項を含めて会社法第298条第1項各号に掲げる事項が取締役会の決議によって決定(会社法第298条第1項第5号・第4項、会社法施行規則第63条第3号イ参照)された株主総会に係る株主総会参考書類から適用する(改正省令附則第2条第9項)。

#### 3. 招集通知

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日(2022年9月1日)から6ヶ月を超える日である2023年3月1日以後を開催日とする株主総会の招集通知から適用する(「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号)第10条第3項)。ただし、上記の施行の日(2022年9月1日)より後に上場するなどして振替株式を発行することとなった会社については、上記の経過措置は適用されないため、施行の日以後を開催日とする株主総会の招集通知から適用する。

#### 4. 計算書類及び連結計算書類

＜金融商品の時価開示関係＞

「会社計算規則の一部を改正する省令」(2020年3月31日、法務省令第27号)により、金融商品に関する注記として表示すべき事項に「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」が追加されている(会社計算規則第109条第1項第3号)。

改正会社計算規則は、2021年4月1日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係るものについては、改正会社計算規則の規定を適用することができる。

＜収益認識関係＞

「会社計算規則の一部を改正する省令」(2020年8月12日、法務省令第45号)により、収益認識関係が改正されている。

改正省令中収益認識に関する改正規定は、2021年4月1日以後に開始する事業

年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、2020年4月1日以後に終了する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができる。

<会計上の見積り関係>

「会社計算規則の一部を改正する省令」(2020年8月12日、法務省令第45号)により、会計上の見積り関係が改正されている。

改正省令中会計上の見積りに関する改正規定は、2021年3月31日以後に終了する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができる。

<株式交付制度、株式引受権関係>

「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(2020年11月27日、法務省令第52号)により、株式交付制度、株式引受権関係が改正されている。

改正会社計算規則は、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)の施行の日(2021年3月1日)から施行する。ただし、会社計算規則第2条第2項第15号の次に1号を加える改正規定(電子提供措置)及び第134条の改正規定(連結計算書類に関する電子提供措置)は、会社法改正法附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日(2022年9月1日)から施行する。

以 上

# I 事業報告

## 第1 事業報告の構成

事業報告の構成は、事業報告作成会社の業種・業態によっても異なるが、一例として次のようなものが考えられる。事業報告の記載順序については、会社法施行規則の順序にあわせる必要はない。

なお、会社法の下では、事業報告作成会社が公開会社であるか否かや、事業報告作成会社の採用する機関設計により、事業報告の記載事項が異なる。本ひな型においては、特に断らない限り、公開大会社を念頭に置くこととする。記載例としては、監査役会設置会社の記載例を示すこととするが、監査等委員会設置会社や指名委員会等設置会社についても、原則として同様の記載となる。ただし、役員に関する事項として監査等委員会設置会社について、取締役のうち監査等委員である取締役につき別途の記載を要する箇所が存在することや、指名委員会等設置会社について、執行役に関する記載を要することや、監査役を監査委員とすべき箇所が存することなどの点に留意しなければならない。

### 1. 株式会社の現況に関する事項

- 1-1. 事業の経過及びその成果
- 1-2. 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）
- 1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況
- 1-4. 対処すべき課題
- 1-5. 主要な事業内容
- 1-6. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況
- 1-7. 重要な親会社及び子会社の状況
- 1-8. 主要な借入先及び借入額
- 1-9. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針
- 1-10. その他会社の現況に関する重要な事項

### 2. 株式に関する事項

- 2-1. 上位10名の株主の状況
- 2-2. 事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項
- 2-3. その他株式に関する重要な事項

### 3. 新株予約権等に関する事項

- 3-1. 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項
- 3-2. 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項
- 3-3. その他新株予約権等に関する重要な事項

### 4. 会社役員に関する事項

- 4-1. 氏名

- 4-2. 地位及び担当
- 4-3. 重要な兼職の状況
- 4-4. 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項
- 4-5. 財務及び会計に関する相当程度の知見
- 4-6. 常勤で監査を行う者の選定の有無及びその理由
- 4-7. 責任限定契約に関する事項
- 4-8. 補償契約に関する事項
- 4-9. 補償契約に基づく補償に関する事項
- 4-10. 役員等賠償責任保険契約に関する事項
- 4-11. 取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（業績連動報酬等、非金銭報酬等、それら以外の報酬等の総額）
- 4-12. 業績連動報酬等に関する事項
- 4-13. 非金銭報酬等に関する事項
- 4-14. 報酬等に関する定款の定め又は株主総会決議に関する事項
- 4-15. 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項
- 4-16. 各会社役員の報酬等の額の決定の委任に関する事項
- 4-17. その他会社役員に関する重要な事項

(社外役員に関する事項)

- 4-18. 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項
- 4-19. 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項
- 4-20. 自然人である親会社等、事業報告作成会社又は事業報告作成会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係（会社が知っているもののうち、重要なものに限る。）
- 4-21. 各社外役員の主な活動状況
- 4-22. 社外役員の報酬等の総額（業績連動報酬等、非金銭報酬等、それら以外の報酬等の総額）
- 4-23. 親会社等、親会社等の子会社等、又は子会社等からの役員報酬等の総額
- 4-24. 記載内容についての社外役員の意見

5. 会計監査人に関する事項

- 5-1. 氏名又は名称
- 5-2. 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項
- 5-3. 現在の業務停止処分に関する事項
- 5-4. 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項
- 5-5. 責任限定契約に関する事項
- 5-6. 補償契約に関する事項
- 5-7. 補償契約に基づく補償に関する事項
- 5-8. 各会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由
- 5-9. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容
- 5-10. 企業集団全体での報酬等
- 5-11. 解任又は不再任の決定の方針

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

- 6-1. 決議の内容の概要

## 6-2. 体制の運用状況の概要

### 7. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

### 8. 特定完全子会社に関する事項

### 9. 親会社等との間の取引に関する事項

### 10. 株式会社の状況に関する重要な事項

電子提供措置実施会社においては、事業報告の内容である情報について、電子提供措置をとることにより、株主に対して直接、当該情報を記載した書面の交付又は提供をする必要はない（会社法第 325 条の 4 第 3 項）。ただし、株主が、書面交付請求（会社法第 325 条の 5 第 1 項）を行った場合、招集通知とともに株主に交付する書面（以下「電子提供措置事項記載書面」という。）に事業報告の内容である情報を記載して交付しなければならない（会社法第 325 条の 5 第 2 項）。もっとも、電子提供措置実施会社は、定款の定めを設けることにより、事業報告記載事項のうち、次の事項を除く事項については、電子提供措置事項記載書面への記載を省略することができる（会社法第 325 条の 5 第 3 項、会社法施行規則第 95 条の 4 第 1 項第 2 号イ）。

① 株式会社の現況に関する事項（1-2、1-7）

② 会社役員に関する事項（4-1、4-2、4-11、4-12、4-13、4-14、4-15、4-16）

なお、監査役、監査等委員会又は監査委員会が電子提供措置事項記載書面への記載を省略することに異議を述べている項目については電子提供措置事項記載書面へ記載しなければならない（会社法施行規則第 95 条の 4 第 1 項第 2 号ロ）。

## 第 2 各記載事項の記載方法

事業報告とは、報告の対象となる事業年度における事業の経過及び成果を株主に対して報告するという性質のものであるため、原則として、対象となる事業年度の初日から末日までに発生ないし変動した事象を内容とすれば足りる。事業年度末日後に生じた事象については、株主にとり重要な事項に限り「その他株式会社の現況に関する重要な事項」（会社法施行規則第 120 条第 1 項第 9 号）や「会社役員に関する重要な事項」（会社法施行規則第 121 条第 11 号）、「当該株式会社の状況に関する重要な事項」（会社法施行規則第 118 条第 1 号）などとして事業報告の内容とすることが考えられる。ただし、会社法施行規則上、明文によって記載の基準時が定められているものや、記載事項の性質上、事業報告作成時点における内容を記載することが適切であると考えられるものも存在する。

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### 1-1. 事業の経過及びその成果

#### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 120 条第 1 項第 4 号に対応する事項である。

## 【事業報告作成会社の状況について記載する場合】

### [記載方法の説明]

当該事業年度における事業の経過及びその成果について記載する。具体的には、①事業報告作成会社をめぐる経済環境、②業界の状況、③その中での会社の生産、仕入れ及び販売等の状況、売上高、当期純損益等を記載する。場合によっては生産高・生産能力及び稼働率を記載することも考えられる。

事業の部門が分かれている場合には、部門別の売上高又は生産高等の状況を記載する。ただし、部門別に区別することが困難である場合についてはこの限りではない。

そのほか、その事業年度において起こった重要な経営上の出来事、すなわち経営上の重要な契約の締結・解消、重要な研究開発活動、重要な固定資産の取得・処分等も、その重要性に応じた分量で記載することが考えられる。

なお、合併等の重要な組織再編については、別項目(1-2(3)から(6)まで)において記載することとされているが、本項目において記載することも考えられる。

## 【企業集団の状況について記載する場合】

### [記載方法の説明]

①企業集団をめぐる経済環境、②業界の状況、③その中での企業集団の生産、仕入れ及び販売等の状況、売上高、親会社株主に帰属する当期純利益等を記載する。場合によっては企業集団の生産高・生産能力及び稼働率を記載することも考えられる。

複数の事業セグメントを有している場合には、事業セグメント別の売上高等の状況を記載する。ただし、セグメント毎に区別することが困難である場合については、この限りではない。

「企業集団」との表現を、「当社グループ」等の適当な表現により代替することも差し支えない。

そのほか、当連結会計年度中に起った重要な経営上の出来事、すなわち経営上の重要な契約の締結・解消、重要な研究開発活動、重要な固定資産の取得・処分等も、その重要性に応じた分量で記載することが考えられる。

なお、合併等の重要な組織再編については、別項目(1-2(3)から(6)まで)において記載することとされているが、本項目において記載することも考えられる。

## 1-2. 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

### (1) 資金調達

#### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第120条第1項第5号イに対応する事項である。

## 【事業報告作成会社の状況について記載する場合】

### [記載方法の説明]

当該事業年度中に経常的な資金調達ではない増資又は社債発行その他の重要な借入れ等があった場合に、その内容を簡潔に記載する。

事業部門が分かれている場合には、部門別に記載する。ただし、記載が困難な事項については、この限りではない。

**[記載例]**

○月には、公募により○○○○万株の時価発行（払込金額1株につき○○○円）をいたしました。

**【企業集団の状況について記載する場合】**

**[記載方法の説明]**

当連結会計年度中に経常的な資金調達ではない増資又は社債発行その他の重要な借入れ等があった場合に、その内容を簡潔に記載する。

連結会社(会社計算規則第2条第3項第24号)としてグループ全体で外部から資金を調達している場合には、その内容を記載すればよい。

**[記載例]**

○年○月には、当社において、公募により○○○○万株の時価発行（払込金額1株につき○○○円）をいたしました。同年○月には、△△社において、無担保普通社債（○億円）の発行をいたしました。

**(2) 設備投資**

**[会社法施行規則の条項]**

会社法施行規則第120条第1項第5号ロに対応する事項である。

**【事業報告作成会社の状況について記載する場合】**

**[記載方法の説明]**

全社的にみて生産能力の大幅な増強につながる設備投資（重要な設備投資計画を含む。）があれば、その旨を記載する。すなわち、

- ① 当該事業年度中に完成した主要設備(新設、大規模な拡充・改修)
- ② 当該事業年度において継続中の主要設備の新設・拡充・改修
- ③ 生産能力に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去又は災害等による滅失

を記載する。なお、上記①及び②に関し、生産能力がどれほど増加するかを記載することも考えられる。

事業部門が分かれている場合には、各部門の事業の経過及びその成果の説明の中に設備投資の状況を記載するか、設備投資の状況の項目の中にまとめて記載し、それぞれがどの事業部門に属するかを明示する。ただし、記載が困難な事項については、この限りではない。なお、事業部門が設備の名称によって明らかな場合はどの事業部門に属するかを明示する必要はない。

**[記載例]**

- ① 当事業年度中に完成した主要設備  
○○工場（○○部門）      ○○設備の新設
- ② 当事業年度において継続中の主要設備の新設・拡充  
○○工場（○○部門）      ○○設備の新設

## 【企業集団の状況について記載する場合】

### [記載方法の説明]

企業集団全体で、生産能力の大幅な増強につながる設備投資（重要な設備投資計画を含む。）があれば、その内容等を簡潔に記載する。すなわち、

- ① 当該連結会計年度中に完成した主要設備（新設、大規模な拡充・改修）
- ② 当該連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充・改修
- ③ 企業集団の生産能力に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去又は災害等による滅失

を記載する。なお、上記①及び②に関し、生産能力がどれほど増加するかを記載することも考えられる。

複数の事業セグメントを有している場合には、各事業セグメントの企業集団の事業の経過及びその成果の説明の中に設備投資の状況を記載するか、企業集団の設備投資の状況の項目の中にまとめて記載し、それぞれがどの事業セグメントに属するかを明示する。ただし、その記載が困難な事項についてはこの限りではない。

### [記載例]

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備  
当社〇〇工場（〇〇セグメント）                      〇〇設備の新設
- ② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充  
〇〇株式会社〇〇工場（〇〇セグメント）      〇〇設備の新設

### (3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

### (4) 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け

### (5) 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該株式会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

### (6) 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第120条第1項第5号ハからへまでに対応する事項である。

## 【事業報告作成会社の状況について記載する場合】

### [記載方法の説明]

当該事業年度中に行われた上記行為のうち、重要なものを、その重要性に応じた分量で記載することが考えられる。事業自体の移転を伴う行為のほか、株式や新株予約権を取得又は処分する行為についても、事業自体の移転と同視しうる場合には、これを記載することが求められている。

### [記載例]

- ① 〇〇社は、〇年〇月〇日をもって会社分割により、当社の〇〇事業を承継し、設立された会社です。
- ② 当社は、〇年〇月〇日をもって〇〇社を吸収合併いたしました。
- ③ 当社は、〇年〇月〇日をもって、△△社の発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

④ 当社は、○年○月○日をもって、△△社の発行した第○回新株予約権○○個（目的たる株式の総数○株）の割当を受けました。

### 【企業集団の状況について記載する場合】

#### [記載方法の説明]

記載すべき項目は、上記【事業報告作成会社の状況について記載する場合】と同様である。ただし、企業集団の状況について記載する場合、事業報告作成会社の行った行為のみならず、子会社等の行った行為についても記載することとなる。

### 1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

#### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 120 条第 1 項第 6 号に対応する事項である。

### 【事業報告作成会社の状況について記載する場合】

#### [記載方法の説明]

「財産の状況」については、総資産又は純資産の状況を記載する。

「損益の状況」については、①売上高、②当期純利益、③一株当たり当期純利益等の状況を表（記載例参照）又はグラフにより表示する。

「直前三事業年度」とは、当該事業年度は含まない、それ以前の三事業年度という趣旨であるが、会社法施行前の実務と同様、当該事業年度分も含め、四期比較で表示することが考えられる。当該事業年度の末日において三事業年度が終了していない場合は、成立後の各事業年度について記載する。

財産及び損益の状況に関する説明については、特に記載を求められていないが、これらの状況が著しく変動し、その要因が明らかなきときは、主要な要因を概略説明することが考えられる。

なお、本事項については、事業年度経過後の会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に関する定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なることとなったときは、修正を反映した事項を記載することができる旨が、法務省令に規定されている（会社法施行規則第 120 条第 3 項、会社計算規則第 96 条第 7 項第 1 号・同第 133 条第 3 項・同第 134 条第 4 項）。具体的な修正については、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に従うこととなる。

[記載例]				
(財産及び損益の状況)				
区 分	第〇期	第〇期	第〇期	第〇期 (当事業年 度)
売上高 (十億円)				
当期純利益 (十億円)				
一株当たり当期純利益 (円)				
総資産又は純資産 (十億円)				

(記載上の注意)

- (1) 記載項目に著しい変動があり、その要因が明らかな場合には、主要な要因を簡潔に注記することが考えられる。
- (2) 金額単位については、一株当たり当期純利益を除き、会社計算規則第 144 条(金額の表示の単位)を準用し、100 万円単位又は 10 億円単位とすることが考えられる。ただし、当該単位より低い単位を用いることも差し支えない。
- (3) 上記項目はあくまで目安であり、上記項目以外の項目を付加することも差し支えない。

#### 【企業集団の状況について記載する場合】

##### [記載方法の説明]

「財産の状況」については、総資産又は純資産を記載する。

「損益の状況」については、企業集団の過去 3 年間の①売上高、②親会社株主に帰属する当期純利益、③一株当たり当期純利益等を表(記載例参照)又はグラフにより表示する。

「直前三事業年度」の考え方については、**【事業報告作成会社の状況について記載する場合】**と同様である。

財産及び損益の状況に関する説明については、特に記載を要することとされていないが、これらの状況が著しく変動し、その要因が明らかなときは、主要な要因を概略説明することが考えられる。

なお、企業集団の財産及び損益の状況を記載する場合においては、事業報告作成会社の財産及び損益の状況を省略することが可能であるが、会社法施行前の実務の取扱いと同様、事業報告作成会社の財産及び損益の状況も記載しておくことも考えられる。

[記載例]				
(企業集団の財産及び損益の状況)				
区 分	第〇期	第〇期	第〇期	第〇期 (当連結会計年 度)
売上高 (十億円)				
親会社株主に帰属する当期 純利益 (十億円)				
一株当たり当期純利益 (円)				
総資産又は純資産 (十億円)				
(事業報告作成会社の財産及び損益の状況)				
区 分	第〇期	第〇期	第〇期	第〇期 (当事業年 度)
売上高 (十億円)				
当期純利益 (十億円)				
一株当たり当期純利益 (円)				
総資産又は純資産 (十億円)				

(記載上の注意)

- (1) 記載項目に著しい変動があり、その要因が明らかな場合には、主要な要因を簡潔に注記する。
- (2) 金額単位については、一株当たり当期純利益を除き、会社計算規則第 144 条（金額の表示の単位）を準用し、100 万円単位又は 10 億円単位とすることが考えられる。ただし、当該単位より低い単位を用いることも差し支えない。
- (3) 上記項目はあくまで目安であり、上記項目以外の項目を付加することも差し支えない。

#### 1-4. 対処すべき課題

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 120 条第 1 項第 8 号に対応する事項である。

##### 【事業報告作成会社の状況について記載する場合】

##### [記載方法の説明]

事業の推進のために克服すべき当面の主要課題を事業の経過及びその成果の記載との関連において記載する。これは、当該事業年度の事業の経過及び成果を踏まえて、現時点における対処すべき課題を報告するものであるから、対処すべき課題としては事業報告作成時点のものを記載する。

なお、「対処すべき課題」には、社会的・経済的制度にかかわるもの及び長期的視点にたったの課題は含めなくてもよい。

##### 【企業集団の状況について記載する場合】

### [記載方法の説明]

企業集団の事業の推進のために克服すべき当面の主要課題を事業の経過及びその成果の記載との関連において記載する。これは、当該事業年度の事業の経過及び成果を踏まえて、現時点における対処すべき課題を報告するものであるから、対処すべき課題としては事業報告作成時点のものを記載する。

なお、「対処すべき課題」には、社会的・経済的制度にかかわるもの及び長期的視点にたったの課題は含めなくてもよい。

## 1-5. 主要な事業内容

### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第120条第1項第1号に対応する事項である。

(企業集団の状況について記載する場合は、表題を「**企業集団の主要な事業セグメント**」とする)

### 【事業報告作成会社の状況について記載する場合】

### [記載方法の説明]

事業部門名から当該事業の内容が推認できる場合には、主要な事業部門名を記載することで足りる。各部門について「事業の経過及びその成果」(1-1)を記載することとされているため、「主要な事業内容」について別の項目を立てて重複記載する必要はない。

それ以外の場合には、主要な製品又はサービスを記載することになるが、これは「事業の経過及びその成果」の中で記載してもよい。

事業内容としては、事業報告の対象となる事業年度の末日現在の状況を記載する。

### 【企業集団の状況について記載する場合】

### [記載方法の説明]

複数の事業セグメントを有しており、その内容がセグメント名から推認できる場合には、主要な事業セグメント名を記載する。各セグメントについて「事業の経過及びその成果」(1-1)を記載することとされているため、「主要な事業セグメント」について別の項目を立てて重複記載する必要はない。

事業内容としては、事業報告の対象となる事業年度の末日現在の状況を記載する。

## 1-6. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第120条第1項第2号に対応する事項である。

(企業集団の状況について記載する場合は、表題を「**企業集団の主要拠点等**」とする)

### (1) 主要な営業所及び工場

### 【事業報告作成会社の状況について記載する場合】

### [記載方法の説明]

主要な営業所及び工場の名称及びその所在地を記載する。所在地の記載は都道府県名又は都市名までとすることが考えられる。したがって、営業所、工場名に所在地を示す都道府県名又は都市名が付される場合には、所在地を記載する必要はない。状況としては、事業報告の対象となる事業年度の末日現在のものを記載する。

#### [記載例]

- ① 営業所：大阪、名古屋、九州（福岡）、札幌、中国（広島）、仙台、四国支店（高松）
- ② 工場：大阪、粟津、川崎、小山

### (記載上の注意)

①で実際の名称が営業所でない場合は、四国支店（高松）のように、実際の名称を用いる。

## 【企業集団の状況について記載する場合】

### [記載方法の説明]

企業集団の主要拠点（営業所や工場等）や主要な子会社の名称及びその所在地を記載する。所在地の記載は都道府県名又は都市名までとし、海外展開している場合には、その所在する国名までとする。したがって、営業所、工場名に所在地を示す都道府県名又は都市名、海外展開している場合においては国名が付せられるときには、所在地は記載する必要はない。状況としては、事業報告の対象となる事業年度の末日現在のものを記載する。

#### [記載例]

- ① 営業所：東京、大阪、アメリカ
- ② 生産拠点：〇〇Inc.（カナダ）、ドイツ△△GmbH、□□有限公司（中国）

### (記載上の注意)

主要拠点に関する基準を設定し、地域への展開が会社別に行われている場合等にはその社名を開示することが考えられる。

## (2) 使用人の状況

(企業集団の状況について記載する場合は、表題を「**企業集団の使用人の状況**」とする)

## 【事業報告作成会社の状況について記載する場合】

### [記載方法の説明]

事業年度末における使用人数（就業者数でも可）及び前期末比増減を記載する。その他、使用人の平均年齢や平均勤続年数等を記載することも考えられる。これらはすべて全社的なものとし、事業所別に記載する必要はない。

子会社等への出向者がある場合には、出向者数を注記することが考えられる（内数又は外数）。

使用人の構成その他の状況に重要な変動がある場合には、その旨も併せて記載する。

状況としては、事業報告の対象となる事業年度の末日現在のものを記載する。

[記載例]

使用人の状況

使用人数 ○○○○名（前事業年度末比○○名増）

平均年齢 ○○歳 平均勤続年数 ○○年

## 【企業集団の状況について記載する場合】

[記載方法の説明]

【事業報告作成会社の状況について記載する場合】と同様に、使用人数(就業者数でも可)及び前期末比増減を記載するほか、事業セグメント別、あるいは国内・海外別の使用人数(就業者数でも可)などを記載することも考えられる。状況としては、事業報告の対象となる事業年度の末日現在のものを記載する。

### 1-7. 重要な親会社及び子会社の状況

[会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第120条第1項第7号に対応する事項である。

[記載方法の説明]

すべての子会社についての状況の記載が必要となるものではなく、事業報告への記載にあたっては、企業集団に重要な影響を及ぼす会社等に関する基準を設定し、当該基準を充足する会社について継続的に開示することとなる。

親会社については、その名称等を記載し、事業上の関係があればその内容等を記載することが考えられる。子会社についても、その名称や出資比率、主要な事業内容等を記載し、子会社の増加減少等があればその内容を記載することが考えられる。

その他、「当該事業年度中の親会社の交替(株式移転による持株会社の設立を含む。）」、「子会社(子法人等)の設立」については、引き続き、異動又はその計画の公表があった場合に、その旨を記載することなどが考えられる。

また、改正省令により、事業報告作成会社とその親会社との間に事業報告作成会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を記載する必要がある。

「契約等」とは、事業報告作成会社とその親会社との間でされた合意をいい、契約という形態でされたものに限られない。また、事業報告作成会社の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する内容(会社法施行規則第3条第3項第2号ハ)のものに限らず、当該方針に影響を及ぼす重要な契約等について記載する必要がある。

そのため、親子会社間で締結される経営管理契約等においてグループに関する様々な事項が合意されていたとしても、事業報告に記載する必要があるのは、「重要な財務及び事業の方針に関する契約等」に該当する合意の内容の概要のみであり、それ以外の合意について、その概要を記載する必要はない。また、事業報告作成会社において、親会社が当該事業報告作成会社の重要な財務及び事業の方針に及ぼす影響を踏まえ、少数株主保護のための措置を講ずることを親会社との間で合意をしている場合には、その内容の概要等を記載することが考えられる。

なお、事業報告作成会社とその親会社との間でされた合意のみが「契約等」に該当するため、事業報告作成会社が関知していない親会社における方針等や、いわゆる株

主間契約（事業報告作成会社が当事者となっていないもの）の内容の概要を記載する必要はない。

**[記載例]**

**重要な親会社及び子会社の状況**

**① 親会社の状況**

当社の親会社は〇〇株式会社であり、同社は当社の株式を〇〇株（出資比率〇%）保有しています。当社は親会社から主として〇〇などの仕入れを行うとともに、親会社へ主として××などを販売するなどの取引を行っています。

**② 子会社の状況**

名称	出資比率	主要な事業内容
〇〇株式会社		
××株式会社		

**1-8. 主要な借入先及び借入額**

**[会社法施行規則の条項]**

会社法施行規則第 120 条第 1 項第 3 号に対応する事項である。

**[記載方法の説明]**

当該事業年度の末日において主要な借入先があるときは、その借入先及び借入額を記載する。具体的には、金融機関等からの借入額がその会社の資金調達において重要性を持つ場合に限って主要な借入先及び借入額を記載する。借入額に重要性がある場合には、金融機関名等と当該金融機関等からの借入額を記載する。

**[記載例]**

借入先	借入残高
	(億円)

**1-9. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め(会社法第 459 条第 1 項)があるときの権限の行使に関する方針**

**[会社法施行規則の条項]**

会社法施行規則第 126 条第 10 号に対応する事項である。

**[記載方法の説明]**

監査役会設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社のいずれの機関設計を採用しているかにかかわらず、剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第 459 条第 1 項）がある会社全てに記載が求められる。

記載が求められる「方針」は、剰余金の配当に関する中長期的な方針に限られない。

本事項は、会社法施行規則上は、会計監査人設置会社における特則に位置付けられ

ている（会社法施行規則第126条第10号）。

ただし、会社の現況に関する事項の一環として、当該事業年度に係る剰余金の配当について記載する場合、剰余金の配当等の方針についても併せて記載することが考えられる。

**[記載例]**

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

なお、配当性向については、年間約〇パーセントを目途としております。今期については、〇年〇月〇日に中間配当として1株あたり〇円を実施しており、期末配当×円と合計で1株あたり△円の利益配当を予定しております。

## 1-10. その他株式会社の現況に関する重要な事項

**[会社法施行規則の条項]**

会社法施行規則第120条第1項第9号に対応する事項である。

**[記載方法の説明]**

1-9までに記載した事項のほか、株式会社の現況に関する重要な事項がある場合には、その事項を記載することとなる。

具体的には、重要な訴訟の提起・判決・和解、事故・不祥事、社会貢献等について記載することが考えられるが、これらの事項は「事業の経過及びその成果」や「対処すべき課題」に記載することも考えられる。

なお、いわゆる後発事象については、計算関係書類に関連する事実は、計算書類の注記（会社計算規則第114条）に移動しており、事業報告への記載は、原則として求められていない。もっとも、事業年度の末日後に生じた財産・損益に影響を与えない重要な事象が生じた場合には、本部分において記載することが求められる。

## 2. 株式に関する事項

### 2-1. 上位10名の株主の状況

**[会社法施行規則の条項]**

会社法施行規則第122条第1項第1号に対応する事項である。

**[記載方法の説明]**

当該事業年度の末日において自己株式を除く発行済株式総数に対する株式の保有割合の高い上位10名の株主につき、その氏名又は名称、持株数（種類株式発行会社については株式の種類及び種類ごとの数を含む）及び株式の保有割合を記載する。なお、保有割合を計算する際には、議決権の有無や割合は考慮せず、株主名簿における保有株式数のみを基準として形式的に算出するものとし、かつ、分母及び分子から自己株式は控除される。

また、種類株式を発行している会社においては、割合の計算に当たっては、種類とは無関係に発行済株式の総数に対する保有株式数の割合の順に上位 10 名の株主を確定し、その 10 名の株主について、それぞれ保有株式の種類とそれぞれの種類ごとの数を記載することとなる。

## 2-2. 事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 122 条第 1 項第 2 号に対応する事項である。

### [記載方法の説明]

事業年度中に事業報告作成会社の会社役員（会社役員であった者を含む）に対して「職務執行の対価として当該会社が交付した」当該会社の株式がある場合、次に定める会社役員（会社役員であった者を含む）の区分ごとに株式の種類、種類ごとの数及び交付を受けた者の人数をそれぞれ記載する。

- ①取締役（指名委員会等設置会社においては取締役及び執行役）のうち、監査等委員又は社外役員でないもの
- ②社外役員である社外取締役のうち、監査等委員でないもの
- ③監査等委員である取締役
- ④取締役及び執行役以外の会社役員（監査役及び会計参与）

会社役員の区分ごとに交付した株式の数及び人数を記載すれば足り、交付を受けた者の氏名や個人別の交付株式数まで記載する必要はない。

事業報告作成会社の株式を職務執行の対価として直接交付する場合（会社法第 202 条の 2）のみならず、事業報告作成会社が会社役員に対して職務執行の対価として当該会社の募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付し、当該金銭の払込みと引換えに株式を交付した場合も記載の対象となるが、それぞれを区別して記載する必要はない。

記載の要否は「事業年度中に交付した」か否かで判断される。したがって、事前交付型の譲渡制限付株式については、譲渡制限の解除に関わらず交付された時点で記載が必要となり、事後交付型の株式報酬（株式交付信託を含む）については、具体的な交付予定が存在したとしても、実際に交付されるまで記載を要しない。

なお、事業報告作成会社が当該会社の株式の購入資金に充てるために会社役員に対し報酬等として金銭を支給している場合において、当該金銭を用いて当該会社役員が、市場又は持株会等を通じて当該会社の株式を取得した場合は、当該株式会社から株式の交付を受けたわけではないから記載の対象とならない。

会社役員であった者に対して、退任から一定期間経過した後に株式を交付する場合なども記載対象となるが、その場合でも、①から④のそれぞれの区分において、「会社役員であるもの」と「会社役員であった者」とを区分して記載することまでは求められていない。

## 2-3. その他株式に関する重要な事項

### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 122 条第 1 項第 3 号に対応する事項である。

**[記載方法の説明]**

会社法施行規則において、事業報告の内容として具体的に記載が求められている事項は**2-1 及び 2-2**に掲げる事項のみである。ただし、株式に関する重要な事項として、発行可能株式総数や発行済株式の総数、当該事業年度末の株主数を記載することが考えられる。

**[記載例]**

① 発行可能株式総数                   ○○○○株

② 発行済株式の総数                   ○○○○株（自己株式○○株を除く）

③ 当事業年度末の株主数              ○○○○名

④ 上位 10 名の株主

株主名	持株数	持株比率

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 ○○株	○名
社外取締役	当社普通株式 ○○株	○名
監査役	当社普通株式 ○○株	○名

**3. 新株予約権等に関する事項**

- 3-1. 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項
- 3-2. 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項
- 3-3. その他新株予約権等に関する重要な事項

**[会社法施行規則の条項]**

会社法施行規則第 123 条第 1 号から第 3 号までに対応する事項である。

**[記載方法の説明]**

「新株予約権等」とは、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 14 号に「新株予約権その

他当該法人等に対して行使することにより当該法人等の株式その他の持分の交付を受けることができる権利（株式引受権（会社計算規則第2条第3項第34号に規定する株式引受権をいう。以下同じ。）を除く。）」と定義されている。したがって、新株予約権以外にも、新株予約権と類似した内容を有する権利についても記載の対象となる。新株予約権等については、次の事項を記載する。

(1) 事業年度の末日時点において在任している会社役員が「職務執行の対価として当該株式会社が交付した」新株予約権等を同末日時点において有している場合次に定める役員の区分ごとに当該新株予約権等の内容の概要及び新株予約権等を有する者の人数をそれぞれ記載する。なお、事業報告作成会社が新株予約権を職務執行の対価として直接交付する場合のみならず、事業報告作成会社が会社役員に対して職務執行の対価として当該会社の募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付し、当該金銭の払込みと引換えに新株予約権を交付した場合も記載の対象となるが、それぞれを区別して記載する必要はない。

- ①取締役（指名委員会等設置会社においては取締役及び執行役）のうち、監査等委員又は社外役員でないもの
- ②社外役員である社外取締役のうち、監査等委員でないもの
- ③監査等委員である取締役
- ④取締役及び執行役以外の会社役員（監査役及び会計参与）

「職務執行の対価として当該株式会社が交付した」か否かの判断に際しては、「特に有利な条件又は金額」により発行されたか否か（会社法第238条第3項各号）を問わない。

「新株予約権等の内容の概要」としては、会社法第236条で定める「新株予約権の内容」を勘案して記載することとなるが、目的である株式の種類及び数や、発行価額、行使の条件等を記載することが考えられる。

(2) 事業年度中に以下の①②の使用人等（「当社従業員・子会社取締役等」といった適宜の用語を用いることで構わない。）に対し、新株予約権等を職務執行の対価として交付した場合

- ① 事業報告作成会社の使用人（事業報告作成会社の会社役員を兼ねている者を除く。）
- ② 事業報告作成会社の子会社の役員及び使用人（事業報告作成会社の会社役員又は①を兼ねている者を除く。）

記載対象者の区分ごとに、新株予約権等の内容の概要及び交付した者の人数をそれぞれ記載する。

[記載例]

当社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第〇回新株予約権
新株予約権の数	〇個
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	〇名
当社社外取締役（社外役員に限る）	〇名
当社監査役	〇名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 〇〇株
新株予約権の発行価額	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の主な行使条件	

- ② 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名 称	第〇回新株予約権
発行決議の日	〇年〇月〇日
新株予約権の数	〇個
交付された者の人数	
当社使用人（当社の役員を兼ねている者を除く。）	〇名
当社の子会社の役員及び使用人（当社の役員又は使用人を兼ねている者を除く。）	〇名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 〇〇株
新株予約権の発行価額	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の主な行使条件	

(記載上の注意)

- 「交付された者の人数」としては、交付時の人数を記載すれば足り、事業年度末時点における保有状況を記載する必要はない。
- 「交付された者」のうち、「子会社の役員及び使用人」については、合算開示ではなく、子会社取締役・子会社監査役・子会社使用人に区分して開示することも考えられる。
- 「交付された者」とは、交付時に使用人等であった者を意味する。したがって、事業年度中に使用人等となった者や使用人等でなくなった者であっても、交付時に

使用人等でありさえすれば記載の対象となる。

#### 4. 会社役員に関する事項

事業報告における記載の対象となる会社役員は、次のとおり、記載事項によりその範囲を異にするものとして取り扱われている。

##### (1) 在任時期の限定が付されているもの

会社役員に関する記載事項のうち、①氏名、②地位及び担当、③重要な兼職の状況、④財務及び会計に関する相当程度の知見、⑤責任限定契約に関する事項並びに⑥補償契約に関する事項（後記 4-1 から 4-3 まで、4-5、4-7 及び 4-8）については、対象となる会社役員につき、「直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限る」との限定が付されている（会社法施行規則第 121 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 3 号の 2、第 8 号及び第 9 号）。この場合、事業報告の対象となる事業年度中に在任していた会社役員であっても、事業年度中に開催された定時株主総会の終結の時をもって退任した者などは、事業報告の記載対象とはならない。

なお、事業年度中に開催された定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた会社役員のうち、事業年度の末日に在任していない者については、事業報告の記載対象となる。

##### (2) 在任時期の限定が付されていないもの

会社役員に関する記載事項のうち、⑦辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項、⑧役員等賠償責任保険契約に関する事項、⑨取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（業績連動報酬等、非金銭報酬等、それら以外の総額）、⑩業績連動報酬等に関する事項、⑪非金銭報酬等に関する事項、⑫報酬等に関する定款の定め又は株主総会決議に関する事項、⑬各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項、⑭各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額の決定の委任に関する事項及び⑮（監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社における）常勤で監査を行う者の選定の有無及びその理由、並びに⑯その他会社役員に関する重要な事項（後記 4-4、4-6 及び 4-10 から 4-17 まで）については、対象となる会社役員につき、特段の限定が付されておらず、また、⑰補償契約に基づく補償に関する事項については「当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む」とされている（後記 4-9。会社法施行規則第 121 条第 3 号の 3 から第 7 号まで及び第 10 号から第 11 号まで）。この場合、事業報告の対象となる事業年度において在任していたか否かを問わず、事業報告作成会社における全ての会社役員が事業報告の記載対象となる。

ただし、実際には、「当該事業年度に係る」との限定が付されている事項（会社法施行規則第 121 条第 4 号）は、事業報告の対象となる事業年度において一時的にでも在任していた会社役員について記載することとなる。また、事業報告とは、報告の対象となる事業年度における事業の経過及び成果を株主に対して報告するという性質のものであるため、原則として、対象となる事業年度の初日から末日までに発生ないし変動した事象を内容とすれば足りる。事業年度末日後に生じた事象については、株主にとり重要な事項に限り「会社役員に関する重要な事項」（会社法施行規則第 121 条第 11 号）や「当該株式会社の状況に関する重要な事項」（会社法施行規則第 118 条第 1 号）として事業報告の内容とすることが考えられる。

したがって、当該事業年度において在任していない会社役員について記載が求められる可能性がある事項は、以下のものに限られる。

##### ① 事業報告作成会社が会社役員に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第

1 項第 1 号の費用を補償した場合において、当該事業報告作成会社が、当該事業年度に、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときには、当該会社役員が事業報告の対象となる事業年度において全く在任していなかった会社役員についてであっても、知った旨を事業報告に記載する必要がある。

- ② 当該事業年度において、事業報告作成会社が会社役員に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号の損失を補償した場合、当該会社役員が事業報告の対象となる事業年度において全く在任していなかった会社役員に対するものであっても、補償した旨及び補償した金額を記載する必要がある。
- ③ 当該事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった会社役員の報酬等がある場合、事業報告の対象となる事業年度において全く在任していなかった会社役員であっても事業報告の記載対象となることがある（会社法施行規則第 121 条第 5 号）。たとえば、事業報告の対象となる事業年度の開始前に退任した会社役員に対して、当該事業年度になって退職慰労金を支給した場合や、退職慰労金の支給見込額が明らかとなった場合において、当該退職慰労金につき、事業報告への記載が必要となるときがある。
- ④ 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項（会社法施行規則第 121 条第 6 号及び第 6 号の 2）として、どの時点において存在する方針について記載すべきかについては、事業報告の作成時又は当該事業年度末日のいずれの考え方もあり得ると考えられる。ただし、いずれの考え方による場合であっても、当該事業年度に係る取締役又は執行役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由の記載が求められていることから、事業年度中又は事業年度末日後に当該方針について変更があった場合には、変更前の当該方針についても当該理由の説明のために必要な記載をすることが考えられる。
- ⑤ 会社役員が辞任し又は解任された場合に、辞任後又は解任後開催される株主総会において意見又は辞任した理由が述べられることがある（会社法 345 条参照）。この意見又は理由については、実際に辞任し又は解任された事業年度であるか否かにかかわらず、述べられる予定の意見が判明した事業年度又は当該意見若しくは理由が実際に株主総会で述べられた事業年度に係る事業報告へ記載することとなる。したがって、例えば、ある事業年度において辞任した又は解任された会社役員につき、当該事業年度中には意見又は理由が述べられず又は判明もしなかったが、翌事業年度等において述べられた又は判明した場合には、当該翌事業年度等に係る事業報告に意見又は理由の内容を記載することとなる。
- ⑥ 会社法施行規則第 121 条第 1 号から第 10 号までに掲げる事項の他に、会社役員につき重要な事項があれば、「会社役員に関する重要な事項」（会社法施行規則第 121 条第 11 号）として記載することとなる。

#### 4-1. 氏名

#### 4-2. 地位及び担当

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 121 条第 1 号及び第 2 号に対応する事項である。

##### [記載方法の説明]

当該事業年度における取締役及び監査役（指名委員会等設置会社の場合は取締役及び執行役）の氏名、会社における地位及び担当（代表取締役若しくは代表執行役、又は使用人兼務取締役若しくは執行役である旨の記載、監査等委員である旨の記載、業務担当取締役の「〇〇担当」といった記載を含む。）を記載する。取締役であっても、固有の担当がない場合には、担当の箇所には特段の記載を要しない。なお、監査役については、職務の分担を定めることは可能と解されているものの、各人について固有の担当は存しないものと解されているため（会社法施行規則第 76 条第 2 項第 3 号参照）、担当については特段の記載を要しない。これに対し、監査等委員については、監査等委員会、独任制の機関である監査役と異なり、会議体として組織的な監査を行うため、その構成員である監査等委員には「担当」があり得ると解されている。

また、指名委員会等設置会社にあつては、所属する委員会があれば、その名称、執行役兼務取締役であれば、その旨も記載する。

社外取締役あるいは社外監査役については、社外役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 5 号）である場合についてのみ、その旨を注記することが考えられる。

なお、「主な職業」については、事業報告においては、必ずしも記載が求められていない。ただし、主な職業が事業報告作成会社の役員のほかにあるときは、「重要な兼職の状況」（会社法施行規則第 121 条第 8 号）として記載する又は「会社役員に関する重要な事項」（会社法施行規則第 121 条第 11 号）として、その職業を注記することが考えられる。

#### 4-3. 重要な兼職の状況

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 121 条第 8 号に対応する事項である。

##### [記載方法の説明]

会計参与を除く会社役員の重要な兼職の状況を記載する。会社役員が他の法人等の代表者であったとしても、当然には本項目の記載対象とはならず、当該兼任のうち「重要な兼職」に該当するもののみを記載すれば足りる。重要な兼職であるか否かは、兼職先が取引上重要な存在であるか否か、当該取締役等が兼職先で重要な職務を担当するか否か等を総合的に考慮して判断するため、兼職先の代表者であったとしても「重要な兼職」に該当しない場合もありうる。

例えば、事業報告作成会社と全く取引のない団体や単なる財産管理会社、休眠会社の代表者である場合などは、「重要な兼職」には該当しないものと解される。「兼職の状況」としては、兼職先や兼職先での地位を記載することが考えられる。

記載の方法としては、後記記載例のとおり、会社役員に関する事項中に氏名や地位及び担当と並べて重要な兼職の状況を記載する方法のほか、兼職状況について会社役員に関する事項とは別の一覧表を作成する方法が考えられる。

#### 4-4. 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 121 条第 7 号に対応する事項である。

##### [記載方法の説明]

辞任した又は解任された会社役員（株主総会又は種類株主総会の決議によって解任

されたものを除く。)が存するときは、次の事項を記載する。なお、任期満了により退任した会社役員は含まれない。

- ① 氏名
- ② 辞任又は解任について株主総会において述べられる予定の又は述べられた意見(会社法第342条の2第1項又は第345条第1項・第4項)があるときは、その意見の内容(監査等委員である取締役、会計参与又は監査役に限る。)
- ③ 辞任した者により株主総会において述べられる予定の又は述べられた辞任の理由(会社法第342条の2第2項又は第345条第2項・第4項)があるときは、その理由(監査等委員である取締役、会計参与又は監査役に限る。)

上記に加えて、監査等委員会設置会社においては、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるができる(会社法第342条の2第4項)。したがって、監査等委員である取締役以外の取締役の辞任又は解任について、監査等委員会が選定する監査等委員により株主総会において述べられる予定の意見又は述べられた意見があるときは、その意見の内容も事業報告に記載することとなる。

本項目における「会社役員」については、在任時期の限定が付されていないため、過去に辞任した又は解任された全ての会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。)が対象となる。

ただし、事業報告とは、報告の対象となる事業年度における事業の経過及び成果を株主に対して報告するという性質のものであるため、原則として、対象となる事業年度の初日から末日までに発生ないし変動した事象を内容とすれば足りる。

したがって、事業報告の対象となる事業年度中に(i)辞任又は解任という事象が生じた場合、(ii)辞任又は解任について株主総会において述べられる予定の意見又は辞任した理由が判明した場合、(iii)辞任又は解任についての意見又は辞任した理由が株主総会において述べられた場合又は(iv)事業報告に記載された意見と株主総会で実際に述べられた意見が異なる場合などにおいて記載の要否を検討することとなる。

また、会社法施行規則第121条第7号には、「当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く」との限定が付されている。ある事業年度において辞任し又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。)が存した場合、当該事業年度に係る事業報告に少なくとも当該会社役員の氏名(①)は記載される。

したがって、事業報告の対象となる事業年度より前に辞任し又は解任された者について事業報告への記載が必要になる場合とは、辞任し又は解任された事業年度後に②又は③の事項が生じ、かつ、当該事項がこれまでの事業報告に記載されていない場合に限られる。なお、事業年度末から当該事業年度に係る事業報告の作成時点までの間に、会社役員が辞任した場合には、当該会社役員等に関する①から③までの事項が「重要な事項」(会社法施行規則第121条第11号又は第118条第1号)に該当するのであれば、事業報告に記載することとなる。この場合には、翌事業年度に係る事業報告には、上記①から③までの事項を重複して記載する必要はなくなる。

#### 4-5. 財務及び会計に関する相当程度の知見

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第121条第9号に対応する事項である。

##### [記載方法の説明]

監査役、監査等委員又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している場合には、その内容を記載する。

「相当程度の知見を有している場合」の範囲は、公認会計士資格や税理士資格など一定の法的な資格を有する場合に限定されず、「会社の経理部門において○年間勤務した経験を有する」といった内容でも構わない。

記載場所としては、役員の地位・担当等を記載する際にあわせて注記として記載することが考えられる。

#### 4-6. 常勤で監査を行う者の選定の有無及びその理由

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 121 条第 10 号に対応する事項である。

##### [記載方法の説明]

事業報告作成会社が事業年度の末日において監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社である場合、常勤の監査等委員又は監査委員の選定の有無及びその理由を記載する。

#### 4-7. 責任限定契約に関する事項

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 121 条第 3 号に対応する事項である。

##### [記載方法の説明]

事業報告作成会社が取締役又は監査役との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項の契約）を締結している場合には、契約の相手方と共に、当該契約の内容の概要を記載する。「契約の内容の概要」としては、責任の限度額及び法令に定める事項以外に責任が制限されるための特段の条件を定めていれば当該条件を記載することが考えられるが、これに加え、契約によって当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にはその内容をも記載することとなる。

記載の方法としては、会社役員に関する事項に注記する方法や、責任限定契約に関する事項として、別項目を立てて記載する方法が考えられる。なお、社外役員とのみ責任限定契約を締結するのであれば、社外役員に関する記載事項とすることも差し支えない。

[記載例]		
当社の会社役員に関する事項		
氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
	代表取締役会長 〇〇担当	
	代表取締役社長 〇〇担当	
	代表取締役副社長 〇〇担当	
	専務取締役 〇〇担当	
	常務取締役 〇〇担当	
	取締役 〇〇担当	
××××	取締役	〇〇株式会社代表取締役
●●	常勤監査役	
〇〇	監査役	

△△	監査役
注1.	取締役×××氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
注2.	監査役〇〇氏及び△△氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
注3.	常勤監査役●●氏は、〇年間当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。 監査役〇〇氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
注4.	取締役〇〇〇〇氏は、〇年〇月〇日辞任いたしました。
注5.	監査役△△△△氏は、〇年〇月〇日辞任いたしました。当該辞任に関し、△△△△氏より、次のとおり辞任の理由が述べられております。 .....
注6.	当事業年度の末日後に◎◎氏が当社取締役（××担当）として就任しております。
注7.	〇〇株式会社は、当社と〇〇という関係にあります。
注8.	当社の親会社である●●の代表取締役は、社外取締役×××氏の三親等内の親族であります。
注9.	社外監査役△△氏の甥は、当社の経理部長として勤務しております。
注10.	当社は社外取締役◎◎氏、監査役●●氏及び社外監査役××氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金〇〇円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。
注11.	当社は取締役◎◎氏、監査役●●氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。
注12.	当社は当社及び当社子会社である〇〇株式会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

**[記載例]（別項目を立てて記載する際の例）**

**（責任限定契約の内容の概要）**

当社は、〇年〇月〇日開催の第〇回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が取締役〇〇〇〇氏及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

**① 取締役の責任限定契約**

取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金〇〇円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

**② 監査役の責任限定契約**

監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金〇〇円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

**4-8. 補償契約に関する事項**

**[会社法施行規則の条項]**

会社法施行規則第121条第3号の2に対応する事項である。

**[記載方法の説明]**

事業報告作成会社が取締役、監査役又は執行役との間で補償契約（会社法第430条の2第1項の契約）を締結している場合には、①契約の相手方の氏名と共に、②当該

契約の内容の概要を記載する。

「契約の内容の概要」としては、補償の対象（会社法第 430 条の 2 第 1 項各号のいずれの事項が補償の対象となるか）を記載することが考えられるが、これに加え、契約によって当該取締役、監査役又は執行役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合（補償契約において事業報告作成会社が補償する額について限度額を設けた場合や、事業報告作成会社が当該取締役、監査役又は執行役に対して責任を迫及する場合及び当該役員に故意又は重過失が認められる場合には当該役員に生じる防御費用については補償することができないこととした場合など）には、その内容をも記載することとなる。

記載の方法としては、会社役員に関する事項に注記する方法や、補償契約に関する事項として、別項目を立てて記載する方法が考えられる。

#### 4-9. 補償契約に基づく補償に関する事項

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 121 条第 3 号の 3 及び第 3 号の 4 に対応する事項である。

##### [記載方法の説明]

補償契約を締結した事業報告作成会社が会社役員（取締役、監査役又は執行役に限る。以下 4-9 において同じ。）に対して補償契約に基づき補償を行った場合、その内容に応じて以下の事項を記載する。

- ① 会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号の費用を補償した場合  
事業報告作成会社が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨
- ② 会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号の損失を補償した場合  
その旨及び補償した金額

①に該当する場合、当該事業年度において、「補償契約に基づき補償をした会社役員」が会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号の職務の執行に関し、「法令の規定に違反したこと」又は「責任を負うこと」のいずれを知ったのかを明らかにして記載する必要があるが、費用の補償を受けた会社役員の氏名や法令違反等に該当する事実の概要等までを記載する必要はない。

②に該当する場合、当該事業年度中に同一の事由に関して複数の会社役員に対して損失を補償したときであっても、個別の会社役員ごとに記載する必要はなく、当該会社役員らに対して補償した旨及び補償した金額の合計額をまとめて記載すれば足りる。なお、会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号イ又はロの損失のいずれを補償したかを明らかにして記載する必要があるが、損失の補償を受けた会社役員の氏名や損失の具体的な内容等を記載する必要はなく、補償契約に基づき会社役員に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号イ（又はロ）に掲げる損失を補償した旨を記載すれば足りる。

記載の方法としては、会社役員に関する事項に注記する方法や、補償契約に基づく補償に関する事項として、別項目を立てて記載する方法が考えられる。

#### 4-10. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 121 条の 2 に対応する事項である。

## [記載方法の説明]

事業報告作成会社が保険者との間で役員等賠償責任保険契約を締結している場合、以下の事項を記載する。

- ① 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲
- ② 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等（当該株式会社の役員等に限る）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にはその内容を含む）

役員等賠償責任保険契約とは、株式会社が保険者との間で締結する保険契約のうち、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって役員等を被保険者とするもののうち、以下のものを除くものとなる（会社法第 430 条の 3 第 1 項、会社法施行規則第 115 条の 2）。

- (1) 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する株式会社を含む保険契約であって、当該株式会社がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該株式会社に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの（いわゆる生産物賠償責任保険（PL 保険）、企業総合賠償責任保険（CGL 保険）、使用者賠償責任保険、個人情報漏洩保険等がこれに該当する。）

なお、主契約と特約が一体のものとして役員等賠償責任保険契約を構成する場合には、上記「主たる目的」は、主契約と特約を合わせた契約全体について判断されることとなる。また、被保険者に役員と会社の両方を含む役員等賠償責任保険契約についても、それぞれを被保険者とする部分を別の保険契約であると整理することが適切でない場合には、契約全体について「主たる目的」が判断されることとなる。なお、これらの判断は、主契約か特約かなどの外形的な事情だけでなく、経済的な機能等にも着目し行う。

- (2) 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員等に生ずることのある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結されるもの（自動車損害賠償責任保険、任意の自動車保険、海外旅行保険等がこれに該当する）

①については、当該役員等賠償責任保険契約の保険契約者である事業報告作成会社の役員等でない者が被保険者に含まれている場合、当該役員等でない者も記載の対象となる。被保険者の氏名の記載までは要しないが、被保険者の範囲等の記載により、被保険者となる者が特定できることが必要である。

②の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」については、当該役員等賠償責任保険契約の内容の重要な点（特約がある場合には、主契約と特約を合わせた契約全体の重要な点）を理解するに当たり必要な事項を記載することが求められ、「填補の対象とされる保険事故」の概要としては、その重要な点を理解するに当たり必要な事項を記載することが求められる。

②の「被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置」の一例としては、役員等賠償責任保険契約に免責額についての定めを設け、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととすることなどが考えられるが、特段の措置を講じていない場合には、記載を要しない。

記載の対象となる役員等賠償責任保険契約の範囲については、事業報告の対象とする事業年度の初日から末日までに有効であった全ての役員等賠償責任保険契約に関する記載が必要となる。

記載の方法としては、会社役員に関する事項に注記する方法や、役員等賠償責任保険契約に関する事項として、別項目を立てて記載する方法が考えられる。

**[記載例] (別項目を立てて記載する際の例)**

**(役員等賠償責任保険契約の内容の概要)**

**①被保険者の範囲**

当社および当社のすべての子会社のすべての取締役、執行役および監査役。

**②保険契約の内容の概要**

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

**4-11. 取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（業績連動報酬等、非金銭報酬等、それら以外の報酬等の総額）**

**[会社法施行規則の条項]**

会社法施行規則第121条第4号及び第5号に対応する事項である。

**[記載方法の説明]**

会社役員に支払った報酬その他の職務執行の対価である財産上の利益（以下「報酬等」という）の額を、①業績連動報酬等、②非金銭報酬等、③それら以外の報酬等の種類別に、かつ、取締役、会計参与及び監査役（監査等委員会設置会社の場合は監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役並びに会計参与、指名委員会等設置会社の場合は取締役及び執行役並びに会計参与）ごとに区分して、それぞれの総額と員数を記載する。

「業績連動報酬等」とは、報酬等のうち、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の当該株式会社又はその関係会社（会社計算規則第2条第3項第25号に規定する関係会社をいう。）の業績を示す指標（連結業績を示す指標を含む。）を基礎としてその額又は数が算定されるものである（会社法施行規則第98条の5第2号）。

「非金銭報酬等」とは、報酬等のうち、金銭でないもの（募集株式又は募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を取締役の報酬等とする場合における当該募集株式又は募集新株予約権を含む。）である。

「それら以外の報酬等」とは、報酬等のうち、上記いずれにも該当しないものであるが、典型的には、固定額の金銭報酬などがこれに該当する。

これらの結果、事業報告への記載の対象となる「報酬等」は次のとおり整理される。

### (1) 使用人兼務役員の使用人部分の給与等

事業報告への記載の対象は、役員として受ける報酬等のみであり、使用人兼務役員の使用人部分の給与等を「報酬等」に合算して記載することは認められない。

使用人兼務役員の使用人部分の給与等については、原則として、事業報告への開示は不要であるが、使用人分給与等が多額である場合等には、別途、「株式会社の会社役員に関する重要な事項」(会社法施行規則第121条第11号)として記載することが求められる。

### (2) 役員賞与

役員賞与も、他の報酬等と同様、職務執行の対価であるので、①から③の区分に応じ、報酬等の総額に含めて記載することが求められる。事業報告への記載が求められる「当該事業年度に係る役員報酬等」に含まれる役員賞与とは、事業年度が終了した後に現実に支払われた賞与の額ではなく、当該事業年度の業績等を踏まえて、当該事業年度について給付するものと定めた額、すなわち、今後支払い予定であるが、未だ支払われていない額も含めた額である。

したがって、役員賞与に関する議案を定時株主総会に提出する場合には、事後的に報酬等の総額が変更される場合がありうるが、事業報告の内容としては、あらかじめ定めていた額を記載することで差し支えない。ただし、実際に支給された賞与の総額があらかじめ定めていた額として事業報告に記載した額を上回った場合、その差額に相当する部分は、会社役員が当該賞与を受けた事業年度に係る事業報告において記載することとなる。なお、実際に支給された賞与の総額があらかじめ定めていた額を下回った場合については、差額の記載は不要である。事業報告の対象となる事業年度に客観的に対応する報酬等であっても、当該報酬等の額がその事業年度に係る事業報告作成時に判明しない場合には、その後会社役員が当該報酬等を「受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった」事業年度に係る事業報告において記載することとなる(会社法施行規則第121条第5号)。

### (3) 株式報酬及びストック・オプション

株式報酬及びストック・オプションは、その付与の際に株主総会の有利発行決議を経たか否かなどにかかわらず、職務執行の対価としての性格を有していれば、会社法上の報酬等として取り扱われる。この場合、株式報酬及びストック・オプションとして与えられた報酬等の総額も、②の非金銭報酬等として(業績連動報酬等の定義に当てはまる場合には業績連動報酬等としても)、事業報告への記載が求められる。

具体的には、株式報酬及びストック・オプションの付与時期にかかわらず、会社役員に与えられた株式報酬及びストック・オプションの価値のうち、当該事業年度の報酬分に相当するものの記載が求められるが、会計基準において、当該事業年度において費用計上されるものが基準となる。

### (4) 退職慰労金

退職慰労金も他の報酬等と同様、報酬等に含めて記載することが求められる。具体的には、退任時期等により、次のとおり記載することが考えられる。

#### ① 事業報告の提出される定時株主総会において退任予定の会社役員への退職慰労金

当該事業年度に客観的に対応する額が特定されれば、当該事業年度に係る会社役員の報酬等(会社法施行規則第121条第4号)に含めて、それ以外は、当該事業年度において受ける見込みの額が明らかになった会社役員の報酬等(同第5号)として開示することとなる。退職慰労金の見込みの額が明らかにならない場合は、支給した事業年度又は支給する見込みの額が明らかになった事業年度の事業報告で開示する(同第5号)。

なお、当該事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかになった会

社役員の報酬等の開示にあたり、各事業年度毎に退職慰労金の引当金を積んでいるような場合において、各事業年度に係る事業報告（解釈上、会社法施行前の営業報告書も該当するものと考えられる。）に、当該事業年度分の報酬等の額として、当該引当金等の額を含めて記載しているときは、すでに各事業年度において開示がなされた額についての記載は不要となる（会社法施行規則第 121 条第 5 号括弧書き）。

② 退職慰労金の打ち切り支給を行う場合

退職慰労金の打ち切り支給を行う場合には、実際の支給時期にかかわらず、①と同様の基準により退職慰労金に関する事項の記載を行うこととなり、当該記載を行えば、その後、現に退職慰労金の支給が行われた事業年度においてすでに開示された内容につき重ねて開示を行う必要はない（会社法施行規則第 121 条第 5 号括弧書き）。ただし、支給される見込みの額として記載された額を超える額がその後の事業年度において現に支給され、又は支給される見込みとなった場合には、その差額は、「当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容」とはされていないことになるので、現に支給が行われた、又は支給される見込みが明らかとなった事業年度に係る事業報告において記載する必要がある。なお、現に支給され、又は支給される見込みとなった額が支給される見込みの額として記載された額を下回った場合には、その差額の記載は不要である。

③ 既に退職慰労金制度の廃止及び退職慰労金の打ち切り支給を株主総会で決議し、支給対象役員が退任する際に支給することとしている場合

通常は、退職慰労金制度の廃止や退職慰労金の打ち切り支給を株主総会で決議した時点の事業報告において、①や②に従った開示が行われるので、支給時に改めて記載の必要はない。ただし、(i) 当該事業年度前の事業年度に係る事業報告に一切記載しないまま退職慰労金を支払った場合における当該額、及び(ii) 当該事業年度前の事業年度に係る事業報告において支給される見込みの額として記載された額を超える額がその後の事業年度において現に支給された場合における当該差額は、「当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容」には含まれていないことになるので、現に支給が行われた事業年度に係る事業報告において記載する必要がある。なお、現に支給された額が支給される見込みの額として記載された額を下回った場合には、その差額の記載は不要である。

(5) 記載方法

報酬等について、①から③までの区分に応じてその総額を記載することが求められるが、それぞれの区分の中に複数の種類の報酬（株式報酬とストック・オプションなど）が含まれている場合でも、その内訳等を示す必要はなく、区分ごとの総額を開示することで足りる。

①業績連動報酬等、②非金銭報酬等、③それら以外の報酬等が区分して記載されていればよく、その具体的内容が分かる限りにおいて、それぞれにつき異なる名称を用いる（③について「基本報酬」や「固定報酬」とする）ことでも差し支えない。

[記載例]						
(1) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等						
区分	支給 人数	報酬等の種類別の額			計	摘要
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取締役	人	円	円	円	円	
監査役	人	円	円	円	円	
計	人	円	円	円	円	

注 1. 上記業績連動報酬等の額には、第〇回定時株主総会において決議予定の役員賞与〇〇円（取締役

- ××円、監査役△△円)を含めております。
- 注2. 上記のほか、当事業年度に退任した取締役〇名に対し業績連動報酬等と非金銭報酬等以外の報酬等である退職慰労金〇円を支給しております。
- 注3. 上記業績連動報酬等は、〇〇(業績連動報酬等に関する事項を記載する)
- 注4. 上記非金銭報酬等は、〇〇(非金銭報酬等に関する事項を記載する)

(2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(4) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

(記載上の注意)

- (1) 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して記載する。
- (2) 指名委員会等設置会社においては、取締役の報酬等と執行役の報酬等とを記載する。
- (3) 執行役兼務取締役がいる場合、それぞれの立場で区分掲記してもよいし、一つにまとめて記載し、摘要欄に内訳を明示することでも構わない。
- (4) 業績条件を付した株式報酬など複数の区分に該当する性質を有する報酬等の場合、いずれかの区分において記載した上で、その旨及び額を注記することが考えられる。
- (5) 取締役等の員数は、現に報酬等の支給の対象となった者の員数を記載する(無報酬の会社役員は含まれない)(会社法施行規則第121条第4号・第5号)。
- (6) 各項目の記載の順序について特に制限はなく、上記記載例のとおり、当事業年度にかかる報酬に関する事項を(1)として記載し、(2)以下で方針に関する事項を記載する方法や、有価証券報告書における記載順にならい、方針に関する事項を先に記載する方法などが考えられる。

#### 4-12. 業績連動報酬等に関する事項

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第121条第5号の2に対応する事項である。

##### [記載方法の説明]

報酬等に業績連動報酬等が含まれている場合には、当該業績連動報酬等について次の事項を記載する必要がある。

- イ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由
- ロ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法
- ハ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いたイの業績指標に関する実績

イの業績指標の内容については、当該業績連動報酬等が会社役員に適切なインセンティブを付与するものであるかを判断するために必要な記載が求められるが、当該業績連動報酬等の算定の基礎として選定された全ての業績指標を網羅的に記載することが必ずしも求められるものではない。

ロの業績連動報酬等の額又は数の算定方法については、業績連動報酬等と業績指標との関連性等、業績連動報酬等の算定に関する考え方を株主が理解することができる程度の記載が求められるが、計算式を記載することや、株主が開示された業績指標に関する実績等から業績連動報酬等の具体的な額又は数を導くことができるような記載が必ずしも求められるものではない。

ハの業績指標に関する実績については、具体的な数値を記載することが考えられるが、必ずしも数値を記載することを求めるものではなく、有価証券報告書において「当該業績連動報酬に係る指標の『目標及び実績』」の記載が求められる（企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意（57）c）のと同様、実績について記載することでも足りる。

#### 4-13. 非金銭報酬等に関する事項

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第121条第5号の3に対応する事項である。

##### [記載方法の説明]

報酬等に非金銭報酬等が含まれている場合には、当該非金銭報酬等の内容を記載する必要がある。

非金銭報酬等の内容としては、当該非金銭報酬等によって会社役員に対して適切なインセンティブが付与されているかを株主が判断するために必要な程度の記載が求められる。例えば、株式報酬の場合、当該株式の種類、数や当該株式を割り当てた際に付された条件の概要等を記載することが考えられる。

#### 4-14. 報酬等に関する定款の定め又は株主総会決議に関する事項

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第121条第5号の4に対応する事項である。

##### [記載方法の説明]

会社役員の報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議による定めがある場合、それぞれにつき、以下の事項を記載する必要がある。

- イ 当該定款の定めを設けた日又は当該株主総会の決議の日
- ロ 当該定めの内容の概要
- ハ 当該定めに係る会社役員の員数

ハの会社役員の員数については、イの定款の定めが設けられ、又は株主総会の決議がされた時点において、それらの定めの対象とされていた会社役員の員数を記載する必要がある。

なお、会社役員の報酬等であっても、当該報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議による定めがない場合には、記載は不要である。

#### 4-15. 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第121条第6号及び第6号の2に対応する事項である。

### [記載方法の説明]

株式会社において、各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針（会社法第 361 条第 7 項の方針又は会社法第 409 条第 1 項の方針）を定めているときは、以下の事項を記載する。

- ① 当該方針の決定の方法
- ② その方針の内容の概要
- ③ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由  
また、会社法第 361 条第 7 項の方針又は会社法第 409 条第 1 項の方針の対象外である会社役員（監査等委員である取締役、監査役又は会計参与）の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針が任意に定められている場合、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要についても事業報告に記載する必要がある。

①の「当該方針の決定の方法」としては、取締役会の決議により決定したこと等に加えて、例えば、方針を決定するに当たって任意に設置した報酬諮問委員会の答申を得たことや外部の専門家の助言を受けたことなど、当該方針を決定する過程に関する重要な事実があれば、それを記載することが考えられる。

②の方針の内容の概要について、その記載の順序等について特に定めはなく、また、「概要」であることから、会社法施行規則第 98 条の 5 各号の事項を網羅的に記載しなければならないわけでもない。そのため、会社が定めたいわゆる報酬プログラムや報酬ポリシーの中に同条各号に掲げる方針の内容の概要が含まれていれば、報酬プログラムや報酬ポリシーとしてまとめて開示することもできる。

③の記載は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任する場合にも必要となる。

事業報告に方針について記載する場合、どの時点において存在する方針について記載すべきかは、事業報告の作成時又は当該事業年度末日のいずれの考え方もあり得ると考えられる。ただし、事業年度中又は事業年度末日後に当該方針について変更があった場合には、変更前の当該方針についても、当該事業年度に係る取締役又は執行役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由の説明のために必要な記載をすることが考えられる。

## 4-16. 各会社役員の報酬等の額の決定の委任に関する事項

### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 121 条第 6 号の 3 に対応する事項である。

### [記載方法の説明]

株式会社が当該事業年度の末日において取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨及び以下の事項を記載する。

- ① 当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位及び担当
- ② ①の者に委任された権限の内容

③ ①の者に②の権限を委任した理由

④ ①の者により②の権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあっては、その内容

①について、社外取締役から構成される任意の報酬委員会が取締役の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、当該委員会の各構成員が「当該委任を受けた者」に該当するものとして①の事項を記載する。

④に該当する措置を講じていない場合には、特段の記載を要しない。

#### 4-17. その他会社役員に関する重要な事項

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 121 条第 11 号に対応する事項である。

##### [記載方法の説明]

上記事項の他に、会社役員に関する重要な事項があれば、当該事項を記載する。

なお、本項目における「会社役員」の範囲には、在任期間の限定が付されていない点に注意が必要である。具体的には、事業年度開始前にすでに役員を退任した者や、事業年度終了後、定時株主総会までの間に開催された臨時株主総会において役員に選任された者や、事業年度終了後に補欠役員から正規の役員に就任した者、事業年度終了後定時株主総会までの間に辞任した者等についても、重要な事項があれば記載することとなる。

##### 【社外役員に関する開示】

社外役員についても、会社役員と同様、事業報告における記載の対象となるか否かは、記載事項によりその範囲を異にするものとして取り扱われている。具体的には、次のとおりとなる。

##### (1) 在任時期の限定が付されているもの

社外役員に関する記載事項のうち、①他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項、②他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項、③自然人である親会社等、事業報告作成会社又は事業報告作成会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との親族関係及び④各社外役員の主な活動状況（後記 4-18 から 4-21 まで）については、対象となる社外役員につき、「直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限る」との限定が付されている（会社法施行規則第 124 条第 1 号から第 4 号まで）。

##### (2) 在任時期の限定が付されていないもの

社外役員に関する記載事項のうち、⑤社外役員の報酬等の総額（業績連動報酬等、非金銭報酬等、それら以外の報酬等の総額）、⑥親会社等、親会社等の子会社等（事業報告作成会社を除く）又は事業報告作成会社に親会社等がないときの子会社からの役員報酬等の総額、及び⑦記載内容についての社外役員の意見（後記 4-22 から 4-24 まで）については、対象となる会社役員につき、特段の限定が付されていない（会社法施行規則第 124 条第 5 号から第 8 号まで）。この場合、事業報告の対象となる事業年度において在任していない社外役員についても記載が求められる可能性がある。但し、社外役員の報酬等の額のうち、「当該事業年度に係る」という限定がついた社外役員の報酬等（会社法施行規則第 124 条第 5 号）や、「社外役員であった期間に受けたものに限る」という限定がついた事業報告作成会社に親会社等が

存在する場合の当該親会社等若しくは当該親会社等の子会社等（事業報告作成会社を除く）又は事業報告作成会社に親会社等がないときの子会社からの役員報酬等の総額（会社法施行規則第124条第7号）については、事業報告の対象となる事業年度において一時的にでも在任していた社外役員について記載することとなる。

#### 4-18. 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第124条第1号に対応する事項である。

##### [記載方法の説明]

社外役員が他の法人等の業務執行者であることが会社法施行規則第121条第8号に定める「重要な兼職」に該当するときには、事業報告作成会社と当該他の法人等との関係を記載する（会社法施行規則第124条第1号）。

「業務執行者」（会社法施行規則第2条第3項第6号）とは、業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは持分会社の法人業務執行社員の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人を意味する。ただし、令和元年改正法第348条の2第1項及び第2項の規定による委託を受け、当該委託に基づき業務を執行した社外取締役はこれに該当しない。

会社以外に兼職状況が問題となりうる法人等の例としては、業界団体などの協会や一般（公益）財団法人、一般（公益）社団法人、法人格のない社団などが考えられる。

なお、重要な兼職に該当する場合に開示される「当該他の法人等との関係」については、明文上重要なものに限るという限定は特に付されていないが、社外役員としての職務執行に何ら影響を与えるおそれがない一般的な取引条件に基づく単なる取引関係等については、開示の対象とならないと解されている。

兼職の状況そのもの（兼職先や兼職先での地位など）は、会社法施行規則において、社外役員の兼任等を含め、開示の必要となる兼職関係の概念をすべて「重要な兼職」として統一して整理したことに伴い、社外役員に関するものであっても他の会社役員と同様に会社役員に関する事項として開示される。これに対し、本項目における開示事項である「兼職先（他の法人等）との関係」は、社外役員に固有の開示事項である。しかしながら、開示内容の一覧性の観点からすれば、兼職の状況そのもの（兼職先や兼職先での地位など）と密接な関連性を有する「兼職先との関係」についても、同一の箇所（本ひな型における「会社役員に関する事項」の一覧表）において開示することが考えられる。

#### 4-19. 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第124条第2号に対応する事項である。

##### [記載方法の説明]

社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者である場合で、その兼職が会社法施行規則第121条第8号に定める「重要な兼職」に該当するときには、当該他の法人等との関係を記載する（会社法施行規則第124条第2号）。本項目の記載の方法は4-18と同様である。

#### 4-20. 自然人である親会社等、事業報告作成会社又は事業報告作成会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係（会社が知っているもののうち、重要なものに限る。）

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 124 条第 3 号に対応する事項である。

##### [記載方法の説明]

社外役員が、事業報告作成会社の自然人である親会社等、事業報告作成会社又はその特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを事業報告作成会社が知っているときは、重要でないものを除き、当該事実を記載する（会社法施行規則第 124 条第 3 号）。

「親会社等」とは、①事業報告作成会社の親会社又は②事業報告作成会社の経営を支配している者（法人であるものを除く）として法務省令（会社法施行規則第 3 条の 2）で定めるものである（会社法施行規則第 2 条第 1 項、会社法第 2 条第 4 号の 2）。

「特定関係事業者」とは、①事業報告作成会社が親会社等を有する場合、当該親会社等並びに当該親会社等の子会社等（当該事業報告作成会社を除く）及び関連会社（当該親会社等が会社でない場合におけるその関連会社に相当するものを含む）と主要な取引先であり、②事業報告作成会社に親会社等がない場合には、当該事業報告作成会社の子会社及び関連会社と主要な取引先である（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 19 号）。

「主要な取引先」とは、当該株式会社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与えうる取引関係がある取引先が当たる。具体的には、当該取引先との取引による売上高等が当該株式会社の売上高の相当部分を占めている相手や、当該株式会社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手などが考えられる。

「重要でないもの」の判断に当たっては、当該事業報告作成会社又は当該事業報告作成会社の特定関係事業者における当該親族の役職の重要性及び社外役員と当該親族との交流の有無などが考慮される。

「知っているとき」とは、当該事項が事業報告の記載事項となっていることを前提として行われた調査の結果、知っている場合を意味する。

本項目の記載については、独立した記載項目として取り上げることのほか、社外役員の高い重要な兼職の状況と共に記載することが考えられる（本ひな型における「会社役員に関する事項」の一覧表参照）。

#### 4-21. 各社外役員の子な活動状況

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 124 条第 4 号に対応する事項である。

##### [記載方法の説明]

各社外役員毎に①取締役会及び監査役会（監査等委員会、監査委員会）への出席の状況、②発言の状況について記載する。書面決議への参加は、出席には含まれない。出席の状況については、取締役会ごとの出欠状況まで明らかにする必要はないが、取締役会への社外役員の参加状況が明らかになるよう記載する。なお、欠席の理由等の記載は不要である。

監査役、監査等委員及び監査委員については、取締役会と監査役会（監査等委員会、監査委員会）それぞれに対する出席・発言状況をあわせて記載することも考えられる。

発言の状況については、どのような分野についてどのような観点で発言したか等、発言の概要を記載すれば足りる。

また、③社外役員の意見により会社の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、重要でないものを除き、その内容を記載する。ただし、企業秘密に該当する事項を記載する必要はなく、社外役員の意見によって変更されたか否かが判然としない場合には、記載する必要はない。通常の場合は開示すべき事項はないと考えられる。

会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行（社外監査役の場合は、不正な業務の執行）が行われた場合、重要でないものを除き、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を記載する。不当・不正な行為がなければ、開示すべきものはない。

さらに、社外役員のうち社外取締役については、上記①から③の事項に加え、④当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を記載する。

当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務が上記①から③の事項と重複する場合であっても、社外役員が果たすことが期待される役割との関連性を示した上で、当該社外役員が行った職務の概要をより具体的に記載することとなる。なお、例えば、社外取締役が、事業報告作成会社に設置された任意の委員会（指名報酬委員会など）の委員となって活動している場合などにおいては、当該委員会における出席・発言等の状況なども職務の概要に該当すると考えられる。

記載方法としては、④を別項目として記載する方法のほか、主な活動状況として、①②と同じ項目の中で記載することが考えられる。

[記載例]

(社外役員の主な活動状況)

区分	氏名	主な活動状況
取締役		当事業年度開催の取締役会のほぼ全回に出席し、主に〇〇の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名諮問委員会の委員長を務め、当事業年度開催の委員会の全て（〇回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
監査役		当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
監査役		当事業年度開催の取締役会のうち 8 割に、また、当事業年度開催の監査役会のうち 9 割に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、監査役会の場において、当社の経理システムの変更・当社監査基準の改定についての発言を行っております。

#### 4-22. 社外役員の報酬等の総額（業績連動報酬等、非金銭報酬等、それら以外の報酬等の総額）

#### 4-23. 親会社等、親会社等の子会社等又は子会社からの役員報酬等の総額

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第124条第5号から第7号までに対応する事項である。

##### [記載方法の説明]

社外役員については、通常の役員報酬の記載とは別に、社外役員全体の報酬等の総額と員数を、①業績連動報酬等、②非金銭報酬等、③それら以外の報酬等の種類別に記載する。また、社外役員のうちに、事業報告作成会社の親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該事業報告作成会社を除く）又は事業報告作成会社に親会社等がない場合における当該事業報告作成会社の子会社の役員を兼ねている者がいる場合には、当該兼任者が当該兼任先の会社から受けた役員報酬等の総額のうち、当該事業年度において社外役員であった期間に受けたものを記載する。したがって、事業報告作成会社の経営を支配している者が会社等ではなく自然人である場合にも、当該自然人が経営を支配している他の子会社等から社外役員が受けている役員報酬等についても、事業報告への記載を要することとなる。ただし、役員としての報酬等を記載すれば足り、社外役員が親会社等、当該親会社等の子会社等又は事業報告作成会社の子会社の使用人を兼ねている場合における使用人分給与を記載する必要はない。また、兼任先の会社から受けた役員報酬については、種類別に記載する必要はない。

各社外役員毎の内訳の記載はもとより、社外取締役と社外監査役が存する会社における、社外取締役と社外監査役との内訳の記載も義務付けられていないが、有価証券報告書やコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載実務に照らし、社外取締役と社外監査役とを区分して開示することも考えられる。

記載方法としては、例えば次の方法のほか、社外役員が事業報告作成会社から受ける報酬等の額については、役員全体の報酬等を記載する箇所において、社外役員を区分開示する方法も考えられる。

[記載例]					
(社外役員の報酬等の総額等)					
支給 人数	報酬等の種類別の額			計	親会社等又は当該親会社等の 子会社等からの役員報酬等
	基本 報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等		
人	円	円	円	円	円

##### (記載上の注意)

- (1) 業績条件を付した株式報酬など複数の区分に該当する性質を有する報酬等の場合、いずれかの区分において記載した上で、その旨及び額を注記することが考えられる。
- (2) 当該事業年度に係る報酬等の額以外に、当該事業年度に受け又は受ける見込みの額が明らかになった報酬等の額があれば、総額と員数を注記する。
- (3) 社外役員の員数は、現に報酬等の支給の対象となった者の員数を記載する（無報酬の社外役員は含まれない）（会社法施行規則第124条第5号・第6号）。
- (4) 親会社等がない場合には、「親会社等又は当該親会社等の子会社等からの役員報酬等」

酬等」の部分で「子会社からの役員報酬等」とする。

#### 4-24. 記載内容についての社外役員の意見

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 124 条第 8 号に対応する事項である。

##### [記載方法の説明]

事業報告における社外役員についての記載内容に対して当該記載の対象となった社外役員の意見があるときは、その意見の内容を記載する。

社外役員の意見がないときは、記載の必要はない。

### 5. 会計監査人に関する事項

#### 5-1. 氏名又は名称

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 126 条第 1 号に対応する事項である。

##### [記載方法の説明]

事業年度の初日から末日までの間に在任していた会計監査人（途中で辞任した又は解任された者を含む。）の氏名又は名称を記載する。

#### 5-2. 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 126 条第 9 号に対応する事項である。

##### [記載方法の説明]

4-4 に準じた記載を行う。ただし、会計監査人の場合、辞任したときの意見又は理由に加え、解任（株主総会の決議による解任を除く。）されたときの解任についての意見も事業報告への記載の対象となる。

#### 5-3. 現在の業務停止処分に関する事項

##### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 126 条第 5 号に対応する事項である。

##### [記載方法の説明]

会計監査人が現に業務停止期間中である場合には、当該業務停止処分の内容について記載する。この場合に対象となる業務停止の範囲は、監査業務に対する業務停止に限定されず、非監査業務等に対する業務停止も含まれる。

「現に」とは、事業報告の作成日を意味する。

#### 5-4. 過去 2 年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

#### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 126 条第 6 号に対応する事項である。

#### [記載方法の説明]

会計監査人が過去 2 年間に業務の停止の処分を受けた者である場合には、当該処分に係る事項のうち、事業報告作成会社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項を記載する。記載の対象となる業務停止の範囲は、監査業務に対する業務停止に限定されず、非監査業務等に対する業務停止も含まれる。

「過去 2 年間」とは、「事業報告の作成日からさかのぼって 2 年間」を意味する。

### 5-5. 責任限定契約に関する事項

#### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 126 条第 7 号に対応する事項である。

#### [記載方法の説明]

4-7 に準じた記載を行う。

ただし、会計監査人の場合、責任限定契約に関する事項について、「直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限る」との限定がないことから、事業年度の初日から末日までの間に在任した者（途中で辞任、解任された者を含む）に関する記載も必要となる。

また、会計監査人の場合、取締役、監査役、執行役とは異なり、記載が要求される会社は、公開会社に限られない。

### 5-6. 補償契約に関する事項

### 5-7. 補償契約に基づく補償に関する事項

#### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 126 条第 7 号の 2 から第 7 号の 4 に対応する事項である。

#### [記載方法の説明]

4-8 及び 4-9 に準じた記載を行う。

ただし、会計監査人の場合、補償契約に関する事項について、「直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限る」との限定がないことから、事業年度の初日から末日までの間に在任した者（途中で辞任、解任された者を含む）に関する記載も必要となる。

また、会計監査人の場合、取締役、監査役、執行役とは異なり、記載が要求される会社は、公開会社に限られない。

### 5-8. 各会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

### 5-9. 公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）の内容

### 5-10. 企業集団全体での報酬等

#### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 126 条第 2 号、第 3 号及び第 8 号に対応する事項である。

### [記載方法の説明]

会計監査人の報酬等の関係では、以下の各事項について記載する（4・5は有価証券報告書提出大会社についてのみ）。

1. 当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額
2. 当該報酬等の額について監査役会（監査等委員会、監査委員会）が会社法第 399 条第 1 項の同意を行った理由
3. 会計監査人に対して公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容
4. 会計監査人である公認会計士又は監査法人に事業報告作成会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（当該事業年度に係る連結損益計算書に計上すべきものに限る。）
5. 事業報告作成会社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が当該事業報告作成会社の子会社（重要なものに限る。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

### [記載例]

①	報酬等の額	〇万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	〇万円

注 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、〇〇などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

注 2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務である、〇〇についての対価を支払っております。

注 3. 当社の子会社である〇〇社は、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。

### (記載上の注意)

- (1) ①の金額は、事業報告作成会社の会社法上の会計監査人監査に対する報酬等である。会社法上の監査と金融商品取引法上の監査について、公認会計士又は監査法人との契約において明確に区分せず、かつ、実質的にも区分できない場合には、合わせて開示し、その旨を注記することが考えられる。
- (2) 会計監査人の報酬等について監査役会が会社法第 399 条第 1 項の同意を行った理由は、各社の状況に応じたものとなるが、例えば、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討して同意したといった内容を記載することが考えられる。
- (3) ②の報酬等の合計額は、公認会計士法第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務に係る報酬等、その他会社が会計監査人に支払うその他の金銭・財産上の利益の合計額を記載する。
- (4) ②の金額については、通常のコピー代、交通費、宿泊費、食事代等は含まれない。

## 5-11. 解任又は不再任の決定の方針

## [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 126 条第 4 号に対応する事項である。

## [記載方法の説明]

どのような場合に、監査役、監査等委員若しくは監査委員の全員の同意により会計監査人を解任するか又は会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出するか等についての方針を定め、これを記載する。

何ら方針を定めていない場合は、その旨を記載する。

なお、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社のいずれの会社においても、監査役会、監査等委員会、監査委員会のみが会計監査人の選解任・不再任議案を決定できる。

会計監査人の解任又は不再任の議案の株主総会への提出に関する事業報告における記載としては、「当会社監査役会は、・・・場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当会社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。」といったものとなることが考えられる。

なお、当該方針について、いつの時点における方針を事業報告に記載すべきかについては、会社法施行規則上、明確には定められていない。ただし、今後どのような方針に基づいて監査役会等が会計監査人の解任又は不再任の判断を行うのかをあらかじめ株主に対して情報として提供することの重要性に鑑み、事業報告作成時点における当該方針を事業報告の内容とすることが考えられる。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### 6-1. 決議の内容の概要

## [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 118 条第 2 号に対応する事項である。

## [記載方法の説明]

業務の適正を確保するための体制（会社法第 348 条第 3 項第 4 号、第 362 条第 4 項第 6 号、第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ・ハ並びに第 416 条第 1 項第 1 号ロ・ホに規定する体制）を定めている場合には、当該体制の整備に関する決定をすることが会社法上義務づけられているか否かにかかわらず、当該事業年度における以下の各事項についての決定の概要を記載する（会社法施行規則第 118 条第 2 号）。ただし、業務の適正を確保するための体制としてすでに開示した事項があり、その全文を掲載した方が正確で分かりやすいと考えられる場合には、全文を記載することも考えられる。

改正会社法施行規則により、「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」について、「次に掲げる体制その他の」と例示する形で、子会社についての内部統制に関する規定が追加されている（会社法施行規則第 98 条第 1 項第 5 号、第 100 条第 1 項第 5 号、第 110 条の 4 第 2 項第 5 号、第 112 条第 2 項第 5 号）。

この第 5 号に基づく決議の対象となる体制は、子会社における体制そのものではなく、「当該株式会社における体制」、すなわち親会社である事業報告作成会社における体制である。

また、改正会社法施行規則により、業務の適正を確保するための体制として、監査役などの監査機関の監査体制の強化に関する規定も新設されている（会社法施行規則

第98条第4項第3号から第6号、第100条第3項第3号から第6号、第110条の4第1項第3号から第6号、第112条第1項第3号から第6号)。

業務の適正を確保するための体制につき、事業年度中に複数回決定を行った場合には、各項目についての最終的な決定内容の概要を記載した上で、事業年度中の決定内容の変更点の概要を重要性に応じて記載することが考えられ、個々の回の決定の概要を個別に記載する必要はない。

各事項につき当該体制を整備しない旨の決定を行った場合には、その旨を記載する。

なお、(1)から(13)までの項目ごとに説明する必要はなく、内容が網羅されていれば任意の記載形式で構わない。

**【監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社以外の会社】**

- (1) 事業報告作成会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (2) 事業報告作成会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (3) 事業報告作成会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (4) 事業報告作成会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (5) 事業報告作成会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (6) ①から④に掲げる体制その他の事業報告作成会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 事業報告作成会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(以下「取締役等」という)の職務の執行に係る事項の当該事業報告作成会社への報告に関する体制
  - ② 事業報告作成会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ③ 事業報告作成会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ④ 事業報告作成会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (7) 事業報告作成会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (8) (7)の使用人の事業報告作成会社の取締役からの独立性に関する事項
- (9) 事業報告作成会社の監査役の(7)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (10) ①及び②に掲げる体制その他の事業報告作成会社の監査役への報告に関する体制
  - ① 当該事業報告作成会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該事業報告作成会社の監査役に報告をするための体制
  - ② 当該事業報告作成会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該事業報告作成会社の監査役に報告をするための体制
- (11) (10)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (12) 事業報告作成会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の  
手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に  
関する事項
- (13) その他事業報告作成会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するた  
めの体制
- ※ (1)から(12)までに掲げる事項以外で、監査役の監査が実効的に行われるこ  
とを確保するための体制があれば、この項目として決定する。

**【監査等委員会設置会社】**

- (1) 事業報告作成会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保  
するための体制
- (2) 事業報告作成会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体  
制
- (3) 事業報告作成会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (4) 事業報告作成会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するた  
めの体制
- (5) 事業報告作成会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保  
するための体制
- (6) ①から④に掲げる体制その他の事業報告作成会社並びにその親会社及び子会社  
から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 事業報告作成会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法  
第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(以下「取  
締役等」という)の職務の執行に係る事項の当該事業報告作成会社への報告  
に関する体制
- ② 事業報告作成会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 事業報告作成会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるこ  
とを確保するための体制
- ④ 事業報告作成会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び  
定款に適合することを確保するための体制
- (7) 事業報告作成会社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関す  
る事項
- (8) (7)記載の取締役及び使用人の事業報告作成会社の他の取締役(監査等委員で  
ある取締役を除く)からの独立性に関する事項
- (9) 事業報告作成会社の監査等委員会の(7)の取締役及び使用人に対する指示の  
実効性の確保に関する事項
- (10) ①及び②に掲げる体制その他の事業報告作成会社の監査等委員会への報告に関  
する体制
- ① 当該事業報告作成会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び会  
計参与並びに使用人が当該事業報告作成会社の監査等委員会に報告をするた  
めの体制
- ② 当該事業報告作成会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務  
を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの  
者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該事業報  
告作成会社の監査等委員会に報告をするための体制
- (11) (10)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受け  
ないことを確保するための体制

- (12) 事業報告作成会社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (13) その他事業報告作成会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

#### 【指名委員会等設置会社】

- (1) 事業報告作成会社の執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (2) 事業報告作成会社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- (3) 事業報告作成会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (4) 事業報告作成会社の執行役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
- (5) 事業報告作成会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (6) ①から④に掲げる体制その他の事業報告作成会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 事業報告作成会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当該事業報告作成会社への報告に関する体制
  - ② 事業報告作成会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ③ 事業報告作成会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ④ 事業報告作成会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (7) 事業報告作成会社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- (8) (7) 記載の取締役及び使用人の事業報告作成会社の執行役からの独立性の確保に関する事項
- (9) 事業報告作成会社の監査委員会の (7) の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (10) ①及び②に掲げる体制その他の事業報告作成会社の監査委員会への報告に関する体制
  - ① 当該事業報告作成会社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び会計参与並びに使用人が当該事業報告作成会社の監査委員会に報告をするための体制
  - ② 当該事業報告作成会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該事業報告作成会社の監査委員会に報告をするための体制
- (11) (10) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (12) 事業報告作成会社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行

- について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (13) その他事業報告作成会社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

## 6-2. 体制の運用状況の概要

### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 118 条第 2 号に対応する事項である。

### [記載方法の説明]

平成 26 年改正会社法により、業務の適正を確保するための体制について、当該体制の整備に関する決定の内容の概要に加えて、当該体制の運用状況の概要を記載することが求められることとなった。

「当該体制の運用状況の概要」は、各社の状況に応じた合理的な記載をすることで足りるが、客観的な運用状況を意味するものであり、運用状況の評価の記載を求めるものではない。ただし事業報告に運用状況の評価を記載することも妨げられない。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 118 条第 3 号に対応する事項である。

### [記載方法の説明]

事業報告作成会社が当該事業報告作成会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めた場合には、事業報告に次の事項を記載しなければならない（会社法施行規則第 118 条第 3 号）。

1. 基本方針の内容の概要
2. 次に掲げる取組みの具体的な内容の概要
  - (1) 当該事業報告作成会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み
  - (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当該事業報告作成会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
3. 2 の取組みの次に掲げる要件への該当性に関する当該事業報告作成会社の取締役会の判断及びその判断に係る理由（当該理由が社外役員の存否に関する事項のみである場合における当該事項を除く。）
  - (1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること。
  - (2) 当該取組みが当該事業報告作成会社の株主の共同の利益を損なうものではないこと。
  - (3) 当該取組みが当該事業報告作成会社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

上記事項は、基本方針を定めている場合に限り記載が求められるものであり、そのような基本方針を定めていない場合は記載の必要はない。

なお、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」とは、いわゆる買収防衛策のみを対象にしているわけではない。基本方針の内容の概要については、特に規制はなく、定型のものがあるわけでもないため、各会社が基本方針として定めた内容をそのまま事業報告に記載することでも足りる。

## 8. 特定完全子会社に関する事項

### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 118 条第 4 号に対応する事項である。

### [記載方法の説明]

平成 26 年改正会社法では、一定の要件の下で、親会社の株主が、子会社の取締役等の責任を追及することを認める制度（最終完全親会社等の株主による特定責任追及の訴えの制度、いわゆる「多重代表訴訟制度」）が新設された（会社法第 847 条の 3 第 1 項）。

この最終完全親会社等の株主による特定責任追及の訴えは、責任追及の対象となる子会社を、企業集団内でも特に重要な完全子会社に限定している。具体的には、責任追及の対象となる子会社は、当該子会社において責任の原因となった事実が生じた日において最終完全親会社等及びその完全子会社等における当該子会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額として会社法施行規則第 218 条の 6 で定める方法により算定される額の 5 分の 1（定款でこれを下回る割合を定めた場合はその割合）を超える会社に限定される（会社法第 847 条の 3 第 4 項）。

このように、「5 分の 1 を超える」か否かは、本来、当該子会社において責任の原因となった事実が生じた日における数値に基づき判断されるものであるが、事業報告においては、各事業年度の末日の数値を基準として、事業報告作成会社が特定完全子会社（各事業年度の末日の数値を基準として上記「5 分の 1 を超える」との要件を満たす完全子会社）を有する場合、以下の内容を記載する必要がある。

- ① 特定完全子会社の名称及び住所
- ② 事業報告作成会社及びその完全子会社等における当該特定完全子会社の株式の当該事業年度の末日における帳簿価額の合計額
- ③ 事業報告作成会社の当該事業年度に係る貸借対照表上の総資産額

記載方法としては、独立した項目を設ける方法のほか、「重要な親会社及び子会社の状況」（1-7）の一項目として記載することも考えられる。

[記載例]			
特定完全子会社に関する事項			
名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
〇〇株式会社		〇百万円	〇百万円

## 9. 親会社等との間の取引に関する事項

### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 118 条第 5 号に対応する事項である。

### [記載方法の説明]

改正会社法施行規則では、会計監査人設置会社の事業報告において、親会社等との間の取引（第三者との間の取引で事業報告作成会社とその親会社等との間の利益が相

反するものを含む)のうち、当該事業年度に係る個別注記表において関連当事者取引注記(会社計算規則第112条第1項)を要するものについて、以下の記載を行うことを求めている。

- ① 当該取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項(当該事項がない場合にあつては、その旨)
- ② 当該取引が当該株式会社の利益を害さないかどうかについての当該株式会社の取締役会の判断及びその理由
- ③ 社外取締役を置く株式会社において②の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

②の「取締役会」の「判断及びその理由」については、事業報告への記載の対象となる取引について、個別に又は取引の時点で判断をすることまで求めるものではなく、取引の類型ごとに包括的に判断し、また、当該判断の内容が記載された事業報告の承認をもって取締役会の判断とすることも許容される。

記載方法としては、独立した項目を設ける方法のほか、「重要な親会社及び子会社の状況」(1-7)の一項目として記載することも考えられる。

なお、会計監査人設置会社以外の公開会社においても、関連当事者取引注記のうち取引の内容等の会社計算規則第112条第1項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる事項の全部又は一部を個別注記表において記載する場合には、事業報告において、以上と同様の開示をすることが必要となる。

## 10. 株式会社の状況に関する重要な事項

### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第118条第1号に対応する事項である。

### [記載方法の説明]

株式会社の状況に関する重要な事項については、特に具体的な事項は規定されていない。ただし、公開会社の特則(会社法施行規則第119条)以下に規定されている各事項は、会計参与及び会計監査人についての一部の事項(会社法施行規則第125条並びに第126条第1号及び第5号から第10号まで)を除き、公開会社の事業報告に記載されるべき事項とされているため、公開会社でない会社(全株譲渡制限会社。以下同じ。)でこれらの事項を記載する場合には、本項目として記載される。この場合に記載すべき事項及び記載方法については、会社法施行規則には特に規定は設けられていないが、公開会社における記載を参考に記載することが考えられる。

公開会社においては、必要的記載事項として具体的に規定されている事項があるため、基本的には本事項として重ねて記載する必要はないが、それ以外の事項で、事業報告作成会社にとり重要な事項は、本項目として記載する。

## II 附属明細書（事業報告関係）

会社法では、事業報告の附属明細書と計算書類の附属明細書は、別々のものとして定義された。実務上は、別々の書類として作成するのではなく、会社法施行前と同じく、合冊して作成する方法もありうるが、会社法では、事業報告と計算書類とでその附属明細書を含め、監査主体が異なることが想定されている点（会社法施行規則第 129 条、会社計算規則第 126 条・127 条）に留意する必要がある。

### 1. 会社役員その他の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

#### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 128 条第 2 項に対応する事項である。

#### [記載方法の説明]

会社役員が、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第 598 条第 1 項に定める職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねている場合、その兼職が会社法施行規則第 121 条第 8 号の「重要な兼職」に該当すれば、兼職の状況の明細を重要でないものを除き、記載する。附属明細書においては、会計参与を除く全ての会社役員について、業務執行取締役等との兼職状況の明細の記載が求められる。

兼職状況の明細としては、兼職先の他の法人等の事業が事業報告作成会社の事業と同一の部類のものであるときは、その旨の記載が求められる。

この場合の「会社役員」の範囲は、会社役員のうち、直前の定時株主総会の終結の日の翌日から事業報告の対象となる事業年度の末日までの間に在任していた者（事業年度中に辞任した、又は解任された者を含む。）となる。

なお、公開会社でない会社については記載が求められていない。

附属明細書に記載すべき事項（他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況の明細など）がすでに事業報告に記載されている場合には、事業報告の記載を補足するものであるとの附属明細書の趣旨に鑑み、同一の内容をあえて重複して記載することなく、「事業報告の〇〇の箇所に記載のとおり」といった形の記載とすることも可能と考えられる。

#### [記載例]

##### （他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況）

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
取締役			業務執行取締役	
			代表取締役	
監査役			業務執行社員	
			業務執行社員	

### 2. 親会社等との間の取引に関する事項

#### [会社法施行規則の条項]

会社法施行規則第 128 条第 3 項に対応する事項である。

### [記載方法の説明]

会社法施行規則では、会計監査人設置会社以外の公開会社において、関連当事者取引注記のうち取引の内容等の会社計算規則第112条第1項第4号から第6号まで及び第8号の事項の全部を個別注記表ではなく計算書類の附属明細書において記載する場合には、事業報告の附属明細書において、親会社等との間の取引（第三者との間の取引で事業報告作成会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む）のうち、当該事業年度に係る個別注記表において関連当事者取引注記（会社計算規則第112条第1項）を要するものについて、以下の記載を行うことを求めている。

- ① 当該取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつては、その旨）
  - ② 当該取引が当該株式会社の利益を害さないかどうかについての当該株式会社の取締役会の判断及びその理由
  - ③ 社外取締役を置く株式会社において②の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見
- 具体的な記載等については、I 9を参照。

### Ⅲ 計算書類

#### 【通則的事項】

計算関係書類に係る事項の金額は、一円単位、千円単位または百万円単位をもって表示する。なお、表示単位未満の端数処理について注記することも考えられる。

#### 第1 貸借対照表

[記載例]			
貸借対照表 (○年○月○日現在)			
(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	×××	流動負債	×××
現金及び預金	×××	支払手形	×××
受取手形	×××	買掛金	×××
売掛金	×××	短期借入金	×××
契約資産	×××	リース債務	×××
有価証券	×××	未払金	×××
商品及び製品	×××	未払費用	×××
仕掛品	×××	未払法人税等	×××
原材料及び貯蔵品	×××	契約負債	×××
前払費用	×××	前受金	×××
その他	×××	預り金	×××
貸倒引当金	△ ×××	前受収益	×××
固定資産	×××	〇〇引当金	×××
有形固定資産	×××	その他	×××
建物	×××	固定負債	×××
構築物	×××	社債	×××
機械装置	×××	長期借入金	×××
車両運搬具	×××	リース債務	×××
工具器具備品	×××	〇〇引当金	×××
土地	×××	その他	×××
リース資産	×××	負債合計	×××
建設仮勘定	×××	(純資産の部)	
その他	×××	株主資本	×××
無形固定資産	×××	資本金	×××
ソフトウェア	×××	資本剰余金	×××
リース資産	×××	資本準備金	×××
のれん	×××	その他資本剰余金	×××
その他	×××	利益剰余金	×××
投資その他の資産	×××	利益準備金	×××
投資有価証券	×××	その他利益剰余金	×××
関係会社株式	×××	〇〇積立金	×××
長期貸付金	×××	繰越利益剰余金	×××
繰延税金資産	×××	自己株式	△ ×××
その他	×××	評価・換算差額等	×××
貸倒引当金	△ ×××	その他有価証券評価差額金	×××
繰延資産	×××	繰延ヘッジ損益	×××
社債発行費	×××	土地再評価差額金	×××
		株式引受権	×××
		新株予約権	×××

		純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

(記載上の注意)

- (1) 新株式申込証拠金あるいは自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記する。
- (2) ファイナンス・リース取引の貸主側の場合には、リース債権、リース投資資産により表示する。
- (3) 「棚卸資産」として一括表示し、その内訳を示す科目及び金額を注記することも考えられる。
- (4) 資産除去債務については、1年以内に履行されると認められるものは、流動負債において資産除去債務により表示し、それ以外のものは、固定負債において資産除去債務により表示する。
- (5) 工事損失引当金の残高は、貸借対照表に流動負債として計上する。ただし、同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産または工事損失引当金として流動資産または流動負債に表示することができる。
- (6) 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」を適用する会社については、原則として、契約資産、契約負債または顧客との契約から生じた債権を、適切な科目を用いて貸借対照表に表示するか、区分して表示しない場合には、それぞれの残高を注記する（会社計算規則第3条、第116条）。

## 第2 損益計算書

[記載例]		
損益計算書		
(自〇年〇月〇日 至〇年〇月〇日)		
(単位：百万円)		
科 目	金	額
売上高		× × ×
売上原価		× × ×
売上総利益		× × ×
販売費及び一般管理費		× × ×
営業利益		× × ×
営業外収益		
受取利息及び配当金	× × ×	
その他	× × ×	× × ×
営業外費用		
支払利息	× × ×	
その他	× × ×	× × ×
経常利益		× × ×
特別利益		
固定資産売却益	× × ×	
その他	× × ×	× × ×
特別損失		
固定資産売却損	× × ×	
減損損失	× × ×	
その他	× × ×	× × ×
税引前当期純利益		× × ×
法人税、住民税及び事業税	× × ×	
法人税等調整額	× × ×	× × ×
当期純利益		× × ×

(記載上の注意)

- (1) 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」を適用する会社については、顧客との契約から生じる収益は、適切な科目をもって損益計算書に表示する。なお、顧客との契約から生じる収益については、原則として、それ以外の収益と区分して損益計算書に表示するか、区分して表示しない場合には、顧客との契約から生じる収益の額を注記する（会社計算規則第3条、第116条）。
- (2) 企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用される会社については、前期損益修正益または前期損益修正損の表示（会社計算規則第88条第2項、第3項参照）は認められないこととなる（会社計算規則第3条）。

### 第3 株主資本等変動計算書

[記載例]										
株主資本等変動計算書										
(自〇年〇月〇日 至〇年〇月〇日)										
(単位：百万円)										
	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						〇〇積立金	繰越利益剰余金			
〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
事業年度中の変動額										
新株の発行	×××	×××		×××						×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××
当期純利益							×××	×××		×××
自己株式の処分									×××	×××
〇〇〇〇										
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	×××	×××	—	×××	×××	—	×××	×××	×××	×××
〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

  

	評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
事業年度中の変動額							
新株の発行							×××
剰余金の配当							△×××
当期純利益							×××
自己株式の処分							×××
〇〇〇〇							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
事業年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(記載上の注意)

- (1) 株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部における各項目との整合性に留意する。
- (2) 記載例中の「〇年〇月〇日残高」を「当期首残高」または「当期末残高」、「事業年度中の変動額」を「当期変動額」と記載することもできる。
- (3) 会社法上、株主資本等変動計算書の様式は規定されておらず、縦並び形式で作成することも考えられる。
- (4) 「当期首残高」の記載に際して、遡及適用、誤謬の訂正または当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定をした場合には、下記の記載例のように、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。

下記の記載例では、遡及適用をした場合に対応して、「会計方針の変更による累

積的影響額」及び「遡及処理後当期首残高」を用いているが、会計基準等における特定の経過的な取扱いにより、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合や、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」等に従って企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われ、企業結合年度の翌年度のみが表示が行われる場合には、下記の記載例に準じて、期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する。

例えば、会計基準等において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、「遡及処理後当期首残高」を「会計方針の変更を反映した当期首残高」と記載することも考えられる。

[記載例]

**株主資本等変動計算書**  
(自〇年〇月〇日 至〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

	株主資本									自 己 式 株 資 合 計	株 主 本 計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	自 己 式		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金					
						〇 〇 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	
会計方針の変更による累積的影響額							×××	×××		×××	
遡及処理後当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	
事業年度中の変動額											
新株の発行	×××	×××		×××						×××	
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××	
当期純利益							×××	×××		×××	
自己株式の処分									×××	×××	
〇〇〇〇〇											
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	×××	×××	—	×××	×××	—	×××	×××	×××	×××	
〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	

	評価・換算差額等				株 式 引 受 権	新 株 予 約 権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
会計方針の変更による累積的影響額							×××
遡及処理後当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
事業年度中の変動額							
新株の発行							×××
剰余金の配当							△×××
当期純利益							×××
自己株式の処分							×××
〇〇〇〇〇							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
事業年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

## 第4 個別注記表

### 【通則的事項】

1. 「個別注記表」「連結注記表」といった表題をつける必要はない。また独立した一表とする必要はなく、脚注方式で記載できる。
2. 該当事項がない場合は、記載を要しない（「該当事項なし」と特に記載する必要はない。）
3. 作成すべき注記表は、会計監査人設置会社かどうか、公開会社かどうか、有価証券報告書の提出義務の有無により以下のように異なる。

注記事項	個別注記表				連結注記表
	会計監査人設置会社		会計監査人設置会社以外		
	大会社であって有価証券報告書の提出義務のある会社※1	左記以外の会社	公開会社	非公開会社	
① 継続企業の前提に関する注記	○	○	—	—	○
② 重要な会計方針に係る事項に関する注記※2、3	○	○	○	○	○
③ 会計方針の変更に関する注記※5	○	○	○	○	○
④ 表示方法の変更に関する注記※6	○	○	○	○	○
④-2 会計上の見積りに関する注記※7	○	○	—	—	○
⑤ 会計上の見積りの変更に関する注記	○	○	—	—	○
⑥ 誤謬の訂正に関する注記	○	○	○	○	○
⑦ (連結)貸借対照表に関する注記※8	○	○	○	—	○
⑧ 損益計算書に関する注記	○	○	○	—	—
⑨ (連結)株主資本等変動計算書に関する注記※9	○	○	○	○	○
⑩ 税効果会計に関する注記	○	○	○	—	—
⑪ リースにより使用する固定資産に関する注記	○	○	○	—	—
⑫ 金融商品に関する注記※10	○	○	○	—	○
⑬ 賃貸等不動産に関する注記※10	○	○	○	—	○
⑭ 持分法損益等に関する注記※11	○	—	—	—	—
⑮ 関連当事者との取引に関する注記※12	○	○	○ (一部は、附	—	—

				属明細書へ)		
⑯	1株当たり情報に関する注記	○	○	○	—	○
⑰	重要な後発事象に関する注記	○	○	○	—	○
⑱	連結配当規制適用会社に関する注記	○	○	—	—	—
⑱-2	収益認識に関する注記※4	○	○	—	—	○
⑲	その他の注記	○	○	○	○	○

※1 当該会社は、連結計算書類の作成義務のある会社である（会社法第444条第3項）。

※2 連結注記表にあっては「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」となる。

※3 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」を適用する会社については、「収益及び費用の計上基準」には、次の事項を含む（会社計算規則第101条第2項）。

① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点

③ ①及び②のほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

※4 会社計算規則第115条の2第1項の注記（収益認識に関する注記）は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」を適用する株式会社を対象とするものである。

「収益認識に関する会計基準」を適用しない株式会社は「収益認識に関する注記」を要しない。通常、会計監査人設置会社以外の株式会社は、「収益認識に関する会計基準」を適用しないものと考えられるので、上表では「—」と記載している。

また、連結計算書類の作成義務のある会社（会社法第444条第3項に規定する株式会社）以外の株式会社の個別注記表の収益認識に関する注記は、同条第1項第2号（収益を理解するための基礎となる情報）の記載のみとすることができ（会社計算規則第115条の2第1項ただし書）、連結計算書類の作成義務のある会社が作成する個別注記表の収益認識に関する注記は、同号の記載のみで足りる（会社計算規則第115条の2第3項）。なお、当該内容は会社計算規則第101条の規定により注記すべき事項（重要な会計方針に係る事項に関する注記）にあわせて記載する方法も考えられる。（会社計算規則第115条の2第1項、第3項）。

※5 会計監査人設置会社以外の株式会社において、会社計算規則第102条の2第1項第4号に掲げる事項については、「計算書類又は連結計算書類の主な項目に対する影響額」のみの記載とすることができる（同項）。

個別注記表に注記すべき事項（会社計算規則第102条の2第1項第3号ならびに第4号ロ及びハに掲げる事項に限る。）が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときでも、①会計方針の変更の内容、②会計方針の変更の理由、及び③計算書類の主な項目に対する影響額（会計方針を変更した場合に、当事業年度より前の事業年度の全部または一部について遡及適用をしなかったとき）は省略できない（会社計算規則第102条の2第2項）。

※6 個別注記表に注記すべき事項（会社計算規則第102条の3第1項第2号（表示方法の変更の理由）に掲げる事項に限る。）が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、「表示方法の変更の内容」のみの記載とすることができる（会社計算規則第102条の3第2項）。

※7 個別注記表に注記すべき事項（会社計算規則第102条の3の2第1項第3号（会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報）に掲げる事項に限る。）が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、次の①及び②について記載する（会社計算規則第102条の3の2第2項）。

① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

② 当該事業年度に係る計算書類の①の項目に計上した額

※8 連結注記表では、関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の注記、取締役、監査役及び執行役

との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権又は金銭債務の注記、親会社株式の各表示区分別の金額の注記は記載しない（会社計算規則第103条第6号から第9号）。

※9 個別注記表には次の事項を記載する。ただし、連結注記表を作成する株式会社は、②以外の事項は、省略することができる。

- ① 当該事業年度の末日における発行済株式の数（株式の種類ごと）
- ② 当該事業年度の末日における自己株式の数（株式の種類ごと）
- ③ 当該事業年度中に行った剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項
  - イ 金銭配当の場合におけるその総額
  - ロ 金銭以外の配当の場合、配当した財産の帳簿価額の総額（当該剰余金の配当をした日において時価を付した場合、当該時価を付した後の帳簿価額）
- ④ 当該事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数（株式の種類ごと）
- ⑤ 当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数（株式の種類ごと）

※10 連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない（会社計算規則第109条第2項・第110条第2項）。

※11 連結計算書類を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない（会社計算規則第111条第2項）。

※12 公開会社であっても、会計監査人設置会社以外の会社では、下の事項を省略することができる。その場合には省略した事項について、附属明細書に記載する（会社計算規則第112条第1項ただし書・第117条第4号）。

- ① 取引の内容
- ② 取引の種類別の取引金額
- ③ 取引条件及び取引条件の決定方針
- ④ 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

4. 貸借対照表、損益計算書または株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにしなければならない。

## 1. 継続企業の前提に関する注記

### [記載例]

.....

（記載上の注意）

事業年度の末日において、当該株式会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在する場合であって、当該事象または状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）に注記する。なお、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かについては、総合的かつ実質的に判断を行う。この場合、次の事項の記載が必要である。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策（少なくとも当該事業年度の末日の翌日から1年以内に講じるもの）
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別

## 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### [記載方法の説明]

重要な会計方針に係る事項に関する注記として、次の事項（重要性の乏しいものを除く。）について記載する。

- ① 資産の評価基準及び評価方法
- ② 固定資産の減価償却の方法
- ③ 引当金の計上基準
- ④ 収益及び費用の計上基準
- ⑤ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### 2-1. 資産の評価基準及び評価方法

#### [記載例]

##### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定）

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

##### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品…移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法

## 2-2. 固定資産の減価償却の方法

### [記載例]

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (記載上の注意)

- (1) 有形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられる。この場合には、以下のような記載を追加することが考えられる。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	〇年～〇年
構築物	〇年～〇年
機械装置	〇年～〇年
車両運搬具	〇年～〇年
工具器具備品	〇年～〇年

- (2) 無形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられる。この場合には、以下のような記載を追加することが考えられる。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	〇年～〇年
のれん	〇年～〇年

- (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側）について、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引で、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」第79項に基づいて、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用する場合には、その旨及び「リース取引に係る会計基準」で必要とされていた事項を注記するとされているので、以下の記載を追加することが考えられる。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## 2-3. 引当金の計上基準

### [記載例]

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（〇年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（〇年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

### (記載上の注意)

退職給付見込額の期間帰属方法として「期間定額基準」と「給付算定式基準」があるが、いずれの方法を選択するのかは会計方針の選択適用にあたる（「退職給付に関する会計基準」第19項、第82項、「退職給付に関する会計基準の適用指針」第77項）。このため、退職給付引当金に関する計上基準の記載に際しては、「期間定額基準」と「給付算定式基準」の記載の要否について、各社において適切に判断する。

## 2-4. 収益及び費用の計上基準

### [記載例]

#### 4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

保守サービスに係る収益は、主に商品又は製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(記載上の注意)

- (1) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を適用する会社については、「収益及び費用の計上基準」には、次の事項を含む(会社計算規則第 101 条第 2 項)。
  - ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
  - ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
  - ③ ①及び②のほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの
- (2) 会社が(1)③に該当するものとして重要な会計方針に記載した事項(例えば、取引価格の算定に関する情報や履行義務への配分額の算定に関する情報)がある場合には、当該事項については「収益認識に関する注記」での記載は要しない。
- (3) 「収益認識に関する会計基準」第 80-2 項(2)の「企業が当該履行義務を充足する通常の時点」と「収益を認識する通常の時点」は、通常は同じであると考えられる。しかし、例えば、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第 98 項における代替的な取扱い(出荷基準等の取扱い)を適用した場合には、両時点が異なる場合がある。そのような場合には、重要な会計方針として「収益を認識する通常の時点」について注記する(「収益認識に関する会計基準」第 163 項)。
- (4) 上記の記載例は、(1)③「当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの」について、自社の実情を踏まえ、計算書類においては当該事項の注記を要しないと合理的に判断される場合である。例えば、支払条件、変動対価、独立販売価格の比率に基づいて取引価格の履行義務に対する配分が重要な会計方針に含まれるものと判断される場合の記載例は、以下のとおりである。この場合、当該事項については「収益認識に関する注記」での記載は要しない(会社計算規則第 115 条の 2 第 2 項)。

[重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する例]

当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格は、変動対価、変動対価の見積りの制限、契約における重要な金融要素、現金以外の対価などを考慮して算定しております。

取引価格のそれぞれの履行義務に対する配分は、独立販売価格の比率に基づいて行っており、また、独立販売価格を直接観察できない場合には、独立販売価格を見積っております。

## 2-5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

[記載例]

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費…支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費…社債償還期間(〇年間)にわたり均等償却しております。

#### (2) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(記載上の注意)

- (1) 「5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項」には、会計方針のうち、上記1から4以外の重要なものを記載する。
- (2) 「中小企業の会計に関する指針」の「75-3. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理」に基づいて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合には、以下の記載を追加する。

(○) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (3) 企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第4-3項に規定する「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に採用した会計処理の原則及び手続について、当該採用した会計処理の原則及び手続が計算書類を理解するために重要であると考えられる場合には、会社計算規則第101条第1項第5号の「その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に該当し、その概要を注記する必要がある。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

[記載例]

(1) ○○○の評価基準及び評価方法

○○○の評価基準及び評価方法は、従来、○○法によっておりましたが、当事業年度より○○法に変更いたしました。この変更は、○○○（変更理由を具体的に記載する）ために行ったものであります。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は×××百万円増加しております。

(2) ○○○に関する会計基準の適用

当事業年度より、「○○○に関する会計基準」を適用しております。当該会計基準は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は×××百万円増加しております。

(記載上の注意)

- (1) 会計方針を変更した場合には、次の事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社にあつては、会社計算規則第102条の2第1項第4号ロ（下記(2)②）及びハ（下記(2)③）に掲げる事項を省略することができる。
  - ① 会計方針の変更の内容
  - ② 会計方針の変更の理由
  - ③ 遡及適用をした場合には、当事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- (2) 会計方針を変更した場合に、当事業年度より前の事業年度の全部または一部について遡及適用をしなかったときには、次に掲げる事項（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、②に掲げる事項を除く。）を記

載する。

- ① 計算書類の主な項目に対する影響額
  - ② 当該事業年度より前の事業年度の全部または一部について遡及適用をしなかった理由ならびに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更をした場合において、経過的な取扱いに従って会計処理を行ったときは、その旨及び当該経過的な取扱いの概要を記載する。）
  - ③ 会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産または損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項（合理的に見積もることが困難である場合には、その旨を記載すれば足りる。）
- (3) 会計方針の変更については、重要な会計方針の記載の箇所にあわせて記載することができる。
- (4) 会計基準及び法令の改正等に伴い、会計方針を採用または変更した場合において、当該会計方針を適用すべき会計事象または取引が存在しないときは、会計方針の変更の記載を要しない。
- (5) 個別注記表に注記すべき事項（会社計算規則第 102 条の 2 第 1 項第 3 号ならびに第 4 号ロ及びハに掲げる事項に限る。）が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときでも、(1)①会計方針の変更の内容、②会計方針の変更の理由、及び(2)①計算書類の主な項目に対する影響額は省略できない。

#### 4. 収益認識に関する注記

[記載例（連結計算書類の作成義務のある会社で、当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報の注記を要しないと合理的に判断される場合）]

(1) 収益の分解

当社は、〇〇事業、〇〇事業及びその他の事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、△商品、△製品及び△保守サービスであります。

また、各事業の売上高は、×××百万円、×××百万円及び×××百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(記載上の注意)

- (1) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を適用する会社については、「収益認識に関する注記」に掲げる事項は、重要性の乏しいものを除き、次の事項を記載することとされており、「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」を参考にし、各社の実情に応じて、必要な記載をする。ただし、

連結計算書類の作成義務のある会社（会社法第 444 条第 3 項に規定する株式会社）以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる（会社計算規則第 115 条の 2 第 1 項）。

- ① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
  - ② 収益を理解するための基礎となる情報
  - ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
- (2) (1) に掲げる事項が会社計算規則第 101 条の規定により注記すべき事項（収益の計上基準に関する記載内容）と同一であるときは、同項の規定による当該事項の注記を要しない（会社計算規則第 115 条の 2 第 2 項）。
- (3) 連結計算書類を作成する株式会社は、個別注記表においては「収益を理解するための基礎となる情報」のみの記載とすることができる（会社計算規則第 115 条の 2 第 3 項）。また、個別注記表に注記すべき事項（会社計算規則第 115 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事項に限る。）が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない（会社計算規則第 115 条の 2 第 4 項）。
- (4) 会社計算規則の用語の解釈に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準をしん酌しなければならないとされており（会社計算規則第 3 条）、収益認識に関する注記の要否及びその内容は、「収益認識に関する会計基準」で定める開示目的（顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示すること）に照らして判断する。

「収益認識に関する注記」を記載するにあたっては、次のことに留意し、株主にとって重要な事項を記載する。なお、「収益認識に関する会計基準」において具体的に規定された事項であったとしても、各社の実情を踏まえ、計算書類においては当該事項の注記を要しないと合理的に判断される場合には、計算書類において当該事項について注記しないことも許容される。

- ① 「収益認識に関する会計基準」で規定する注記事項は、最低限の注記のチェックリストとして用いられることを意図したものではないとされている（「収益認識に関する会計基準」第 167 項）。
  - ② 「収益認識に関する会計基準」においては、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められるか否かの判断は、定量的な要因と定性的な要因の両方を考慮する必要があるが、その際、定量的な要因のみで判断した場合に重要性がないとは言えない場合であっても、開示目的に照らして重要性に乏しいと判断される場合もあると考えられるとされている（「収益認識に関する会計基準」第 168 項）。
- (5) 上記の記載例は、(1) ③「当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報」について、自社の実情を踏まえ、計算書類においては当該事項の注記を要しないと合理的に判断される場合である。「当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報」について記載する場合の記載例は以下のとおりである。

[当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報を記載する例]

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、〇〇〇百万円であり、当社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて〇年から〇年の間で収益を認識することを見込んでいます。

## 5. 表示方法の変更に関する注記

### [記載例]

#### (〇〇の表示方法の変更)

〇〇の表示方法は、従来、貸借対照表上、〇〇（前事業年度×××百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、〇〇（当事業年度×××百万円）として表示しております。

### (記載上の注意)

- (1) 表示方法を変更した場合には、次の事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。
  - ① 表示方法の変更の内容
  - ② 表示方法の変更の理由
- (2) 個別注記表に注記すべき事項（会社計算規則第 102 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる事項に限る。）が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、「表示方法の変更の内容」のみの記載とすることができる（会社計算規則第 102 条の 3 第 2 項）。

## 6. 会計上の見積りに関する注記

### [記載例（会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報の注記を要しないと合理的に判断される場合）]

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 ×××百万円

### (記載上の注意)

- (1) 「会計上の見積りに関する注記」は、次の事項を記載することとされており、企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」を参考にし、各社の実情に応じて、必要な記載をする（会社計算規則第 102 条の 3 の 2 第 1 項）。
  - ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
  - ② 当該事業年度に係る計算書類の①の項目に計上した額
  - ③ ②のほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (2) 個別注記表に注記すべき事項（会社計算規則第 102 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事項に限る。）が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときでも、(1) ①計算書類に計上した項目および②計算書類に計上した額について記載する（会社計算規則第 102 条の 3 の 2 第 2 項）。
- (3) 会社計算規則の用語の解釈に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計

の基準を斟酌しなければならないとされており（会社計算規則第3条）、会計上の見積りに関する注記の要否及びその内容は、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」で定める開示目的（当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク（有利となる場合及び不利となる場合の双方が含まれる。）がある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示すること）に照らして判断する。

「会計上の見積りに関する注記」を記載するにあたっては、次のことに留意し、株主にとって重要な事項を記載する。なお、「会計上の見積りに関する注記」を記載するにあたっては、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」第8項において具体的に例示された事項であったとしても、各社の実情を踏まえ、計算書類においては当該事項の注記を要しないと合理的に判断される場合には、計算書類において当該事項について注記しないことも許容される。

- 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」においては、「会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報」として、当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法、当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定及び翌年度の財務諸表に与える影響が例示されているが（同会計基準第8項）、これらの注記事項は、チェックリストとして用いられるべきものではなく、例示であり、注記する事項は、開示目的に照らして判断することとされている（同会計基準第31項）。

- (4) 上記の記載例は、(1) ③「会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」について、自社の実情を踏まえ、計算書類においては当該事項の注記を要しないと合理的に判断される場合である。「会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」として記載する場合の記載例は以下のとおりである。

[会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報を記載する例]

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 7. 会計上の見積りの変更に関する注記

### [記載例]

当社が保有する備品 X は、従来、耐用年数を 10 年として減価償却を行ってきましたが、当事業年度において、〇〇〇（変更を行うこととした理由などの変更の内容を記載する。）により、耐用年数を 6 年に見直し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費が×××百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。

(記載上の注意)

会計上の見積りを変更した場合には、次の事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

- ① 会計上の見積りの変更の内容

- ② 会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額
- ③ 会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項（合理的に見積もることが困難である場合には、その旨を記載すれば足りる。）

## 8. 貸借対照表に関する注記

### 8-1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

[記載例]		
1. 担保に供している資産及び担保に係る債務		
(1) 担保に供している資産		
定期預金	× × ×	百万円
建 物	× × ×	百万円
土 地	× × ×	百万円
計	<u>× × ×</u>	百万円
(2) 担保に係る債務		
短期借入金	× × ×	百万円
長期借入金	× × ×	百万円
計	<u>× × ×</u>	百万円

## 8-2. 資産から直接控除した引当金

### [記載例]

2. 資産から直接控除した貸倒引当金		
売掛金	×××	百万円
破産更生債権等	×××	百万円
長期貸付金	×××	百万円

(記載上の注意)

貸借対照表上、資産に係る引当金（貸倒引当金等）を直接控除して表示している場合には、各資産の資産項目別に当該引当金の金額を注記する。ただし、一括して注記することが適当な場合には、各資産について、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産または繰延資産ごと一括した引当金の金額を注記する。

## 8-3. 資産に係る減価償却累計額

### [記載例]

3. 有形固定資産の減価償却累計額	×××	百万円
-------------------	-----	-----

(記載上の注意)

貸借対照表上、資産に係る減価償却累計額を直接控除して表示している場合には、各資産の資産項目別に減価償却累計額を注記する。ただし、一括して注記することが適当な場合は、各資産について一括した減価償却累計額を注記する。

## 8-4. 資産に係る減損損失累計額

### [記載例]

4. 有形固定資産の減損損失累計額		
貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。		

(記載上の注意)

貸借対照表上、資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して表示している場合に注記する。

## 8-5. 保証債務

### [記載例]

5. 保証債務		
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。		
株式会社〇〇〇	×××	百万円
株式会社〇〇〇	×××	百万円
その他	×××	百万円
計	×××	百万円

(記載上の注意)

- (1) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額を注記する。
- (2) 重要なものは会社ごとに記載し、その他は一括して記載する。

#### 8-6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

[記載例]

6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）		
短期金銭債権	× × ×	百万円
長期金銭債権	× × ×	百万円
短期金銭債務	× × ×	百万円
長期金銭債務	× × ×	百万円

(記載上の注意)

貸借対照表上、関係会社に対する金銭債権または金銭債務を他の金銭債権または金銭債務と区分して表示していない場合には、当該関係会社に対する勘定科目ごとの金額または複数の勘定科目について一括した金額を注記する。

#### 8-7. 取締役、監査役（執行役）に対する金銭債権及び金銭債務

[記載例]

7. 取締役、監査役（執行役）に対する金銭債権及び金銭債務		
金銭債権	× × ×	百万円
金銭債務	× × ×	百万円

(記載上の注意)

取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権、金銭債務それぞれの総額を注記する。

#### 8-8. 親会社株式

[記載例]

8. 親会社株式		
流動資産（関係会社株式）	× × ×	百万円

(記載上の注意)

- (1) 親会社株式を保有している場合には、貸借対照表で関係会社株式の項目をもって別に表示するとともに、親会社株式の各表示区分別の金額を注記する。
- (2) 連結配当規制適用会社の子会社に該当するなどの場合には、親会社株式を投資その他の資産の区分に計上することもありうる。

## 8-9. 土地の再評価

### [記載例]

#### 9. 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第○号に定める○○○により算出
- ・再評価を行った年月日……○年○月○日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  
× × × 百万円

（記載上の注意）

土地の再評価に関する法律に基づき土地の再評価を行った会社において、再評価を行った事業用土地の再評価後の決算期における時価の合計額が、再評価後の帳簿価額の合計額を下回った場合、その差額を注記する。（土地の再評価に関する法律第 10 条）

## 9. 損益計算書に関する注記

### [記載例]

#### 関係会社との取引高

##### 営業取引による取引高

売上高

× × × 百万円

仕入高

× × × 百万円

##### 営業取引以外の取引による取引高

× × × 百万円

## 10. 株主資本等変動計算書に関する注記

### [記載例]

#### 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

○○ 株

（記載上の注意）

(1) 次の事項を記載する。ただし、連結注記表を作成する株式会社は、②以外の事項は、省略することができる。上記の記載例は、連結注記表を作成する株式会社の記載例である。

- ① 当該事業年度の末日における発行済株式の数（株式の種類ごと）
- ② 当該事業年度の末日における自己株式の数（株式の種類ごと）
- ③ 当該事業年度中に行った剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金

の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための基準日が当該事業年度中のものを含む。)に関する次に掲げる事項その他の事項

イ 金銭配当の場合におけるその総額

ロ 金銭以外の配当の場合、配当した財産の帳簿価額の総額（当該剰余金の配当をした日において時価を付した場合、当該時価を付した後の帳簿価額）

④ 当該事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数（株式の種類ごと）

⑤ 当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数（株式の種類ごと）

(2) 上記の記載例の他、自己株式、発行済株式及び新株予約権について、当事業年度中に重要な変動があった場合は、変動事由の概要等を注記することが考えられる。

## 11. 税効果会計に関する注記

### [記載例]

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却限度超過額、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

(記載上の注意)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因を注記する。ただし、重要でないものは記載を要しない。

(2) 上記の記載例の他、会計基準の定めに基づいて、原因別の内訳金額を記載することも考えられる。この場合の記載例は以下のとおりである。

[発生の原因別の内訳を記載する例]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
減価償却費	×××	百万円
投資有価証券評価損	×××	百万円
退職給付引当金	×××	百万円
その他	×××	百万円
繰延税金資産小計	×××	百万円
評価性引当額	△ ×××	百万円
繰延税金資産合計	×××	百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	×××	百万円
その他	×××	百万円
繰延税金負債合計	×××	百万円
繰延税金資産の純額	×××	百万円

## 12. リースにより使用する固定資産に関する注記

### [記載例]

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

### (記載上の注意)

固定資産に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引について、借主が賃貸借取引として処理している場合に注記する。

そのため、注記対象となるのは、所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側）について、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引で、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」第79項に基づいて、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用する場合、あるいは「中小企業の会計に関する指針」の「75-3. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理」に基づいて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合となる。

上記の記載例の他、会計基準の定めに準じて、当該リース物件の全部または一部に関して次の事項を注記することもできる。

- ① 期末日における取得原価相当額
- ② 期末日における減価償却累計額相当額
- ③ 期末日における未経過リース料相当額
- ④ その他、当該リース物件に係る重要な事項

この場合の記載例は以下のとおりである。

### [取得原価相当額の金額等を記載した例]

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

#### 1. リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建 物	×××百万円	×××百万円	×××百万円
機械装置	×××百万円	×××百万円	×××百万円
工具器具備品	×××百万円	×××百万円	×××百万円
合 計	×××百万円	×××百万円	×××百万円

#### 2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	××× 百万円
1年超	××× 百万円
合 計	××× 百万円

#### 3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	××× 百万円
減価償却費相当額	××× 百万円
支払利息相当額	××× 百万円

#### 4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

### 13. 持分法損益に関する注記

[記載例]

関連会社に対する投資の金額	×××	百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	×××	百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	×××	百万円

(記載上の注意)

- (1) 損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。
- (2) 連結計算書類を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない。

### 14. 関連当事者との取引に関する注記

[記載例]

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	A社	被所有 直接○% 間接○%	当社製品の販売 役員の兼任	○○製品の販売(注1)	×××	売掛金	×××
その他の関係会社	B社	被所有 直接○% 間接○%	B社製品の購入	原材料の購入(注2)	×××	買掛金	×××
主要株主(会社等)	C社	被所有 直接○% 間接○%	技術援助契約の締結	技術料の支払(注3)	×××	未払費用	×××

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 原材料の購入については、B社以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。
- (注3) 技術料の支払については、C社より提示された料率を基礎として毎期交渉の上、決定しております。

## 2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	D社	所有 直接〇%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	×××	長期貸付金	×××
				利息の受取 (注1)	×××	その他流動資産	×××
関連会社	E社	所有 直接〇%	役務の受入れ 役員の兼任	増資の引受 (注2)	×××	—	—
関連会社の子会社	F社	なし	なし	債権放棄 (注3)	×××	—	—

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) D社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間3年、半年賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 当社がE社の行った第三者割り当てを1株につき××円で引き受けたものであります。

(注3) 債権放棄については、経営不振のF社の清算終了により行ったものであります。

## 3. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社の子会社	G社	なし	事業譲渡	事業譲渡(注1)			
				譲渡資産合計	×××	—	—
				譲渡負債合計	×××	—	—
				譲渡対価 事業譲渡益	×××	—	—
その他の関係会社の子会社	H社 (B社の子会社)	被所有 直接〇%	なし	旧〇〇工場跡地の譲渡 (注2)			
				売却代金	×××	その他流動資産	×××
				売却損	×××	—	—

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 事業譲渡については、親会社の方針に基づいて〇〇部門の事業を譲渡したものであり、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。

(注2) 不動産鑑定士の鑑定価格を勘案して交渉により決定しており、支払条件は引渡時50%、残金は5年均等年賦払、金利は年〇%であります。

4. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主(個人)及びその近親者	a	被所有 直接〇%	前当社取締役 当社の外注先であるJ社の代表取締役	コンピュータ・プログラムの製作(注1)	×××	未払金	×××
役員及びその近親者	b	被所有 直接〇%	当社取締役 債務保証	債務保証(注2) 保証料の受入れ(注2)	×××	—	—
	c	被所有 直接〇%	当社取締役 債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注3)	×××	—	—
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	K社(注4)	なし	なし	有価証券の売却(注5) 売却代金 売却益	×××	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	L社(注6)	なし	担保の被提供	当社の銀行借入金に対する土地の担保提供(注7)	×××	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) コンピュータ・プログラムの製作については、J社から提示された価格と、他の外注先との取引価格を勘案してその都度交渉の上、決定しております。

(注2) bの銀行借入(×××百万円、期限〇年)につき、債務保証を行ったものであり、年率〇%の保証料を受領しております。

(注3) 当社は、銀行借入に対して取締役cより債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(注4) 当社の主要株主aが議決権の100%を直接所有しております。

(注5) 有価証券の売却価格は、独立した第三者による株価評価書を勘案して決定しており、支払条件は一括現金払であります。

(注6) 当社役員dが議決権の51%を直接保有しております。

(注7) 当社の銀行借入金に対する土地の担保提供については、L社からの原材料購入のための資金借入に対するものであります。

(記載上の注意)

- (1) 株式会社と関連当事者との間に取引がある場合で、重要な取引について記載する(当該株式会社と第三者との間の取引で当該株式会社と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む)。
- (2) 関連当事者の範囲は次のとおりである。
  - ① 当該株式会社の親会社
  - ② 当該株式会社の子会社
  - ③ 当該株式会社の親会社の子会社(当該親会社が会社でない場合には、当該親

会社の子会社に相当するものを含む。)

- ④ 当該株式会社のその他の関係会社（当該株式会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）並びに当該その他の関係会社の親会社（当該その他の関係会社が株式会社でない場合には、親会社に相当するもの）及び子会社（当該その他の関係会社が会社でない場合には、子会社に相当するもの）
  - ⑤ 当該株式会社の関連会社及び当該関連会社の子会社（当該関連会社が会社でない場合は、子会社に相当するもの）
  - ⑥ 当該株式会社の主要株主（自己または他人の名義をもって当該株式会社の総株主の議決権の総数の100分の10以上の議決権（次に掲げる株式に係る議決権を除く。）を保有している株主をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。以下同じ。）
    - イ 信託業を営む者が信託財産として所有する株式
    - ロ 有価証券関連業を営む者が引受けまたは売出しを行う業務により取得した株式
    - ハ 金融商品取引法第156条の24第1項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式
  - ⑦ 当該株式会社の役員及びその近親者
  - ⑧ 当該株式会社の親会社の役員又はこれらに準ずる者及びその近親者
  - ⑨ ⑥から⑧に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社（当該会社等が会社でない場合には、子会社に相当するもの）
  - ⑩ 従業員のための企業年金（当該株式会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）
- (3) 関連当事者との取引に関する注記には、関連当事者ごとに、下記の事項を記載する。
- ① 関連当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項
    - イ その名称
    - ロ 関連当事者の総株主の議決権の総数に占める株式会社が有する議決権の数の割合
    - ハ 株式会社の総株主の議決権の総数に占める関連当事者が有する議決権の数の割合
  - ② 関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項
    - イ その氏名
    - ロ 株式会社の総株主の議決権の総数に占める関連当事者が有する議決権の数の割合
  - ③ 株式会社と関連当事者との関係
  - ④ 取引の内容
  - ⑤ 取引の種類別の取引金額
  - ⑥ 取引条件及び取引条件の決定方針
  - ⑦ 取引により発生した債権または債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高

- ⑧ 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- (4) 公開会社で会計監査人非設置会社では、下記の事項を省略することができる。その場合には省略した事項について、附属明細書に記載する。
- ① 取引の内容
  - ② 取引の種類別の取引金額
  - ③ 取引条件及び取引条件の決定方針
  - ④ 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- (5) 重要性の判断については、企業会計基準適用指針第13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」第15項から第18項及び第20項等を参考に判断することが考えられる。この判断に際しては、原則として、各関連当事者との取引（類似・反復取引についてはその合計）ごとに行う。
- (6) 企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」では、連結子会社と関連当事者との間の取引は開示対象となるが、本注記表では開示対象とはならない。一方、同会計基準では、連結計算書類において相殺消去されている連結子会社との取引については開示対象とならないが、本注記表では開示対象となる。
- (7) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取その他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引は開示対象から除外される。
- (8) 会社と関連当事者との間での増資の引受けと自己株式の取得は、開示対象の取引となる。ただし、公募増資は、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引に該当するため、開示対象外の取引と考えられる。
- (9) 取締役、会計参与、監査役または執行役に対する報酬（ストック・オプションの付与を含む。）、賞与及び退職慰労金の支払いは、開示対象外となる。関連当事者である役員と会社が報酬、賞与及び退職慰労金の支払い以外の取引をする場合においても、当該役員が従業員としての立場で行っていることが明らかな取引（例えば、使用人兼務役員が会社の福利厚生制度による融資を受ける場合など）は、開示対象外とする。
- (10) 会社計算規則第112条第2項第3号の規定は、本注記が連結子会社との取引も開示対象に含まれることなどから生ずる計算書類の作成のスケジュール上の制約や実務上の事務負担の問題等に鑑み、本注記を必要とすることとした趣旨からすれば開示させる必要が乏しいと思われる取引について、開示対象から外すことを明記したものである。この規定により開示対象から除外される「当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白」な取引とは、例えば、製品の販売等について市場価格を勘案して一般的な取引条件と同様に決定している場合や、建物の賃貸等で近隣の地代、取引実勢に基づいて一般的な取引条件と同様の賃料を決定している場合などが考えられる。一般の取引の条件とは、必ずしも一定の金額であるとは限らず、ある程度幅をもった金額の範囲内であることが通常と考えられる。また取引の条件を検討するにあたっては、社会通念上、取引条件を決定する要素はすべて考慮対象となり得、例えば、一般的には、長期的・継続的な取引であるという事情は考慮することとなる。

- (11) 資金貸借取引、債務保証等及び担保提供または受入れについても開示する場合は、資金貸借取引は貸付・借入金額を取引金額として記載するとともに、当該取引に関する期末残高を記載する。債務保証等は期末残高を取引金額として記載するとともに、保証・被保証の別や内容を注記する。担保提供または受入れは、担保資産に対応する債務の期末残高を取引金額として記載するとともに、担保提供・受入れの別や内容等を注記する。
- (12) 事業年度の途中で関連当事者に該当することとなった場合や、該当しなくなった場合には、関連当事者であった期間中の取引が開示対象となる。
- (13) 関連当事者との無償取引（無利子貸付や寄付など）や、低利貸付などのように取引金額が時価に比して著しく低い場合には、実際の取引金額ではなく、第三者間取引であると仮定した場合の金額を見積もって重要性の判断を行う。
- (14) 形式的・名目的に第三者を経由した取引で、実質上の相手先が関連当事者であることが明らかな場合には、開示対象に含める。

## 15. 1株当たり情報に関する注記

### [記載例]

1株当たり純資産額	××× 円	×× 銭
1株当たり当期純利益	××× 円	×× 銭

### (記載上の注意)

株式会社が当事業年度または当事業年度の末日後において株式の併合または株式の分割をした場合において、当事業年度の期首に株式の併合または株式の分割をしたと仮定して、1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益または当期純損失を算定したときは、その旨を記載する。この場合、以下の記載が考えられる。

### [株式の分割をした場合の記載例]

当社は、○年○月○日付で株式1株につき1.××株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たりの当期純利益を算定しております。

## 16. 重要な後発事象に関する注記

### [記載例]

#### (新株発行の決議)

当社は、○年○月○日開催の当社取締役会において、○年○月○日を払込期日として、普通株式○○株を一般募集の方法によって発行することを決議いたしました。

払込金額、払込金額中の資本に組み入れる額、その他の新株式発行に必要な一切の事項は、○年○月中旬開催の取締役会において決定する予定であります。

### (記載上の注意)

事業年度の末日後、翌期以降の財産または損益に重要な影響を及ぼす事象（いわゆる開示後発事象と解される。）が発生した場合に注記する。

## 17. 連結配当規制適用会社

### [記載例]

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

## 18. その他の注記

### [記載例]

.....

### (記載上の注意)

- (1) 上記の個別注記表に記載すべき事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産または損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。
- (2) 例えば、以下のような会計基準等で注記すべきとされている事項や有価証券報告書提出会社が有価証券報告書で開示する事項について、重要性を勘案のうえ、記載の可否を判断する。
  - ① 退職給付に関する注記
  - ② 減損損失に関する注記
  - ③ 企業結合・事業分離に関する注記
  - ④ 資産除去債務に関する注記
  - ⑤ その他追加情報の注記

### 【新型コロナウイルス感染症関係の記載】

新型コロナウイルス感染症に関して、例えば、以下のような記載が考えられる。当該注記は、会社計算規則第 116 条（その他の注記）として記載するほか、会社計算規則第 102 条の 3 の 2（会計上の見積りに関する注記）として記載すること

も考えられる。

[新型コロナウイルス感染症の記載例]

当社は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受けており、今後、〇年の〇〇頃まで影響が続くものと見込み、その後、徐々に回復に転じるものと仮定して有形固定資産の減損処理、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

## IV 連結計算書類

### 第1 連結貸借対照表

[記載例]			
連結貸借対照表			
(○年○月○日現在)			
(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	×××	流動負債	×××
現金及び預金	×××	支払手形及び買掛金	×××
受取手形	×××	短期借入金	×××
売掛金	×××	リース債務	×××
契約資産	×××	未払金	×××
有価証券	×××	未払法人税等	×××
商品及び製品	×××	契約負債	×××
仕掛品	×××	〇〇引当金	×××
原材料及び貯蔵品	×××	その他	×××
その他	×××	固定負債	×××
貸倒引当金	△×××	社債	×××
固定資産		長期借入金	×××
有形固定資産	×××	リース債務	×××
建物及び構築物	×××	繰延税金負債	×××
機械装置及び運搬具	×××	〇〇引当金	×××
土地	×××	退職給付に係る負債	×××
リース資産	×××	その他	×××
建設仮勘定	×××	負債合計	×××
その他	×××	(純資産の部)	
無形固定資産	×××	株主資本	×××
ソフトウェア	×××	資本金	×××
リース資産	×××	資本剰余金	×××
のれん	×××	利益剰余金	×××
その他	×××	自己株式	△×××
投資その他の資産	×××	その他の包括利益累計額	×××
投資有価証券	×××	その他有価証券評価差額金	×××
繰延税金資産	×××	繰延ヘッジ損益	×××
その他	×××	土地再評価差額金	×××
貸倒引当金	△×××	為替換算調整勘定	×××
繰延資産	×××	退職給付に係る調整累計額	×××
社債発行費	×××	株式引受権	×××
		新株予約権	×××
		非支配株主持分	×××
資産合計	×××	純資産合計	×××
		負債・純資産合計	×××

(記載上の注意)

- (1) 新株式申込証拠金あるいは自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記する。

- (2) ファイナンス・リース取引の貸主側の場合には、リース債権、リース投資資産により表示する。
- (3) 「棚卸資産」として一括表示し、その内訳を示す科目及び金額を注記することも考えられる。
- (4) 資産除去債務については、1年以内に履行されると認められるものは、流動負債において資産除去債務により表示し、それ以外のものは、固定負債において資産除去債務により表示する。
- (5) 工事損失引当金の残高は、貸借対照表に流動負債として計上する。ただし、同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産または工事損失引当金として流動資産または流動負債に表示することができる。
- (6) 純資産の部においては、「評価・換算差額等」または「その他の包括利益累計額」のいずれかの項目に区分する。  
ただし、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」が適用される会社については、「その他の包括利益累計額」として区分することが義務付けられることとなる（会社計算規則第3条）。
- (7) 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」を適用する会社については、原則として、契約資産、契約負債または顧客との契約から生じた債権を、適切な科目を用いて連結貸借対照表に表示するか、区分して表示しない場合には、それぞれの残高を注記する（会社計算規則第3条、第116条）。

## 第2 連結損益計算書

[記載例]		
<b>連結損益計算書</b>		
(自〇年〇月〇日 至〇年〇月〇日)		
(単位：百万円)		
科 目	金 額	
売上高		× × ×
売上原価		× × ×
売上総利益		× × ×
販売費及び一般管理費		× × ×
営業利益		× × ×
営業外収益		
受取利息及び配当金	× × ×	
有価証券売却益	× × ×	
持分法による投資利益	× × ×	
その他	× × ×	× × ×
営業外費用		
支払利息	× × ×	
有価証券売却損	× × ×	
その他	× × ×	× × ×
経常利益		× × ×
特別利益		
固定資産売却益	× × ×	
その他	× × ×	× × ×
特別損失		
固定資産売却損	× × ×	

減損損失	× × ×	
その他	× × ×	× × ×
税金等調整前当期純利益		× × ×
法人税、住民税及び事業税	× × ×	
法人税等調整額	× × ×	× × ×
当期純利益		× × ×
非支配株主に帰属する当期純利益		× × ×
親会社株主に帰属する当期純利益		× × ×

(記載上の注意)

- (1) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」を適用する会社については、顧客との契約から生じる収益は、適切な科目をもって連結損益計算書に表示する。なお、顧客との契約から生じる収益については、原則として、それ以外の収益と区分して連結損益計算書に表示するか、区分して表示しない場合には、顧客との契約から生じる収益の額を注記する（会社計算規則第 3 条、第 116 条）。
- (2) 企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用される会社については、前期損益修正益または前期損益修正損の表示（会社計算規則第 88 条第 2 項、第 3 項参照）は認められないこととなる（会社計算規則第 3 条）。

### 第3 連結株主資本等変動計算書

[記載例]					
連結株主資本等変動計算書					
(自〇年〇月〇日 至〇年〇月〇日)					
(単位：百万円)					
	株 主 資 本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	△×××	×××
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	×××	×××			×××
剰余金の配当			△×××		△×××
親会社株主に帰属する当期純利益			×××		×××
〇〇〇〇〇					×××
自己株式の処分				×××	×××
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××
〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	△×××	×××

  

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						
剰余金の配当						
親会社株主に帰属する当期純利益						
〇〇〇〇〇						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××

  

	株 式 引 受 権	新 株 予 約 権	非支配株主 持 分	純 資 産 合 計
〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				×××
剰余金の配当				△×××
親会社株主に帰属する当期純利益				×××
〇〇〇〇〇				×××
自己株式の処分				×××
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△×××	△×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額合計	△×××	△×××	×××	×××
〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××

(記載上の注意)

- (1) 連結株主資本等変動計算書の表示区分は、連結貸借対照表の純資産の部における各項目との整合性に留意する。

- (2) 記載例中の「〇年〇月〇日残高」を「当期首残高」または「当期末残高」、「連結会計年度中の変動額」を「当期変動額」と記載することもできる。
- (3) 会社法上、連結株主資本等変動計算書の様式は規定されておらず、縦並び形式で作成することも考えられる。
- (4) 連結株主資本等変動計算書等においては、「評価・換算差額等」または「その他の包括利益累計額」のいずれかの項目に区分する。

ただし、企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」が適用される会社については、「その他の包括利益累計額」として区分することが義務付けられることとなる（会社計算規則第 3 条）。

- (5) 「当期首残高」の記載に際して、遡及適用、誤謬の訂正または当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定をした場合には、下記の記載例のように、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。

下記の記載例では、遡及適用をした場合に対応して、「会計方針の変更による累積的影響額」及び「遡及処理後当期首残高」を用いているが、会計基準等における特定の経過的な取扱いにより、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合や、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」等に従って企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われ、企業結合年度の翌年度のみが表示が行われる場合には、下記の記載例に準じて、期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する。

例えば、会計基準等において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、「遡及処理後当期首残高」を「会計方針の変更を反映した当期首残高」と記載することも考えられる。

[記載例]

**連結株主資本等変動計算書**  
(自〇年〇月〇日 至〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	△×××	×××
会計方針の変更による累積的影響額			×××		×××
遡及処理後当期首残高	×××	×××	×××	△×××	×××
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	×××	×××			×××
剰余金の配当			△×××		△×××
親会社株主に帰属する当期純利益			×××		×××
〇〇〇〇〇					×××
自己株式の処分				×××	×××
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××
〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	△×××	×××

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					
	その他有価証券評価差額金	繰上延損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
会計方針の変更による累積的影響額						
遡及処理後当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						
剰余金の配当						
親会社株主に帰属する当期純利益						
〇〇〇〇〇						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××

	株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産計
〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××
会計方針の変更による累積的影響額				×××
遡及処理後当期首残高	×××	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				×××
剰余金の配当				△×××
親会社株主に帰属する当期純利益				×××
〇〇〇〇〇				×××
自己株式の処分				×××
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△×××	△×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額合計	△×××	△×××	×××	×××
〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××

## 第4 連結注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

[記載例]

.....

(記載上の注意)

連結会計年度の末日において、当該株式会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在する場合であって、当該事象または状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該連結会計年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）に注記する。なお、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かについては、総合的かつ実質的に判断を行う。この場合、次の事項の記載が必要である。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しているか否かの別

### 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

[記載方法の説明]

(1) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記として、次の事項を記載する。注記は当該各号に掲げる事項に区分しなければならない。

① 連結の範囲に関する次に掲げる事項

- イ 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
- ロ 非連結子会社がある場合には、次に掲げる事項
  - a 主要な非連結子会社の名称
  - b 非連結子会社を連結の範囲から除いた理由
- ハ 株式会社が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかったときは、当該会社等の名称及び子会社としなかった理由
- ニ 第63条第1項ただし書の規定により連結の範囲から除かれた子会社の財産または損益に関する事項であって、当該企業集団の財産及び損益の状態の判断に影響を与えると認められる重要なものがあるときは、その内容
- ホ 開示対象特別目的会社（会社法施行規則第4条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。）がある場合には、次に掲げる事項その他の重要な事項
  - a 開示対象特別目的会社の概要
  - b 開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額

② 持分法の適用に関する次に掲げる事項

- イ 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称

- ロ 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社があるときは、次に掲げる事項
    - a 当該非連結子会社または関連会社のうち主要な会社等の名称
    - b 当該非連結子会社または関連会社に持分法を適用しない理由
  - ハ 当該株式会社が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社等を関連会社としなかったときは、当該会社等の名称及び関連会社としなかった理由
  - ニ 持分法の適用の手續について特に示す必要があると認められる事項がある場合には、その内容
- ③ 会計方針に関する次に掲げる事項
- イ 重要な資産の評価基準及び評価方法
  - ロ 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - ハ 重要な引当金の計上基準
  - ニ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- (2) 連結の範囲または持分法の適用の範囲を変更した場合（当該変更が重要性の乏しいものである場合を除く。）には、その旨及び当該変更の理由を注記する。

## 2-1. 連結の範囲に関する事項

### [記載例]

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 ○社

主要な連結子会社の名称

○○○株式会社、○○○株式会社、○○○株式会社

このうち、○○○株式会社については、当連結会計年度において新たに設立したことにより、また、○○○株式会社については、重要性が増したことによりそれぞれ当連結会計年度から連結子会社に含めることとし、○○○株式会社については、保有株式を売却したことにより、連結子会社から除外しております。

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

○○○株式会社、○○○株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

##### (3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち子会社としなかった会社の名称等

会社等の名称

○○○株式会社

子会社としなかった理由

同社は、会社更生法の規定による更生手續開始の決定を受け、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められたためであります。

##### (4) 支配が一時的であると認められること等から連結の範囲から除かれた子会社の財産または損益に関する事項

.....  
(5) 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「開示対象特別目的会社に関する注記」に記載しております。

## 2-2. 持分法の適用に関する事項

### [記載例]

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数      〇社  
主要な会社等の名称   〇〇〇株式会社、〇〇〇株式会社  
持分法を適用した関連会社の数   〇社  
主要な会社等の名称   〇〇〇株式会社、〇〇〇株式会社

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称  
(非連結子会社)  
〇〇〇株式会社、〇〇〇株式会社  
(関連会社)  
〇〇〇株式会社、〇〇〇株式会社

##### 持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

##### (3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等

会社等の名称  
〇〇〇株式会社

##### 関連会社としなかった理由

同社は、民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受け、かつ、財務及び営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められたためであります。

##### (4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

##### (5) 連結子会社の事業年度等に関する事項（注 任意記載事項）

連結子会社の決算日は、〇〇〇株式会社（〇月〇日）及び〇〇〇株式会社（〇月〇日）を除き、連結決算日と一致しております。なお、〇〇〇株式会社については、連結決算日で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎とし、また、〇〇〇株式会社については、同社の決算日現在の計算書類を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた〇〇〇株式会社との重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 2-3. 会計方針に関する事項

### 2-3-(1). 資産の評価基準及び評価方法

#### [記載例]

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券……………時価法(売却原価は移動平均法により算定)

満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

##### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

##### ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品…移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……………最終仕入原価法

### 2-3-(2). 固定資産の減価償却の方法

#### [記載例]

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しております。

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(記載上の注意)

- (1) 有形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられる。この場合には、以下のような記載を追加することが考えられる。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 ○年～○年

機械装置及び運搬具 ○年～○年

- (2) 無形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられる。

この場合には、以下のような記載を追加することが考えられる。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
自社利用のソフトウェア	○年～○年
のれん	○年～○年

- (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側）について、リース取引開始日が企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引で、企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」第 79 項に基づいて、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用する場合には、その旨及び「リース取引に係る会計基準」で必要とされていた事項を注記するとされているので、以下の記載を追加することが考えられる。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
--

### 2-3-(3). 引当金の計上基準

[記載例]

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

### 2-3-(4). 収益及び費用の計上基準

[記載例]

#### (4) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

保守サービスに係る収益は、主に商品又は製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

当社グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(記載上の注意)

- (1) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を適用する会社については、

「収益及び費用の計上基準」に掲げる事項には、次の事項を含む（会社計算規則第101条第2項）。

- ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
  - ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
  - ③ ①及び②のほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの
- (2) 会社が(1)③に該当するものとして重要な会計方針に記載した事項（例えば、取引価格の算定に関する情報や履行義務への配分額の算定に関する情報）がある場合には、当該事項については「収益認識に関する注記」での記載は要しない。
- (3) 「収益認識に関する会計基準」第80-2項(2)の「企業が当該履行義務を充足する通常の時点」と「収益を認識する通常の時点」は、通常は同じであると考えられる。しかし、例えば、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項における代替的な取扱い（出荷基準等の取扱い）を適用した場合には、両時点が異なる場合がある。そのような場合には、重要な会計方針として「収益を認識する通常の時点」について注記する（「収益認識に関する会計基準」第163項）。
- (4) 上記の記載例は、(1)③「当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの」について、自社の実情を踏まえ、連結計算書類においては当該事項の注記を要しないと合理的に判断される場合である。例えば、支払条件、変動対価、独立販売価格の比率に基づいて取引価格の履行義務に対する配分が重要な会計方針に含まれるものと判断される場合の記載例は、以下のとおりである。

〔重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する例〕

当社グループの取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格は、変動対価、変動対価の見積りの制限、契約における重要な金融要素、現金以外の対価などを考慮して算定しております。

取引価格のそれぞれの履行義務に対する配分は、独立販売価格の比率に基づいて行っており、また、独立販売価格を直接観察できない場合には、独立販売価格を見積っております。

## 2-3-(5). その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### 〔記載例〕

#### (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① 繰延資産の処理方法

株式交付費…支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費…社債償還期間（〇年間）にわたり均等償却しております。

##### ② ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

##### ③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（〇年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（〇年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

（記載上の注意）

(1) 「(5)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」には、会計方針のうち、上記(1)から(3)以外の重要なものを記載する。

上記の記載例のほか、連結計算書類に占める在外子会社の割合が高い場合には、外貨建資産及び負債等の本邦通貨への換算方法について記載することが考えられる。

(2) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用について、税効果を調整の上、純資産の部に計上している旨の記載は、会社計算規則上、明示的に求められているものではない。このため、当該事項の記載の要否は、企業集団の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項かどうかを判断することになる。

(3) 企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第4-3項に規定する「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に採用した会計処理の原則及び手続について、当該採用した会計処理の原則及び手続が連結計算書類を理解するために重要であると考えられる場合には、会社計算規則第102条第1項第3号ニの「その他連結計算書類の作成のための重要な事項」に該当し、その概要を注記する必要がある。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

[記載例]

(1) ○○○の評価基準及び評価方法

○○○の評価基準及び評価方法は、従来、○○法によっておりましたが、当連結会計年度より○○法に変更いたしました。この変更は、○○○（変更理由を具体的に記載する）ために行ったものであります。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は×××百万円増加しております。

(2) ○○○に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「○○○に関する会計基準」を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は×××百万円増加しております。

(記載上の注意)

- (1) 会計方針を変更した場合には、次の事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社にあつては、会社計算規則第102条の2第1項第4号ロ（下記(2)②）及びハ（下記(2)③）に掲げる事項を省略することができる。
  - ① 会計方針の変更の内容
  - ② 会計方針の変更の理由
  - ③ 遡及適用をした場合には、当連結会計年度の期首における純資産額に対する影響額
- (2) 会計方針を変更した場合に、当連結会計年度より前の連結会計年度の全部または一部について遡及適用をしなかったときには、次に掲げる事項（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、②に掲げる事項を除く。）を記載する。
  - ① 連結計算書類の主な項目に対する影響額
  - ② 当該連結会計年度より前の連結会計年度の全部または一部について遡及適用をしなかった理由ならびに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更をした場合において、経過的な取扱いに従って会計処理を行ったときは、その旨及び当該経過的な取扱いの概要を記載する。）
  - ③ 会計方針の変更が当連結会計年度の翌連結会計年度以降の財産または損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項（合理的に見積もることが困難である場合には、その旨を記載すれば足りる。）
- (3) 会計方針の変更については、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等の記載の箇所にあわせて記載することができる。
- (4) 会計基準及び法令の改正等に伴い、会計方針を採用または変更した場合において、当該会計方針を適用すべき会計事象または取引が存在しないときは、会計方針の変更の記載を要しない。

#### 4. 収益認識に関する注記

[記載例（当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報の注記を要しないと合理的に判断される場合）]

(1) 収益の分解

当社グループは、〇〇事業、〇〇事業及びその他の事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、△商品、△製品及び△保守サービスであります。また、各事業の売上高は、×××百万円、×××百万円及び×××百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(記載上の注意)

(1) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を適用する会社については、「収益認識に関する注記」に掲げる事項は、重要性の乏しいものを除き、次の事項を記載することとされており、「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」を参考にし、各社の実情に応じて、必要な記載をする。ただし、連結計算書類の作成義務のある会社（会社法第 444 条第 3 項に規定する株式会社）以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる（会社計算規則第 115 条の 2 第 1 項）。

① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(2) (1) に掲げる事項が会社計算規則第 101 条の規定により注記すべき事項（収益の計上基準に関する記載内容）と同一であるときは、同項の規定による当該事項の注記を要しない。

(3) 会社計算規則の用語の解釈に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を斟酌しなければならないとされており（会社計算規則第 3 条）、収益認識に関する注記の要否及びその内容は、「収益認識に関する会計基準」で定める開示目的（顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示すること）に照らして判断する。

「収益認識に関する注記」を記載するにあたっては、次のことに留意し、株主にとって重要な事項を記載する。なお、「収益認識に関する会計基準」において具体的に規定された事項であつたとしても、各社の実情を踏まえ、連結計算書類においては当該事項の注記を要しないと合理的に判断される場合には、連結計算書類において当該事項について注記しないことも許容される。

① 「収益認識に関する会計基準」で規定する注記事項は、最低限の注記のチェックリストとして用いられることを意図したものではないとされている（「収益認識に関する会計基準」第 167 項）。

② 「収益認識に関する会計基準」においては、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められるか否かの判断は、定量的な要因と定性的な要因の両方を考慮する必要があるが、その際、定量的な要因のみで判断した場合に重要性がないとは言えない場合であっても、開示目的に照らして重要性に乏しいと判断される場合もあると考えられるとされている（「収益認識に関する会計基準」第 168 項）。

(4) 上記の記載例は、(1) ③「当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」について、自社グループの実情を踏まえ、連結計算書類においては当該事項の注記を要しないと合理的に判断される場合である。「当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」について記載する場合の記載例は以下のとおりである。

[当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報を記載する例]  
当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、〇〇〇百万円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて〇年から〇年の間で収益を認識することを見込んでいます。

## 5. 表示方法の変更に関する注記

### [記載例]

(〇〇の表示方法の変更)

〇〇の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、〇〇（前連結会計年度×××百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、〇〇（当連結会計年度×××百万円）として表示しております。

(記載上の注意)

表示方法を変更した場合には、次の事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

- ① 表示方法の変更の内容
- ② 表示方法の変更の理由

## 6. 会計上の見積りに関する注記

[記載例(会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報の注記を要しないと合理的に判断される場合)]

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 ×××百万円

(記載上の注意)

- (1) 「会計上の見積りに関する注記」は、次の事項を記載することとされており、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」を参考にし、各社の実情に応じて、必要な記載をする（会社計算規則第102条の3の2第1項）。
  - ① 会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
  - ② 当該連結会計年度に係る連結計算書類の①の項目に計上した額
  - ③ ②のほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (2) 会社計算規則の用語の解釈に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を斟酌しなければならないとされており（会社計算規則第3条）、会計上の見積りに関する注記の要否及びその内容は、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」で定める開示目的（当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク（有利となる場合及び不利となる場合の双方が含まれる。）がある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示すること）に照らして判断する。

「会計上の見積りに関する注記」を記載するにあたっては、次のことに留意し、

株主にとって重要な事項を記載する。なお、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」第8項において具体的に例示された事項であったとしても、各社の実情を踏まえ、連結計算書類においては当該事項の注記を要しないと合理的に判断される場合には、連結計算書類において当該事項について注記しないことも許容される。

- 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」においては、「会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報」として、当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法、当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定及び翌年度の財務諸表に与える影響が例示されているが（同会計基準第8項）、これらの注記事項は、チェックリストとして用いられるべきものではなく、例示であり、注記する事項は、開示目的に照らして判断することとされている（同会計基準第31項）。

- (3) 上記の記載例は、(1) ③「会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」について、自社グループの実情を踏まえ、連結計算書類においては当該事項の注記を要しないと合理的に判断される場合である。「会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」として記載する場合の記載例は以下のとおりである。

[会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報を記載する例]

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 7. 会計上の見積りの変更に関する注記

[記載例]

当社が保有する備品Xは、従来、耐用年数を10年として減価償却を行ってきましたが、当連結会計年度において、〇〇〇（変更を行うこととした理由などの変更の内容を記載する。）により、耐用年数を6年に見直し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方法と比べて、当連結会計年度の減価償却費が××百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が同額減少しております。

(記載上の注意)

会計上の見積りを変更した場合には、次の事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

- ① 会計上の見積りの変更の内容
- ② 会計上の見積りの変更の連結計算書類の項目に対する影響額
- ③ 会計上の見積りの変更が当連結会計年度の翌連結会計年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項（合理的に見積もることが困難である場合には、その旨を記載すれば足りる。）

## 8. 連結貸借対照表に関する注記

### 8-1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

[記載例]		
1. 担保に供している資産及び担保に係る債務		
(1) 担保に供している資産		
定期預金	× × ×	百万円
建 物	× × ×	百万円
土 地	× × ×	百万円
計	× × ×	百万円
(2) 担保に係る債務		
短期借入金	× × ×	百万円
長期借入金	× × ×	百万円
計	× × ×	百万円

### 8-2. 資産から直接控除した引当金

[記載例]		
2. 資産から直接控除した貸倒引当金		
受取手形	× × ×	百万円
売掛金	× × ×	百万円
破産更生債権等	× × ×	百万円
長期貸付金	× × ×	百万円

(記載上の注意)

連結貸借対照表上、資産に係る引当金（貸倒引当金等）を直接控除して表示している場合には、各資産の資産項目別に当該引当金の金額を注記する。ただし、一括して注記することが適当な場合には、各資産について、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産または繰延資産ごと一括した引当金の金額を注記する。

### 8-3. 資産に係る減価償却累計額

[記載例]		
3. 有形固定資産の減価償却累計額	× × ×	百万円

(記載上の注意)

連結貸借対照表上、資産に係る減価償却累計額を直接控除して表示している場合には、各資産の資産項目別に減価償却累計額を注記する。ただし、一括して注記することが適当な場合は、各資産について一括した減価償却累計額を注記する。

### 8-4. 資産に係る減損損失累計額

[記載例]

4. 有形固定資産の減損損失累計額

連結貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。

(記載上の注意)

連結貸借対照表上、資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して表示している場合に注記する。

## 8-5. 保証債務

[記載例]

5. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社〇〇〇	×××	百万円
株式会社〇〇〇	×××	百万円
その他	×××	百万円
計	×××	百万円

(記載上の注意)

- (1) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務(負債の部に計上したものを除く。)があるときは、当該債務の内容及び金額を注記する。
- (2) 重要なものは会社ごとに記載し、その他は一括して記載する。

## 8-6. 土地の再評価

[記載例]

6. 土地の再評価

当社及び一部の国内連結子会社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第〇号に定める〇〇〇により算出
- ・再評価を行った年月日……〇年〇月〇日
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  
××× 百万円

## 9. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

[記載例]

### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

〇〇株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
〇年〇月〇日 定時株主総会	普通株式	×××	×××	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日
〇年〇月〇日 取締役会	普通株式	×××	×××	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日
計		×××			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
〇年〇月〇日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 ×××百万円
- ② 1株当たり配当額 ×××円
- ③ 基準日 〇年〇月〇日
- ④ 効力発生日 〇年〇月〇日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

### 3. 当連結会計年度末の株式引受権に係る株式の種類及び総数

普通株式

〇〇株

### 4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

〇〇株

(記載上の注意)

#### (1) 次の事項を注記する。

- ① 当該連結会計年度の末日における発行済株式の総数（株式の種類ごと）
- ② 当該連結会計年度中に行った剰余金の配当（当該連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための基準日が当該連結会計年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項
  - イ 金銭配当の場合におけるその総額
  - ロ 金銭以外の配当の場合、配当した財産の帳簿価額の総額（当該剰余金の配当をした日において時価を付した場合、当該時価を付した後の帳簿価額）
- ③ 当該連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数（株式の種類ごと）
- ④ 当該連結会計年度の末日における会社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式

- の数（株式の種類ごと）
- (2) 会計基準等で注記すべきとされている以下の事項については、会計基準と同様の記載をすることもできる。
- ① 発行済株式数（当連結会計年度期首、当連結会計年度増減）、種類ごとの変動事由の概要
  - ② 自己株式数（当連結会計年度期首、当連結会計年度増減）、種類ごとの変動事由の概要
  - ③ 新株予約権の目的となる株式の数（当連結会計年度期首、当連結会計年度増減）（なお、権利行使期間の初日が到来していない新株予約権については、それが明らかになるように記載する。）
  - ④ 自己新株予約権

## 10. 金融商品に関する注記

[金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項に関して定性的な情報を記載している記載例]

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

○年○月○日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 xxx 百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 受取手形	xxx	xxx	xxx
(2) 売掛金	xxx	xxx	xxx
(3) 投資有価証券 その他有価証券	xxx	xxx	xxx
(4) 支払手形及び買掛金	(xxx)	(xxx)	—
(5) 短期借入金	(xxx)	(xxx)	—

(6) 長期借入金	(xxx)	(xxx)	xxx
(7) デリバティブ取引	—	—	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。

#### 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 支払手形及び買掛金、並びに短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

### [金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項も記載する記載例]

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固

定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

○年○月○日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 xxx 百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 受取手形	xxx	xxx	xxx
(2) 売掛金	xxx	xxx	xxx
(3) 投資有価証券 その他有価証券	xxx	xxx	xxx
(4) 支払手形及び買掛金	(xxx)	(xxx)	—
(5) 短期借入金	(xxx)	(xxx)	—
(6) 長期借入金	(xxx)	(xxx)	xxx
(7) デリバティブ取引	—	—	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計

投資有価証券				
其他有価証券				
株式	XXX	—	—	XXX

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	XXX	—	XXX
売掛金	—	XXX	—	XXX
支払手形及び買掛金	—	XXX	—	XXX
短期借入金	—	XXX	—	XXX
長期借入金	—	XXX	—	XXX

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。

受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、並びに短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

(記載上の注意)

- (1) 連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない。  
また、連結計算書類の作成義務のある会社（会社法第444条第3項に規定する株式会社）以外の株式会社は、下記(2)③に掲げる事項を省略することができる。
- (2) 「金融商品に関する注記」は、重要性の乏しいものを除き、次の事項を記載する

こととされており、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」を参考にし、各社の実情に応じて、必要な記載をする。

- ① 金融商品の状況に関する事項
  - ② 金融商品の時価等に関する事項
  - ③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
- (3) 「金融商品に関する注記」を記載するにあたっては、次のことに留意し、株主にとって重要な事項を記載する。
- ① 「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」等における「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」と同義である。
  - ② 会社計算規則は、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」の「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」として注記が求められるすべての事項について、同水準の注記を求めているわけではないので、各社の実情に応じて必要な限度で開示することもできる。
  - ③ 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」において「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」として注記を求められる事項であったとしても、各社の実情を踏まえ、連結計算書類において当該事項の注記を要しないと合理的に判断される場合には、連結計算書類において当該事項について注記しないことも許容される。

## 11. 賃貸等不動産に関する注記

### [記載例]

#### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)を有しております。

#### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
XXX	XXX

(注 1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注 2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

### (記載上の注意)

- (1) 連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない。
- (2) 「賃貸等不動産に関する注記」は、重要性の乏しいものを除き、次の事項を記載することとされており、企業会計基準第 20 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 23 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」を参考にし、各社の実情に応じて、必要な記載をする。

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

## 12. 開示対象特別目的会社に関する注記

### [記載例]

#### 1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、リース債権、割賦債権、営業貸付金の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社を利用しておりますが、これらには特例有限会社や株式会社、資産流動化法上の特定目的会社があります。当該流動化において、当社は、前述したリース債権、割賦債権、営業貸付金を特別目的会社に譲渡し、譲渡した資産を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入によって調達した資金を、売却代金として受領します。

さらに、当社は、いくつかの特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、譲渡資産の残存部分を留保しております。このため、当該譲渡資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、〇年〇月末現在、適切な評価減などにより、将来における損失負担の可能性を会計処理に反映しております。

流動化の結果、〇年〇月末において、取引残高のある特別目的会社は〇社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は×××百万円、負債総額(単純合算)は×××百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

#### 2. 開示対象特別目的会社との取引金額等

(単位：百万円)

	主な取引の金額 又は当連結会計年度 末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
譲渡資産(注1)：			
リース債権	X,XXX	売却益	XXX
割賦債権	X,XXX	売却益	XXX
営業貸付金	X,XXX	売却益	XXX
譲渡資産に係る残存部分(注2)	X,XXX	分配益	XXX

回収サービス業務(注3)	XXX	回収サービス業務収益	XX
--------------	-----	------------	----

(注1) 譲渡資産に係る取引の金額は、譲渡時点の帳簿価額によって記載しております。また、譲渡資産に係る売却益は、営業外収益に計上されております。

(注2) 譲渡資産に係る残存部分の取引の金額は、当期における資産の譲渡によって生じたもので、譲渡時点の帳簿価額によって記載しております。○年○月末現在、譲渡資産に係る残存部分の残高は、XX, XXX百万円であります。また、当該残存部分に係る分配益は、営業外収益に計上されております。

(注3) 回収サービス業務収益は、通常得べかりし収益を下回るため、下回る部分の金額は、回収サービス業務負債として固定負債「その他」に計上しております。回収サービス業務収益は、営業外収益に計上されております。

(記載上の注意)

- (1) 連結計算書類を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない。
- (2) 「開示対象特別目的会社に関する注記」は、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項を記載することとされており、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」を参考にして記載することが考えられる。

### 13. 1株当たり情報に関する注記

[記載例]			
1株当たり純資産額	×××	円	×× 銭
1株当たり当期純利益	×××	円	×× 銭

(記載上の注意)

株式会社が当連結会計年度または当連結会計年度の末日後において株式の併合または株式の分割をした場合において、当連結会計年度の期首に株式の併合または株式の分割をしたと仮定して、1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益または当期純損失を算定したときは、その旨を記載する。この場合、次の記載が考えられる。

[株式の分割をした場合の記載例]	
当社は、○年○月○日付で株式1株につき1. ××株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たりの当期純利益を算定しております。	

連結計算書類に関する「1株当たり当期純利益」は、一株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失として算定することに留意する。なお、連結計算書類に関する「1株当たり当期純利益」については、「1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益」と記載することもできる。

## 14. 重要な後発事象に関する注記

### [記載例]

#### (新株発行の決議)

当社は、○年○月○日開催の当社取締役会において、○年○月○日を払込期日として、普通株式○○株を一般募集の方法によって発行することを決議しました。

払込価額、払込価額中の資本に組み入れる額、その他の新株式発行に必要な一切の事項は、○年○月中旬開催の取締役会において決定する予定であります。

### (記載上の注意)

連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社において、連結会計年度の末日後に、翌連結会計年度以降の財産または損益に重要な影響を及ぼす事象（いわゆる開示後発事象と解される。）が発生した場合に注記する。

当該株式会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の事業年度の末日後に発生した場合における当該事象とする。

## 15. その他の注記

### [記載例]

.....

### (記載上の注意)

- (1) 上記の連結注記表に記載すべき事項のほか、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書により企業集団の財産または損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。
- (2) 例えば、以下のような会計基準で注記すべきとされている事項や有価証券報告書提出会社が有価証券報告書で開示する事項について、重要性を勘案のうえ、記載の要否を判断する。
  - ① 退職給付に関する注記
  - ② 減損損失に関する注記
  - ③ 企業結合・事業分離に関する注記
  - ④ 資産除去債務に関する注記
  - ⑤ その他追加情報の注記

### 【新型コロナウイルス感染症関係の記載】

新型コロナウイルス感染症に関して、例えば、以下のような記載が考えられる。当該注記は、会社計算規則第 116 条（その他の注記）として記載するほか、会社計算規則第 102 条の 3 の 2（会計上の見積りに関する注記）として記載することも考えられる。

#### [新型コロナウイルス感染症の記載例]

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受けており、今後、○年の○

○頃まで影響が続くものと見込み、その後、徐々に回復に転じるものと仮定して有形固定資産の減損処理、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

## V 附属明細書（計算書類関係）

### 【通則的事項】

1. 該当項目のないものは作成を要しない（「該当事項なし」と特に記載する必要はない。）。
2. 会社計算規則に規定されている附属明細書の記載項目は最小限度のものであるので、株式会社は、その他の情報について株主等にとり有用であると判断した場合には、項目を適宜追加して記載することが望ましい。ただし、通常の場合においては、これらの事項以外、特に記載すべき事項はない。

### 第1 共通的記載事項（すべての株式会社が附属明細書に記載すべき事項）

#### 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

[記載例]							
(単位：百万円)							
区 分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	〇〇	×××	×××	×××	×××	×××	×××
	〇〇	×××	×××	(×××)	(×××)	×××	×××
	計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
無形固定資産	〇〇	×××	×××	×××	×××	×××	
	〇〇	×××	×××	×××	×××	×××	
	計	×××	×××	×××	×××	×××	

(注)「当期減少額」欄の( )は内数で、当期の減損損失計上額であります(直接控除方式の場合)。

(記載上の注意)

- (1) 重要な増減額がある場合には、その理由を脚注する。
- (2) 「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損損失を認識した場合には、貸借対照表における表示(直接控除形式または間接控除形式)にあわせて以下のとおり記載する。  
直接控除形式により表示する場合については、当期の減損損失の金額を「当期減少額」に含めて記載し、その額を内書き(かっこ書き)する。また、間接控除形式により表示する場合については、当期の減損損失の金額を「当期償却額」に含めて記載し、その額を内書き(かっこ書き)して記載すること等が考えられる。
- (3) 記載例(帳簿価額による記載)のほか、取得価額により記載することもできる。

#### 2. 引当金の明細

[記載例]				
(単位：百万円)				
科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
〇〇引当金	×××	×××	×××	×××
〇〇引当金	×××	×××	×××	×××

(記載上の注意)

- (1) 期首または期末のいずれかに残高がある場合にのみ作成する。
- (2) 当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載する。
- (3) 退職給付引当金について、財務諸表等規則第8条の13を踏まえた注記を個別注記表に記載しているときは、附属明細書にその旨を記載し、その記載を省略することができる。

### 3. 販売費及び一般管理費の明細

[記載例]		
(単位：百万円)		
科目	金額	摘要
〇〇〇	×××	
〇〇〇	×××	
計	×××	

(記載上の注意)

おおむね販売費、一般管理費の順に、その内容を示す適当な科目で記載する。

### 4. その他の重要な事項

上記のほか、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項

記載様式は、1～3のひな型との整合性を考慮に入れて適宜工夫する。

## 第2 公開会社のうち、会計監査人設置会社以外の株式会社において記載する事項

### 1. 関連当事者との取引に係る注記の内容を一部省略した場合における省略した事項

関連当事者との取引に係る注記のうち、取引の内容、取引の種類別の取引金額、取引条件及び取引条件の決定方針、取引条件の変更があったときはその旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容の記載を省略した場合、省略した事項について記載する。記載例及び記載上の注意については、個別注記表の関連当事者との取引に関する注記を参照の上、記載する。

## VI 決算公告要旨

### 【通則的事項】

会計監査人設置会社は、次のいずれかに該当する場合には、それぞれその旨を公告に記載しなければならない。

- ① 会計監査人及び一時会計監査人の職務を行うべき者が存しない場合
- ② 期限までに会計監査報告の通知が行われず、監査を受けたものとみなされた場合
- ③ 公告に係る計算書類についての会計監査報告に不適正意見がある場合
- ④ 公告に係る計算書類についての会計監査報告に監査意見を表明しない旨の内容が含まれている場合

第1 大会社の貸借対照表及び損益計算書の要旨（有報提出義務会社を除く）

1. 公開会社

1-1. 貸借対照表の要旨

第〇〇期決算公告 貸借対照表（〇年〇月〇日現在）の要旨 （単位 百万円または十億円）			
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	×××	<b>流動負債</b>	×××
現金及び預金	×××	支払手形及び買掛金	×××
受取手形及び売掛金	×××	短期借入金	×××
棚卸資産	×××	未払法人税等	×××
その他	×××	〇〇引当金	×××
貸倒引当金	△×××	その他	×××
<b>固定資産</b>	×××	<b>固定負債</b>	×××
<b>有形固定資産</b>	×××	長期借入金	×××
建物及び構築物	×××	〇〇引当金	×××
土地	×××	その他	×××
その他	×××	<b>負債合計</b>	×××
<b>無形固定資産</b>	×××	<b>株主資本</b>	×××
<b>投資その他の資産</b>	×××	資本金	×××
投資有価証券	×××	資本剰余金	×××
その他	×××	資本準備金	×××
貸倒引当金	△×××	その他資本剰余金	×××
<b>繰延資産</b>	×××	利益剰余金	×××
		利益準備金	×××
		その他利益剰余金	×××
		自己株式	△×××
		<b>評価・換算差額等</b>	×××
		その他有価証券評価差額金	×××
		繰延ヘッジ損益	×××
		土地再評価差額金	×××
		<b>新株予約権</b>	×××
		<b>純資産合計</b>	×××
<b>資産合計</b>	×××	<b>負債・純資産合計</b>	×××

（記載上の注意）

新株式申込証拠金あるいは自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記する。

## 1-2. 損益計算書の要旨

[記載例]

損益計算書の要旨  
(自○年○月○日 至○年○月○日)  
(単位 百万円または十億円)

科目	金額
売上高	× × ×
売上原価	× × ×
<b>売上総利益</b>	<b>× × ×</b>
販売費及び一般管理費	× × ×
<b>営業利益</b>	<b>× × ×</b>
営業外収益	× × ×
営業外費用	× × ×
<b>経常利益</b>	<b>× × ×</b>
特別利益	× × ×
特別損失	× × ×
<b>税引前当期純利益</b>	<b>× × ×</b>
法人税、住民税及び事業税	× × ×
法人税等調整額	× × ×
<b>当期純利益</b>	<b>× × ×</b>

(記載上の注意)

- (1) 営業外収益または営業外費用の額が重要でないときは、その差額を営業外損益として区分することができる。
- (2) 特別利益または特別損失の額が重要でないときは、その差額を特別損益として区分することができる。

## 2. 非公開会社

### 2-1. 貸借対照表の要旨

[記載例]			
第〇〇期決算公告 貸借対照表（〇年〇月〇日現在）の要旨 （単位 百万円または十億円）			
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	×××	<b>流動負債</b>	×××
<b>固定資産</b>	×××	〇〇引当金	×××
<b>繰延資産</b>	×××	その他	×××
		<b>固定負債</b>	×××
		〇〇引当金	×××
		その他	×××
		<b>負債合計</b>	×××
		<b>株主資本</b>	×××
		資本金	×××
		資本剰余金	×××
		資本準備金	×××
		その他資本剰余金	×××
		利益剰余金	×××
		利益準備金	×××
		その他利益剰余金	×××
		自己株式	△×××
		評価・換算差額等	×××
		その他有価証券評価差額金	×××
		繰延ヘッジ損益	×××
		土地再評価差額金	×××
		新株予約権	×××
		<b>純資産合計</b>	×××
<b>資産合計</b>	×××	<b>負債・純資産合計</b>	×××

（記載上の注意）

新株式申込証拠金あるいは自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記する。

## 2-2. 損益計算書の要旨

[記載例]

損益計算書の要旨  
(自○年○月○日 至○年○月○日)  
(単位 百万円または十億円)

科目	金額
売上高	× × ×
売上原価	× × ×
<b>売上総利益</b>	<b>× × ×</b>
販売費及び一般管理費	× × ×
<b>営業利益</b>	<b>× × ×</b>
営業外収益	× × ×
営業外費用	× × ×
<b>経常利益</b>	<b>× × ×</b>
特別利益	× × ×
特別損失	× × ×
<b>税引前当期純利益</b>	<b>× × ×</b>
法人税、住民税及び事業税	× × ×
法人税等調整額	× × ×
<b>当期純利益</b>	<b>× × ×</b>

(記載上の注意)

- (1) 営業外収益または営業外費用の額が重要でないときは、その差額を営業外損益として区分することができる。
- (2) 特別利益または特別損失の額が重要でないときは、その差額を特別損益として区分することができる。

## 第2 大会社でない会社の貸借対照表の要旨（有報提出義務会社を除く）

### 1. 公開会社

[記載例]			
第〇〇期決算公告			
貸借対照表（〇年〇月〇日現在）の要旨			
（単位 百万円または十億円）			
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	×××	<b>流動負債</b>	×××
現金及び預金	×××	支払手形及び買掛金	×××
受取手形及び売掛金	×××	短期借入金	×××
棚卸資産	×××	未払法人税等	×××
その他	×××	〇〇引当金	×××
貸倒引当金	△×××	その他	×××
<b>固定資産</b>	×××	<b>固定負債</b>	×××
<b>有形固定資産</b>	×××	長期借入金	×××
建物及び構築物	×××	〇〇引当金	×××
土地	×××	その他	×××
その他	×××	<b>負債合計</b>	×××
<b>無形固定資産</b>	×××	<b>株主資本</b>	×××
<b>投資その他の資産</b>	×××	資本金	×××
投資有価証券	×××	資本剰余金	×××
その他	×××	資本準備金	×××
貸倒引当金	△×××	その他資本剰余金	×××
<b>繰延資産</b>	×××	利益剰余金	×××
		利益準備金	×××
		その他利益剰余金	×××
		（当期純利益）	（×××
		自己株式	△×××
		<b>評価・換算差額等</b>	×××
		その他有価証券評価差額金	×××
		繰延ヘッジ損益	×××
		土地再評価差額金	×××
		<b>新株予約権</b>	×××
		<b>純資産合計</b>	×××
<b>資産合計</b>	×××	<b>負債・純資産合計</b>	×××

（記載上の注意）

新株式申込証拠金あるいは自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記する。

## 2. 非公開会社

[記載例]

第〇〇期決算公告  
貸借対照表（〇年〇月〇日現在）の要旨  
（単位 百万円または十億円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	×××	流動負債	×××
固定資産	×××	〇〇引当金	×××
繰延資産	×××	その他	×××
		固定負債	×××
		〇〇引当金	×××
		その他	×××
		負債合計	×××
		株主資本	×××
		資本金	×××
		資本剰余金	×××
		資本準備金	×××
		その他資本剰余金	×××
		利益剰余金	×××
		利益準備金	×××
		その他利益剰余金	×××
		（当期純利益）	（×××）
		自己株式	△×××
		評価・換算差額等	×××
		その他有価証券評価差額金	×××
		繰延ヘッジ損益	×××
		土地再評価差額金	×××
		新株予約権	×××
		純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

（記載上の注意）

新株式申込証拠金あるいは自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記する。

## Ⅶ. 株主総会参考書類

### 第1 一般的な議案

#### [記載例]

##### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、会社をとりまく環境が依然として厳しい折から、経営体質の改善と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりとさせていただきたいと存じます。内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存です。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金〇円 総額〇〇〇円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

〇年〇月〇日

#### 2. 別途積立金の積立に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金

〇〇〇円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金

〇〇〇円

#### (記載上の注意)

- (1) 剰余金の配当をしようとするときは、株主総会の決議によって次の事項を定める必要がある(会社法第454条第1項各号)。
  - ① 配当財産の種類及び帳簿価額の総額
  - ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
  - ③ 当該剰余金の配当が効力を生ずる日
- (2) 取締役会決議で剰余金の配当をすることができる旨の定款の規定がある会社の場合には、一定の条件を満たせば、剰余金の配当に関する議案を株主総会に提出する必要はない(会社法第459条)。
- (3) 会社提案にかかる全議案につき「提案の理由」(会社法施行規則第73条第1項第2号)の記載が求められている。記載例では「会社をとりまく環境が・・・所存です。」の部分が該当する。
- (4) 役員賞与金の支払いについては、剰余金の処分としては認められない(会社法第452条)。
- (5) 株主総会においては、剰余金の配当以外に、剰余金の処分として、任意積立金の積み立てや取り崩し等を行うことができる(会社法第452条)。この場合、次の事項を定める必要がある。なお、記載例では議題を「剰余金の『処分』」としているが、議案の内容が剰余金の配当のみである場合には、「剰余金の『配当』」とすることも考えられる。
  - ① 増加する剰余金の項目

- ② 減少する剰余金の項目
- ③ 処分する各剰余金の項目に係る額

[記載例]

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2. 変更の内容

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案

(記載上の注意)

- (1) 株主総会参考書類においては、会社提案に係る全議案につき、提案の理由（会社法施行規則第73条第1項第2号）を記載することが求められている。
- (2) 取締役（監査等委員又は監査委員を除く）若しくは執行役の責任軽減又は社外取締役（監査等委員又は監査委員を除く）の責任限定に関する定款変更議案を提出する場合には、各監査役の同意（監査等委員会設置会社の場合には、各監査等委員の同意、指名委員会等設置会社の場合には、各監査委員の同意）が必要であることから（会社法第426条第2項及び第427条第3項で準用する第425条第3項）、かかる同意が得られている旨を記載することが考えられる。

[記載例]

第3号議案 取締役〇名選任の件

本総会終結の時をもって取締役〇名が任期満了となりますので、取締役〇名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1		(略歴) (地位及び担当) (重要な兼職の状況)	〇〇〇株
2		(略歴) (重要な兼職の状況)	〇〇〇株

(記載上の注意)

- (1) 株主総会参考書類においては、会社提案に係る全議案につき、提案の理由（会社法施行規則第73条第1項第2号）を記載することが求められている。記載例では「本総会終結の時をもって取締役〇名が任期満了となりますので」の部分が該当する。
- (2) 候補者には、書面又は電磁的方法による議決権行使との関連もあり、番号を付しておくことが便宜である。
- (3) 略歴欄には、最近5カ年程度の略歴、それ以前に歴任した重要な役職等、株主が取締役候補者の取締役としての適格性を判断するために有用な情報があれば、

これらを記載する。

- (4) 重要な兼職の状況（会社法施行規則第74条第2項第2号）としては、株主総会参考書類作成時における兼職のうち、重要なものを事業報告における「会社役員に関する事項」と同様に記載する。なお、作成時に兼職の事実が存在したとしても、就任時には兼職がなくなることが明らかである場合や将来予定される就任後間もなく当該「兼職」に該当する他の職から離れることが明らかな場合には、一般的には「重要」でないものとして開示する必要はないと考えられる。また、他の法人等の代表者である場合であっても、重要でないものは記載する必要がない。重要でないものの例としては、財産管理会社や休眠会社の代表者である場合、単なる名誉職として代表者にある場合等が該当しうる。他方、他の法人等において代表者ではなく単なる業務執行者である場合であっても、重要なものであれば記載する必要がある。
- (5) 次に掲げる事項に該当する場合には、その事項も記載する。

- ① 会社との間に特別の利害関係があるときはその事実の概要
- ② 現に当該会社の取締役であるときはその地位及び担当（記載例では、1は再任役員、2は新任役員を想定している。）
- ③ 就任の承諾を得ていないときはその旨
- ④ 当該会社が他の者の子会社等であるときは、次の事項
  - イ 候補者が現に当該他の者（自然人に限る。）であるときは、その旨
  - ロ 候補者が現に当該他の者（当該他の者の子会社等（当該株式会社を除く。）を含む。）の業務執行者であるときは、当該他の者における地位及び担当
  - ハ 候補者が過去10年間に当該他の者（当該他の者の子会社等（当該株式会社を除く。）を含む。）の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

なお、④イ及びロにおける「現に」とは、株主総会の時点ではなく、株主総会参考書類の作成時であり、ハにおける「過去10年間に」とは、株主総会参考書類作成時から過去10年間を意味する。

「知っているとき」とは、当該事項が株主総会参考書類の記載事項となっていることを前提として行われた調査の結果、知っている場合を意味する。

記載例としては、次の記載が考えられる。

**【記載例】**

（注）取締役候補者のうち、〇〇氏は、当社の親会社である××株式会社の〇〇部門の部長を兼務しております。

取締役候補者のうち、××氏は、〇年〇月から同〇年〇月まで当社の親会社である△△株式会社の業務執行取締役（〇〇担当）でありました。

- ⑤ 候補者と会社との間で責任限定の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容の概要

契約の「締結」には「更新」も含まれる。候補者がすでに会社との間で責任限定の契約を締結している者である場合の記載例としては、次の記載が考えられる。

[記載例]

(注) ○○氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で責任限度額を〇円又は会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

- ⑥ 候補者と会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

契約の「締結」には「更新」も含まれる。候補者がすでに会社との間で補償契約を締結している者である場合の記載例としては、次の記載が考えられる。

[記載例]

(注) ○○氏は、現在、当社の取締役であり、当社は同氏との間で会社法第 430 条の 2 第 1 項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第 1 号の費用および同項第 2 号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記補償契約を継続する予定であります。

- ⑦ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その保険契約の内容の概要

契約の「締結」には「更新」も含まれる。会社がすでに候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結している場合の記載例としては、次の記載が考えられる。

[記載例]

(注) ○○氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、同氏が被保険者に含まれる会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

- (6) 公開会社でない場合、次の事項以外の事項の記載は不要である（ただし、候補者が社外取締役候補者である場合については、後記(8)も参照）。

- ① 提案の理由
- ② 候補者の氏名、生年月日及び略歴
- ③ 就任の承諾を得ていないときは、その旨
- ④ 候補者と会社との間で責任限定の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容の概要
- ⑤ 候補者と会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

- ⑥ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その保険契約の内容の概要
- (7) 監査等委員会設置会社における取締役の選任議案の記載事項は、基本的に監査役会設置会社における取締役選任議案と同様である（会社法施行規則第74条、第74条の3）。ただし、監査等委員である取締役の選任については、それ以外の取締役の選任と区別してしなければならない（会社法第329条第2項）。その他、具体的な相違点は主に以下の点である。
- ① 監査等委員である取締役の選任議案の場合、議案が会社法第344条の2第2項の規定による監査等委員会からの請求により提出されたものであるときは、その旨及び、会社法第342条の2第1項の規定による監査等委員の意見があるときは、その意見の内容の概要を記載する必要がある。
  - ② 監査等委員以外取締役の選任議案の場合、会社法第342条の2第4項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要を記載する必要がある。

**[記載例]**

(注) 取締役候補者のうち、〇〇氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。

〇〇氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年にわたり××株式会社の経営に携り、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識〔、及び業務執行から独立した客観的な視点に基づく利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性の更なる向上への貢献〕／〔に基づき、独立した客観的な立場から、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映することなどにより、経営陣に対する実効性の高い監督を行うこと〕を期待したためであります。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限度額を〇円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定です。

(注) なお、〇〇氏が社外取締役として在任していた××社においては、同氏の在任中である〇年〇月に、〇〇工事に関して公正取引委員会より独占禁止法違反の排除勧告を受けました。同事実発生後、〇〇氏は、××のために設置された「△△委員会」の委員に就任し、同社の〇〇を事前にチェックする仕組みの明確化や、××に関する基準の導入とその確実な実施に尽力して参りました。

(記載上の注意)

- (8) 候補者が、社外取締役候補者（会社法施行規則第2条第3項第7号）である場合には、上記第3号議案の記載例において、次の事項も（注）として記載する（公開会社でない場合、④から⑧までの事項の記載は不要）。

なお、④や⑧における「現に」とは、株主総会参考書類の作成時であり、⑤⑥⑦における「過去〇年間」「過去に」とは、株主総会参考書類作成時をその起算点とする。

- ① 社外取締役候補者である旨
- ② 社外取締役候補者とした理由

- ③ 社外取締役（社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号）に限る。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要
- ④ 候補者が現に当該株式会社の社外取締役（社外役員に限る。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要
- ⑤ 候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該株式会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社における社外取締役（社外役員に限る。）又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）
- ⑥ 候補者が過去に社外取締役（社外役員に限る。）又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由
- ⑦ 候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨
- イ 過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）であったことがあること。
  - ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）であり、又は過去10年間に当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）であったことがあること。
  - ハ 当該会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員（業務執行者であるものを除く。）であり、又は過去10年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員（業務執行者であるものを除く。）であったことがあること。
  - ニ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。
  - ホ 次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。
    - ・当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）
    - ・当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）
  - ヘ 過去2年間に合併等（合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受けをいう。）により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役（社外役員に限る。）又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。
- ⑧ 候補者が現に当該株式会社の社外取締役（社外役員に限る。）又は監査役であるときは、就任年数

⑨ ①から⑧までに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

「社外取締役候補者」とは、次の要件のいずれにも該当する候補者をいう。

イ 当該候補者が当該株式会社の取締役就任した場合には、社外取締役となる見込みであること。

ロ 次のいずれかの要件に該当すること。

(i) 当該候補者を以下のいずれかの社外取締役とする予定があること

- ・社外取締役を置かなければならない会社における社外取締役（会社法第 327 条の 2）
- ・監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役としての社外取締役（会社法第 331 条第 6 項）
- ・特別取締役を置く会社に置かなければならない者としての社外取締役（会社法第 373 条第 1 項第 2 号）
- ・監査等委員会設置会社において、重要な業務執行の決定を定款の規定なしに取締役会から取締役に委任することを可能とするための要件である、取締役会の過半数を占めるべき社外取締役（会社法第 399 条の 13 第 5 項）
- ・指名委員会等設置会社の委員としての社外取締役（会社法第 400 条第 3 項）

(ii) 当該候補者を当該株式会社の社外取締役であるものとして計算関係書類、事業報告、株主総会参考書類その他株式会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。

#### [記載例]

##### 第 4 号議案 監査役〇名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員が任期満了となりますので、監査役〇名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております（監査役会設置会社の場合。単なる監査役設置会社の場合は、「監査役の過半数の同意を得ております。」となる）。

その候補者は次のとおりであります。

（記載上の注意）

- (1) 記載要領は取締役候補者と概ね同様である。ただし、監査役には取締役と異なり担当は存しないため（会社法施行規則第 76 条第 2 項第 3 号参照）、各候補者ごとの記載項目の一覧表の項目は、「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」ではなく、「略歴、地位及び重要な兼職の状況」となる。また、監査役を選任については、株主総会へ議案を提出するには、監査役の過半数（監査役会設置会社においては監査役会）の同意を得なければならず（会社法第 343 条第 1 項・第 3 項）、監査役の見解（会社法第 345 条第 4 項で準用する同条第 1 項）があるときは、その意見の内容の概要を記載する。
- (2) 監査役を選任に関する議案が、会社法第 343 条第 2 項・第 3 項に基づき監査役又は監査役会の請求により提出されたものであるときは、その旨も記載する。
- (3) 公開会社でない場合、次の事項以外の記載は不要である。
  - ① 提案の理由
  - ② 候補者の氏名、生年月日及び略歴
  - ③ 会社との間に特別の利害関係があるときはその事実の概要

- ④ 就任の承諾を得ていないときは、その旨
  - ⑤ 候補者と会社との間で責任限定の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容の概要
  - ⑥ 候補者と会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要
  - ⑦ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その保険契約の内容の概要
  - ⑧ 監査役の選任に関する議案が、会社法第 343 条第 2 項・第 3 項に基づき監査役又は監査役会の請求により提出されたものであるときは、その旨
  - ⑨ 監査役の選任に関する議案につき監査役の意見（会社法第 345 条第 4 項で準用する同条第 1 項）があるときは、その意見の内容の概要
- (4) 候補者が、社外監査役候補者（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 8 号）である場合には、次の事項も記載する（公開会社でない場合、③から⑦までは不要）。なお、③や⑦における「現に」とは、株主総会の時点ではなく、株主総会参考書類の作成時であり、④⑤⑥における「過去〇年間」「過去に」とは、株主総会参考書類作成時をその起算点とする。

- ① 社外監査役候補者である旨
- ② 社外監査役候補者とした理由
- ③ 候補者が現に当該株式会社の社外監査役（社外役員に限る。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要
- ④ 候補者が過去 5 年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があることを当該株式会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社における社外取締役（社外役員に限る。）又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）
- ⑤ 候補者が過去に社外取締役（社外役員に限る。）又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由
- ⑥ 候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨
  - イ 過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）であったことがあること。
  - ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）であり、又は過去 5 年間に当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）であったことがあること。
  - ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員（業務執行

- 者であるものを除く。)であり、又は過去 10 年間に当該株式会社の特定関係事業者(当該株式会社の子会社を除く。)の業務執行者若しくは役員(業務執行者であるものを除く。)であったことがあること。
- ニ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(これらの者の監査役としての報酬等を除く。)を受ける予定があり、又は過去 2 年間に受けていたこと。
- ホ 次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること(重要でないものを除く。)
- ・当該株式会社の親会社等(自然人であるものに限る。)
  - ・当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)
- ヘ 過去 2 年間に合併等(合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受けをいう。)によりその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外監査役(社外役員に限る。)でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。
- ⑦ 候補者が現に当該株式会社の監査役であるときは、監査役に就任してからの年数
- ⑧ ①から⑦までに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

「社外監査役候補者」とは、次の要件のいずれにも該当する候補者をいう。

- イ 当該候補者が当該株式会社の監査役に就任した場合には、社外監査役となる見込みであること。
- ロ 次のいずれかの要件に該当すること。
- (i) 当該候補者を監査役会設置会社の要件としての社外監査役(会社法第 335 条第 3 項)とする予定があること。
- (ii) 当該候補者を当該株式会社の社外監査役であるものとして計算関係書類、事業報告、株主総会参考書類その他株式会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。

#### [記載例]

##### 第 5 号議案 補欠監査役〇名選任の件

法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役〇名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております(監査役会設置会社の場合。単なる監査役設置会社の場合は、「監査役の過半数の同意を得ております。」となる)。

その候補者は次のとおりであります。

(記載上の注意)

- (1) 取締役、会計参与及び監査役については、法令又は定款で定める員数を欠くこととなる場合に備えて、あらかじめ補欠者を選任することができる。この選任決議は、原則として、次期定時総会が開始されるまでの間、その効力を有するが、定款の定めにより、効力を有する期間を延長することが可能である。
- (2) 記載要領は社外役員候補者である場合の記載事項も含め、取締役については取締役候補者と同じ、監査役についても監査役候補者と同じである。

- (3) 候補者を1人又は2人以上の特定の役員の補欠監査役として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名を記載する。具体的には、次の記載をすることが考えられる。

[記載例]

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、監査役A氏の補欠監査役として〇〇〇〇氏を、社外監査役B氏及びC氏の補欠社外監査役として〇〇〇〇氏を選任することをお願いするものであります。

- (4) 同一の役員（二以上の役員の補欠として選任した場合にあっては、当該二以上の役員）につき2人以上の補欠役員を選任するときは、当該補欠役員相互間の優先順位を記載する。具体的には次の記載をすることが考えられる。

[記載例]

なお、〇〇〇〇氏及び△△△△氏の選任をご承認いただいた場合の、監査役への就任の優先順位は、〇〇〇〇氏を第1順位、△△△△氏を第2順位といたします。

- (5) 補欠役員については、補欠者である間に就任に差し障るような事態が生じる可能性も勘案し、就任前にその選任の取消しを行う場合がある旨及び取消しを行うための手続きを記載することが考えられる。  
具体的には、次の記載をすることが考えられる。

[記載例]

なお、〇〇〇〇氏の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

[記載例：候補者が監査法人である場合]

第6号議案 会計監査人選任の件

会計監査人である〇〇監査法人は、本総会の終結の時をもって退任いたしますので、新たに××監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会（監査役会設置会社の場合。単なる監査役設置会社の場合は、監査役となる。）が××監査法人を候補者とした理由は〇〇ためでありませぬ。

××監査法人の主たる事務所及び沿革は次のとおりであります。

事務所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

沿革 〇年 設立

〇年 ××法人と提携

(記載上の注意)

- (1) 監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由を記載する。
- (2) 会社法第345条第5項で準用する同条第1項の規定による会計監査人の意見が

あるときは、その意見の内容の概要を記載する。

- (3) 候補者が公認会計士であるときは、上記記載例のうち、その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革の部分に代えて、その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴を記載する。
- (4) 就任の承諾を得ていないときはその旨を記載する。(5) 候補者と会社との間で責任限定の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容の概要を記載する。
- (6) 候補者と会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要
- (7) 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その保険契約の内容の概要
- (8) 候補者が現に業務停止処分を受け、その停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項を記載する。「現に」とは、株主総会参考書類の作成時である。
- (9) 候補者が過去2年間に業務停止処分を受けていたときは、当該処分に係る事項のうち、当該株式会社が株主総会参考書類に記載することが適切と判断した事項を記載する。「過去2年間に」とは、株主総会参考書類作成時から過去2年間を意味する。
- (10) 公開会社の場合、候補者が当該株式会社又はその子会社若しくは関連会社から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む）としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定する業務の対価は除く）を受けるとする予定があるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容を記載する。

なお、公開会社に親会社等が存在する場合には、当該株式会社、当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該株式会社を除く）若しくは関連会社（当該親会社等が会社でない場合におけるその関連会社に相当するものを含む）から受けた報酬等が上記と同様の開示の対象となる。

- (11) 会計監査人は、任期末到来に係る定時総会において別段の決議がされなかったときは、その総会において再任されたものとみなされる（会社法第338条第2項）。
- (12) 会計監査人の退任事由としては、辞任・解任・不再任が考えられる。株主総会の決議による解任又は不再任の場合、当該議案は、理論的には、その後の会計監査人の選任とは別個の議案であるため、別議案として決議し、株主総会参考書類についても、それぞれの議案に対応する記載事項を記載する（会社法施行規則第81条）。

#### [記載例]

##### 第7号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、○年○月○日開催の第○回(期)定時総会の決議で、「月額○円以内」となり今日に及んでいますが、当社と同業または同規模の国内企業を主なベンチマークとしつつ、多様で優秀な人材を確保するため有効な報酬水準とすべく、当社の財務状況と外部環境を考慮のうえ（注：この部分は各社の事情に応じた内容を記載いただくこととなります）、これを「年額○円以内（うち社外取締役●円以内）」に改定いたしたいと存じます。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告○頁に記載のとおりであり、【その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。／本議案をご承認いただくことを条件に、その内容を○○と変更することを予定しております。】本議案は、取締役に対して付与する固定の金銭報酬に関する報酬枠を改定する議案であること

ろ、当該方針において定められた個人別の固定の金銭報酬に関する算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたと存じます。

現在の取締役は○名（うち社外取締役○名）ですが、第○号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は●名（うち社外取締役●名）となります。

（記載上の注意）

(1) 取締役の報酬議案については、次の事項を決議しなければならない。

- ① 確定金額報酬の場合 その確定額
- ② 不確定金額報酬の場合 その具体的な算定方法
- ③ 当該株式会社の募集株式の場合 その募集株式の数（種類株式発行会社においては募集株式の種類及び種類ごとの数）の上限その他会社法施行規則 98 条の 2 で定める以下の事項
  - イ 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを取締役  
に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要  
（上場会社において、インサイダー取引防止のために譲渡制限を設けている  
場合においては、制限の趣旨が文字通りインサイダー取引規制違反を防止  
するためにあることや、インサイダー取引防止の社内規程の対象となる  
株式が報酬等として付与された株式に限定されないことなどを踏まえると、  
取締役に適切なインセンティブを付与するという観点からの制限ではなく、  
必ずしも報酬決議に際して株主に示されなければならないものではないと  
整理することもできる。）
  - ロ 一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社に無  
償で譲り渡すことを取締役に約させることとするときは、その旨及び当該  
一定の事由の概要
  - ハ イ及びロの事項のほか、取締役に對して当該募集株式を割り当てる条件を  
定めるときは、その条件の概要
- ④ 当該株式会社の募集新株予約権の場合 当該募集新株予約権の数の上限そ  
の他会社法施行規則 98 条の 3 で定める以下の事項
  - イ 新株予約権の内容として会社法第 236 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲  
げる事項（同条第 3 項の場合には、同条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号  
に掲げる事項並びに同条第 3 項各号に掲げる事項）
  - ロ 一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができるこ  
ととするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要
  - ハ イ及びロの事項のほか、当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、  
その条件の概要
  - ニ 会社法第 236 条第 1 項第 6 号に掲げる事項
  - ホ 会社法第 236 条第 1 項第 7 号に掲げる事項の内容の概要
  - へ 取締役に對して当該募集新株予約権を割り当てる条件を定めるときは、そ  
の条件の概要
- ⑤ 当該株式会社の募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭の場合  
取締役が引き受ける当該募集株式の数（種類株式発行会社においては募集株式

の種類及び種類ごとの数) の上限その他会社法施行規則 98 条の 4 第 1 項で定める以下の事項

- イ 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを取締役  
役に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要
  - ロ 一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社に無  
償で譲り渡すことを取締役役に約させることとするときは、その旨及び当該  
一定の事由の概要
  - ハ イ及びロの事項のほか、取締役に対して当該募集株式と引換えにする払込  
みに充てるための金銭を交付する条件又は取締役に対して当該募集株式  
を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要
- ⑥ 当該株式会社の募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭  
の場合 取締役が引き受ける当該募集新株予約権の数の上限その他会社法施  
行規則 98 条の 4 第 2 項で定める以下の事項
- イ 新株予約権の内容として会社法第 236 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲  
げる事項 (同条第 3 項の場合には、同条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号  
に掲げる事項並びに同条第 3 項各号に掲げる事項)
  - ロ 一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができるこ  
ととするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要
  - ハ イ及びロの事項のほか、当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、  
その条件の概要
  - ニ 会社法第 236 条第 1 項第 6 号に掲げる事項
  - ホ 会社法第 236 条第 1 項第 7 号に掲げる事項の内容の概要
  - ヘ 取締役に対して当該募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるため  
の金銭を交付する条件又は取締役に対して当該募集新株予約権を割り当  
てる条件を定めるときは、その条件の概要
- ⑦ 非金銭報酬 (当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く) の場合  
その具体的な内容

なお、業績連動型報酬を採用する場合であっても、報酬の上限となる確定額を定  
めた上で、当該確定額の範囲内で行う場合には、「不確定金額報酬」に該当しない。

- (2) 取締役又は監査役の報酬等の額をそれぞれ総額で定める場合には、当該総額の  
支給対象となる取締役又は監査役の実際の実数の員数を記載する。
- (3) 公開会社において、報酬議案の対象に社外取締役 (社外役員であるもののみ) が  
含まれている場合には、(1)①から⑦までの事項については、社外役員である社外  
取締役に關する部分とそれ以外の取締役に關する部分とを区分して記載する。
- (4) 使用人兼務取締役の使用人分の給与を含めない場合には、その旨を議案におい  
て明記する。
- (5) 報酬議案については、株主総会参考書類に「提案の理由」及び「算定の基準」を  
記載することが求められる。また、議案がすでに定められている報酬等の額の改  
定議案である場合、「変更の理由」の記載も求められる。「提案の理由」、「算定の基  
準」と「変更の理由」とは本来区分して記載されるべき事項であるが、区分が困難  
な場合には、これらをあわせて記載することも考えられる。
- (6) 公開会社において、報酬議案の対象に社外取締役 (社外役員に限る。) が含まれ  
ている場合には、「算定の基準」、「変更の理由」及び「員数」につき、社外役員で  
ある社外取締役に關する部分とそれ以外の取締役に關する部分とを区分して記載  
しなければならない。具体的には各社の実情に応じて記載することが必要となる

が、その内容が社外役員である社外取締役についてのものとそれ以外の取締役についてのものとの間で同じである場合には、「算定の基準」及び「変更の理由」を記載する箇所において「取締役（社外取締役を含む。）それぞれにつき」といった文言を追加することも考えられる。

- (7) 監査役の報酬等については、会社法第 387 条第 3 項の規定による監査役の意見がある場合には、その意見の内容の概要を記載する。
- (8) 会社法では、役員賞与も「報酬等」（会社法第 361 条）に含まれるため、支給に当たっては、報酬議案としての決議が必要となる。この場合、報酬等の定め方を「月額〇円以内」と定めている会社においては、賞与支払い月において、当該上限額を超過しないか留意する必要がある。なお、役員賞与に相当する部分については、通常の報酬議案とは別議案の形で、株主総会決議を取得することも考えられる。
- (9) 取締役の報酬等に関する議案を上程する場合には、報酬等の種類にかかわらず、その決議内容が相当であることの理由を記載する（会社法第 361 条第 4 項）。この相当であることの理由の説明に際しては、議案可決後に取締役会において決定し、又は変更することが想定されている（ただし、可決後でもなお従前の方針が妥当する場合は変更の必要はない）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容についても必要な説明をすることが求められると考えられている。
- (10) 監査等委員会設置会社における取締役の報酬等議案の記載事項は、基本的には、監査役会設置会社における取締役の報酬等議案と同様である（会社法施行規則第 82 条、第 82 条の 2）。ただし、監査等委員である取締役の報酬等の決定については、それ以外の取締役の報酬等の決定と区別してしなければならない（会社法第 361 条第 2 項）。その他、具体的な相違点は主に以下の点である。
  - ① 監査等委員である取締役の報酬等議案の場合、会社法第 361 条第 5 項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要を記載する必要がある。
  - ② 監査等委員以外の取締役の報酬等議案の場合、会社法第 361 条第 6 項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要を記載する必要がある。
  - ③ 監査等委員である取締役の報酬等議案の場合、決議内容が相当であることの理由の説明は必要であるものの、その報酬は会社法第 361 条 7 項の報酬等の決定方針の必須の対象ではないことから、説明に際して、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容について言及する必要はない（会社法第 361 条第 4 項）。

#### [記載例]

##### 第 8 号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、〇年〇月〇日開催の第〇回（期）定時総会の決議で、「月額〇円以内」となり今日に及んでいますが、当社と同業または同規模の国内企業を主なベンチマークとしつつ、監査等委員の職責が増大していることに鑑み、その職責にふさわしい報酬水準とすべく、当社の財務状況と外部環境を考慮のうえ（注：この部分は各社の事情に応じた内容を記載いただくこととなります）、これを「年額〇円以内（うち社外取締役●円以内）」に改定いたしたいと存じます。

現在の監査等委員である取締役は〇名（うち社外取締役〇名）ですが、第〇号

議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は●名（うち社外取締役●名）となります。

## 第2 上記以外の議案についての記載方法

### 1. 計算書類の承認に関する議案の場合

[記載例]

第〇号議案 第〇期（〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで）計算書類承認の件

（記載上の注意）

- (1) 会社法第 439 条の適用を受ける会計監査人設置会社以外の会社においては、計算書類を株主総会において承認する必要がある。
- (2) 会計監査人設置会社において、次の要件を満たすときは、取締役会の承認を受けて定時総会に提出された計算書類については、取締役がその内容を報告すれば足り、定時総会の承認は不要である（会社計算規則第 135 条）。
  - ① 会計監査人の会計監査報告の内容に無限定適正意見があること
  - ② 監査役（監査役会設置会社においては監査役会、監査等委員会設置会社においては監査等委員会、指名委員会等設置会社においては監査委員会）の監査報告にその事項についての会計監査人の監査方法又は結果を相当でないとする旨の意見がないこと
  - ③ 監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告において、会計監査人の監査方法又は結果を相当でないとする旨の各監査役・監査等委員・監査委員の意見の付記がなされていないこと
  - ④ 対象となる計算書類が、監査報告の通知期限を徒過することにより（会社計算規則第 132 条第 3 項）、監査を受けたものとみなされたものでないこと
  - ⑤ 取締役会を設置していること
- (3) 計算書類の提出にあたり、会計監査人が監査役会と意見を異にした場合等、会社法第 398 条に定める会計監査人の意見があるときは、その意見の内容を記載する。
- (4) 計算書類の提出にあたり、取締役会の意見があるときは、その意見の内容の概要を記載する。

### 2. 株主提案の場合

株主提案による議案がある場合には、招集通知等において次の記載が必要となる。

[記載例]

株主提案（第〇号議案） ○○○○○○に関する件

（議案の要領は株主総会参考書類〇頁に記載のとおりであります。）

また、株主提案の内容が、会社提案と両立しない内容である場合、次のとおり、双方に賛成しないよう注意を喚起する旨や、万一双方に賛成の表示をした場合は無効と取り扱う旨を記載することが考えられる。

[記載例]

本議案は第〇号議案の対案ですので、第〇号議案と本議案の双方に賛成されることのないよう、ご留意をお願い申し上げます。

**[記載例]**

本議案は第〇号議案と相反する関係にあります。したがって、両議案に賛成する旨の議決権を行使された場合、当該議決権の行使は無効となりますのでご留意をお願い申し上げます。

- (イ) 株主提案については、株主提案である旨、議案に対する取締役会の意見があるときは、その内容を記載する。
- (ロ) 株主提案に際して、株主より提案理由が提出されているときは、当該提案の理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合を除き、その理由を記載する。  
ただし、当該提案理由が、株主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（株式会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）には、当該理由の概要を記載すれば足りる。  
株式会社が文字数を定める場合には、定款による委任を受けた株式取扱規程等においてこれを定めることが考えられる。
- (ハ) 2以上の株主から提出された同一趣旨の議案は、その議案及びこれに対する取締役会の意見の内容をまとめて記載することができる。この場合においては、その2以上の株主から同一の趣旨の提案があった旨を付記する。

**[記載例]**

株主3名から同一の趣旨の議案が出されており、その内容は次のとおりであります。

(記載上の注意)

提案者の氏名は、記載を要しないこととされている。

- (ニ) 議案が取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員である取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の選任に関するものである場合において、株主提案に際して、候補者の略歴等会社法施行規則第74条から第77条に定める事項が会社に対して通知されたときは、当該事項が明らかに虚偽であると認められる場合を除き、その内容を記載する。
- (ホ) 議案が全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合に関するものである場合において、株主提案に際して、当該行為を行う理由等会社法施行規則第85条の2又は第85条の3に定める事項が会社に対して通知されたときは、当該事項が明らかに虚偽であると認められる場合を除き、その内容を記載する。

### 3. その他の場合

- (1) 本ひな型では、監査等委員である取締役の選任、会計参与の選任、取締役等の解任、会計監査人の解任又は不再任、会計参与の報酬、全部取得条項付種類株式の取得、株式の併合、吸収合併契約の承認、吸収分割契約の承認、株式交換契約の承認、新設合併契約の承認、新設分割計画の承認、株式移転計画の承認、株式交付計画の承認、事業譲渡等に係る契約の承認等における株主総会参考書類の記載方法については記載していない。
- (2) 株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行

使することができない株主を除く。)の数が1000人以上の会社及び任意に書面決議の方法を採用することを選択した会社においては、会社法施行規則に従った株主総会参考書類を作成することが必要となる(会社法第298条第2項・第1項第3号、第301条)。ただし、株主の数が1000人以上の会社のうち「上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令」(以下「委任状勧誘府令」という。)により参考書類を作成するものについては、書面決議の方法を採用しないことが可能であり、この場合、委任状勧誘府令に従った参考書類を作成することで足りる(会社法第298条第2項ただし書)。

- (3) 監査役が、提出議案その他が法令・定款違反、又は著しく不当と認める場合、その調査の結果を株主総会に報告する義務を負い(会社法第384条)、その報告の内容の概要を記載しなければならない(会社法施行規則第73条第1項第3号)。また、監査等委員会設置会社の監査等委員は、提出議案その他が法令・定款違反、又は著しく不当と認めるときは、その旨を株主総会に報告する義務を負うので(会社法第399条の5)、監査役の場合と同様に、その報告の内容の概要を記載しなければならない(会社法施行規則第73条第1項第3号)。なお、指名委員会等設置会社の場合には、監査委員の取締役会における報告でまかなわれることになるため、記載は必要ない。
- (4) 同一の株主総会に関して株主に提供されるもののうち、他の書類に記載されている事項及び電磁的方法により提供される情報の内容とされている事項については、これを明らかにすることにより、株主総会参考書類にすべき記載を省略することができる(会社法施行規則第73条第3項)。
- (5) 株主総会参考書類には、会社法施行規則第63条から第95条までに定めるもののほか、株主の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる(会社法施行規則第73条第2項)。
- (6) 電子提供措置実施会社においては、株主総会参考書類の内容である情報について、電子提供措置をとることにより、株主に対して直接、当該情報を記載した書面の交付又は提供する必要はない(会社法第325条の4第3項)。ただし、株主が、書面交付請求(会社法第325条の5第1項)を行った場合、招集通知とともに株主に交付する書面(電子提供措置事項記載書面)に株主総会参考書類の内容である情報を記載して交付しなければならない(会社法第325条の5第2項)。もっとも、電子提供措置実施会社は、定款の定めを設けることにより、株主総会参考書類に記載すべき事項のうち、議案を除く事項については、電子提供措置事項記載書面への記載を省略することができる(会社法第325条の5第3項、会社法施行規則第95条の4第1項第1号イ)。

なお、監査役、監査等委員会又は監査委員会が電子提供措置事項記載書面への記載を省略することに異議を述べている項目についても、電子提供措置事項記載書面へ記載しなければならない(会社法施行規則第95条の4第1項第1号ロ)。

## Ⅷ 招集通知

[記載例]

(証券コード ○○○○)

○年○月○日

株 主 各 位

東京都○○区○○ ○丁目○○番○○号

○ ○ ○ ○ 株 式 会 社

取締役社長 ○ ○ ○ ○

### 第○回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第○回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記のとおりインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.○○○○>) に掲載しております株主総会参考書類をご検討のうえ、○年○月○日(○曜日)午後○時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権の行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.○○○○>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、○頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- |         |        |  |       |
|---------|--------|--|-------|
| 1. 日    | 時      | ○年○月○日(○曜日)  | 午前10時 |
| 2. 場    | 所      | 東京都○○区○○ ○丁目○○番○○号   | 当社本店  |
| 3. 目的事項 | 報告事項   | 第○期(○年○月○日から○年○月○日まで)事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |       |
| 決議事項    | (会社提案) | 第1号議案  |       |
|         |        | 剰余金の処分の件   |       |

- 第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役〇名選任の件  
第4号議案 監査役〇名選任の件  
第5号議案 補欠監査役〇名選任の件  
第6号議案 会計監査人選任の件  
第7号議案 取締役の報酬等の額改定の件  
(株主提案)  
第8号議案 取締役〇名選任の件

4. 電子提供措置に関する事項

当社は、法令及び当社定款第〇条の規定に基づき、株主総会資料につき、電子提供措置をとっております。電子提供措置に関する事項は以下のとおりです。

電子提供措置をとっている媒体のアドレス  
(<https://www.〇〇〇〇>)

5. その他（各社が定めた招集の決定事項を任意に記載することも考えられる）

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.〇〇〇〇>) に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

< 略 >

(記載上の注意)

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大時等の常時とは異なる状況における招集通知についてはこの限りではなく、時々政府の方針や企業及び株主等の置かれた状況を考慮しながら作成することになる。

場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を実施する場合については、「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令」（令和3年法務省・経済産業省令第1号）第4条に従った記載が必要とな

る（なお、同省令は電子提供措置制度の施行に伴い、「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令の一部を改正する省令」令和4年法務省・経済産業省令第2号）による改正がなされている）。また、いわゆるハイブリッド型バーチャル株主総会を実施する場合における招集通知の記載事項については、経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」（2020年2月26日）を参照されたい。

- (2) 連結計算書類を作成しない会社においては、「第〇期（〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで）事業報告及び計算書類報告の件」となる。
- (3) 電子提供措置実施会社においては、招集通知に、(イ) 株主総会の日時、(ロ) 株主総会の場所、(ハ) 株主総会の目的事項、(ニ) 議決権行使書面を利用することができる場合にはその旨、(ホ) 電子投票を利用することができる場合にはその旨、(ヘ) 電子提供措置をとっている場合にはその旨と電子提供措置に係る URL など閲覧・記録に必要な事項、及び(ト) 金融庁の開示用電子情報処理組織（以下「EDINET」という。）による例外を用いている場合にはその旨とその閲覧に必要な事項を記載しなければならない（会社法第325条の4第2項、第298条第1項各号、会社法施行規則第95条の3）。
- (4) 電子提供措置実施会社は、電子提供措置をとる媒体である自社のウェブサイトへのアクセスに障害等が発生する可能性を考慮し、電子提供措置をとる場合、自社のウェブサイトに加え、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の投資者向け公衆縦覧用サイトである東証上場会社情報サービスを補助的に利用することが可能である（2022年8月8日付通知「株主総会資料の電子提供措置における東証ウェブサイトの利用について」）。この場合、たとえ自社のウェブサイトへのアクセスに障害等が発生したとしても、株主が東証の投資者向け公衆縦覧用サイトにおいて電子提供措置事項の提供を受けることができる限りは、電子提供措置が中断したものは評価されない。

東証の投資者向け公衆縦覧用サイトを利用する場合、電子提供措置に係る URL など閲覧・記録に必要な事項（上記(3)(ヘ)）として、電子提供措置をとっている自社のウェブサイトの該当ページのURLに加え、東証の投資者向け公衆縦覧用サイトのトップページ（検索ページ）のアドレス（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）を記載することとなる。

ただし、会社法上、株主が電子提供措置をとっているウェブページに到達するために必要な情報を招集通知に記載することが必要とされており（会社法第325条の4第2項第3号、会社法施行規則第95条の3第1項第1号）、令和元年会社法改正に係る法務省令改正のパブリックコメント回答（2020年11月24日付「会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について」54頁）においては、「その方法としては、電子提供措置をとっているウェブページのURLを記載する方法に限られず、例えば、会社のウェブサイトのトップページ等のURLを記載し、当該トップページから目的のウェブページに到達するための方法を併記することなどもできる。」とされている（同通知別紙「株主総会資料の電子提供措置における東証ウェブサイト利用時の留意点」）。

- (5) 金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならない株式会社（いわゆる有報提出会社）が、電子提供措置開始日までに電子提供措置事項（定時株主総会に係るものに限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除く）を記載した有価証券報告書（添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。）の提出の手続をEDINETを使用して行う場合には、

当該電子提供措置事項に係る情報については、電子提供措置は不要となる（会社法第325条の3第3項）。

- (6) 上記(3)(イ)から(ホ)までの事項に加え、以下の①～⑯までの事項のうち、該当する事項がある場合には、所定の事項について電子提供措置を実施しなければならない（会社法第325条の3第1項）。ただし、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、電子提供措置実施会社が招集通知とともに議決権行使書面を株主に対して交付すれば電子提供措置の実施は不要となる（会社法第325条の3第2項）。なお、これらの事項の全部又は一部について、電子提供措置を実施した上で、任意に招集通知にも記載することは可能である。

- ① 定時株主総会を前年の定時株主総会日に応ずる日と著しく離れた日に開催する場合は、その日時を決定した理由（会社法施行規則第63条第1号イ）
- ② 公開会社において定時株主総会を集中日に開催する場合において、特に理由がある場合は、当該理由（同1号ロ）
- ③ 株主総会を従来と著しく離れた場所で開催する場合（当該場所が定款で定められたものである場合を除く。）は、その場所を決定した理由（同2号）
- ④ 書面投票又は電子投票を採用した場合は、株主総会参考書類に記載すべき事項（同3号イ）
- ⑤ 書面投票の期限を定めた場合は、その期限（同3号ロ）
- ⑥ 電子投票の期限を定めた場合は、その期限（同3号ハ）
- ⑦ 議決権行使書面に賛否の表示がない場合の取扱いを定めた場合は、その取扱いの内容（同3号ニ）
- ⑧ 定款に定めを設けて、インターネット開示によるみなし提供をすることにより、株主総会参考書類に記載しないものとする事項（同3号ホ）
- ⑨ 一の株主が同一議案について、書面投票の相互間及び電子投票の相互間で重複して議決権を行使した場合において、当該議案に対し内容の異なる議決権行使をした場合の取扱いについて定めた場合は、その取扱いの内容（同3号ヘ）
- ⑩ 株主総会参考書類に記載すべき事項のうち、定款の定めに基づき電子提供措置事項記載書面に記載しないものとする事項（同3号ト）。
- ⑪ 電磁的方法で招集通知を受領することを承諾した株主について、請求があった場合に議決権行使書面を交付することとした場合は、その旨（同4号イ）
- ⑫ 一の株主が同一の議案について、書面投票と電子投票により重複して議決権を行使した場合において、当該議案に対し内容の異なる議決権行使をした場合の取扱いについて定めた場合は、その取扱いの内容（同4号ロ）
- ⑬ 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある場合において、電磁的方法で招集通知を受領することを承諾した株主について、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について電子提供措置をとることとするときは、その旨（同4号ハ）
- ⑭ 代理人による議決権行使について、代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めた場合は、その事項（同5号）
- ⑮ 議決権の不統一行使を行う場合の通知の方法を定めた場合は、その方法（同6号）
- ⑯ 書面投票・電子投票を採用しない場合、所定の議案の概要（同7号）

①から③までの事項については、招集の決定事項の日時、場所の注記として招集

通知にも記載しておくことが考えられる。

②は、特段の理由がなければ開示事項とならない。理由としては、「株主総会の会場の予約可能な日が当該日のみであった」等が考えられる。

⑤と⑥は、議決権行使の依頼事項でもあることから、招集通知本文にも記載し、併せて、これらの取扱いに係る⑨⑪⑫を併記することも考えられる。

⑦は、通常、議決権行使書面にも記載される。

⑭について該当事項を定めた場合は、「招集にあたっての決定事項」として記載することが考えられる。例えば、次のような記載が考えられる。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任する場合には限られます。ただし、当社所定の代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

なお、⑤、⑥、⑦、⑨、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑮の各事項について定款にその旨の定めを置いた場合は、当該決定は不要となり、電子提供措置事項とする必要はない。

ただし、議決権行使の期限を定めなかったときでも、議決権行使書面には行使の期限（総会日時の直前の営業時間の終了時）の記載が必要である。この場合、招集通知に当該期限を記載すれば、議決権行使書面には記載不要となる（会社法施行規則第66条第4項）。

- (7) 株主総会の招集通知は、会社法第299条第1項により取締役が発する。指名委員会等設置会社でも同様であり、執行役ではない。この点を明確にしておくため、執行役兼務の取締役が招集する場合、招集通知上の役職を「取締役」「取締役兼執行役」などとすることが考えられる。
- (8) 電子提供措置実施会社においては、以下の書類の内容である情報（電子提供措置事項）については、電子提供措置をとることにより、株主に対して直接、当該情報を記載した書面の交付又は提供する必要はない（会社法第325条の4第3項）。

- ①株主総会参考書類
- ②議決権行使書面
- ③計算書類及び事業報告並びにこれらについての監査報告及び会計監査報告
- ④連結計算書類

ただし、株主が、会社に対して書面交付請求（会社法第325条の5第1項）を行った場合、電子提供措置事項記載書面に上記各書類の内容である情報を記載して交付しなければならない（会社法第325条の5第2項）。なお、連結計算書類についての監査報告及び会計監査報告は電子提供措置事項ではないが、任意に電子提供措置をとることは可能である。

もっとも、電子提供措置実施会社は定款の定めを設けることにより、電子提供措置事項のうち、法務省令で定める事項については、監査役、監査等委員会又は監査委員会が電子提供措置事項記載書面への記載を省略することに異議を述べている項目（監査報告及び会計監査報告を含む。）を除き、電子提供措置事項記載書面への記載を省略することができる（会社法第325条の5第3項、会社法施行規則第95条の4第1項各号）。

- (9) 招集通知へのその他の記載事項

- ① 株主総会参考書類等の記載事項の修正方法

電子提供措置実施会社においては、電子提供措置事項を修正する場合、修正した旨及び修正前の事項に係る情報について電子提供措置をとる必要がある（会社

法第 325 条の 3 第 1 項第 7 号)。そのため、株主からの書面交付請求に応じて交付する電子提供措置事項記載書面にも、修正した旨及び修正前の事項に係る情報を記載する必要がある。ただし、従来より、招集通知発出後に株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項について修正すべき事情が生じた場合に備えて、修正後の事項を株主に周知させる方法を招集通知と併せて通知することが認められており（会社法施行規則第 65 条第 3 項、第 133 条第 6 項、会社計算規則第 133 条第 7 項、第 134 条第 7 項）、電子提供措置をとる場合についても、引き続き同様の方法をとることが認められている。このように、修正後の事項を株主に周知させる方法をウェブサイトに掲載する方法と定め、株主総会の招集通知と併せて通知していたときであって、当該方法によって修正をするときは、別途、書面交付請求をした株主に対して交付する電子提供措置事項記載書面には、電子提供措置事項を修正した旨及び修正前の事項を記載する必要はない。この場合、例えばウェブサイトに掲載することによって周知することとしたときは、その旨とウェブサイトのアドレスを通知することになる。記載場所としては、招集通知の末尾が考えられる。

## ② インターネットによる議決権行使の案内

インターネットにより議決権行使をできることとした場合、招集通知には、その旨の記載と併せて、インターネットによる議決権行使に際しての案内文書を添付するのが一般的である。案内文書には、指定された議決権行使ウェブサイトアクセスできるようアドレスを記載し、議決権行使をする際には、同封の議決権行使書面等に表示された議決権行使番号やパスワードが必要である旨の説明がなされる。

## ③ 議決権電子行使プラットフォーム

議決権電子行使プラットフォームを用いた議決権行使を認める場合、招集通知には、株主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨を記載する必要がある。この場合、プラットフォームを用いた議決権行使は、厳密には、通常のインターネットによる議決権行使とは異なるものとして位置づけられる。

したがって、議決権行使の方法として単に「インターネット」とするのではなく、「電磁的方法（インターネット等）」と標記した上で、議決権行使に関する案内に、例えば、次の記載をすることが考えられる。

### 議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

管理信託銀行等の名義株主様（常置代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

なお、議決権電子行使プラットフォームを利用した場合、プラットフォーム経由の最終行使結果が株主名簿管理人に到達する時間が、総会前日の 16 時頃となるため、議決権行使期限の設定に際しては、当該時刻よりも前の時刻に期限を設定しないよう留意する必要がある。

## Ⅸ 議決権行使書面

<p>A 議決権行使書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 25%; height: 60px; text-align: center; margin: 5px;">B (本文)</div> <div style="border: 1px solid black; width: 25%; height: 60px; text-align: center; margin: 5px;">C (議案及び賛否)</div> </div> <div style="margin-top: 20px; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">(株主の)</td> <td style="width: 40%;">住所</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>.....</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td></td> <td>(株主番号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>.....</td> <td></td> <td>.....</td> </tr> </table> </div>	(株主の)	住所				.....				氏名		(株主番号)		.....		.....	<p style="text-align: center;">F (お願い等)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <small>E 議決権行使期限</small>          ○○株式会社       </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <small>D1 議決権数 個</small>          D2(議決権数等)       </div>
(株主の)	住所																
	.....																
	氏名		(株主番号)														
	.....		.....														

### 1. 規格(大きさ)

返送部分がはがき大とする。

### 2. タイトル(A)

「議決権行使書」とする。

### 3. 本文(B)

[記載例]

私は、○年○月○日開催の○○株式会社第○回(期)定時株主総会に付議される各議案に対し、右記(賛否を○印で表示)のとおり議決権を行使します。継続会又は延会となった場合にも上記により議決権を行使いたします。

○年○月○日

### 4. 議案及び賛否の表示方法(C)

**【株主提出議案がない場合】**

[記載例]

\* 以下の欄に賛否をご記入(○印で表示)ください。

第1号議案	賛	否
第2号議案	賛	否

(ご注意)

議案に対し賛否の表示をされないときは、会社提出議案につき賛成の表示があったものとして取り扱います。

### 【株主提出議案がある場合】

#### [記載例]

\* 以下の欄に賛否をご記入(○印で表示)ください。

第1号議案	会社提出原案に対し	賛	否
第2号議案	会社提出原案に対し	賛	否
	株主提出原案に対し	賛	否
第3号議案	株主提出原案に対し	賛	否

(ご注意)

議案に対し賛否の表示をされないときは、会社提出原案につき賛成、株主提出原案に対し反対の表示があったものとして取り扱います。

(記載上の注意)

- (1) 議決権行使書面には、各議案について株主が賛否の意思表示ができるようにする(会社法施行規則第66条第1項第1号)。会社法施行規則第66条第1項第1号は、棄権の欄を設けることを認めているが、棄権は実質上、提案に反対するということであり、棄権の意見を聞く意味に乏しいと考える。[記載例]の第2号議案は、会社提出原案と株主提出原案とを同号の議案としてまとめているが、同じ議題についての議案であっても株主提案の議案を別号議案とすることもできる。
- (2) 役員等の選任・解任、会計監査人の不再任議案において、その候補者が2名以上であるときは、各候補者について賛否の意思表示を記載できるようにする(会社法施行規則第66条第1項第1号)。例えば次のように空欄を設け、ここに選任を否とする候補者の氏名又は株主総会参考書類に付した番号を記載できるようにする。

### 【株主提出議案がない場合】

#### [記載例]

\* 以下の欄に賛否をご記入(○印で表示)ください。

第〇号議案	賛	否	(ただし候補者のうち を 除く。)
-------	---	---	-------------------------

(ご注意)

- (1) 議案に対し賛否の表示をされないときは、会社提出原案につき賛成の表示があったものとして取り扱います。
- (2) 第〇号議案の一部の候補者につき否とされる場合は、「賛」に○印を表示の上、当該候補者の番号(株主総会参考書類記載の候補者番号)を但書欄にご記入ください。

## 【株主提出議案がある場合】

### [記載例]

\* 以下の欄に賛否をご記入(○印で表示)ください。

第○号議案	会社提出原案に対し	賛	否
	(ただし候補者のうち を除く。)		
	株主提出原案に対し	賛	否
	(ただし候補者のうち を除く。)		

(ご注意)

- (1) 議案に対し賛否の表示をされないときは、会社提出原案につき賛成、株主提出原案につき反対の表示があったものとして取り扱います。
- (2) 第○号議案の一部の候補者につき否とされる場合は、「賛」に○印を表示の上、当該候補者の番号(株主総会参考書類記載の候補者番号)を但書欄にご記入ください。

## 5. 議決権数(D)

### [記載方法の説明]

株主番号及び株主が行使できる議決権数(個数)等を記載する。例えば、単元のくくりが100株の場合、D2欄に以下のように記載する。

### [記載例]

株主番号 ○○

議決権個数 170 個

(基準日現在の所有株式数 17,030 株)

なお、議案ごとに当該株主が行使することができる議決権の数が異なる場合には、議案ごとの議決権の数を記載する。

また、一部の議案につき議決権を行使することができない場合には、議決権を行使することができる議案又は議決権を行使することができない議案を記載する。

## 6. 議決権行使期限等(E)

議決権行使書面には、議決権の行使期限を記載することが求められる(会社法施行規則第66条第1項第4号)。また、株主総会の招集の決定に際し、株主が同一の議案につき重複して議決権の行使をした場合の取扱いを定めたときは、当該取扱いの内容についても記載する。

ただし、これらの事項及び議決権行使に賛否の表示がない場合の取扱いに関する事項については、議決権行使書面への記載に代えて、招集通知の内容とすることも可能である(会社法施行規則第66条第5項)。

## 7. お願い等(F)

### 【電磁的方法による議決権行使を認めない場合】

#### 【記載例】

1. 株主総会にご出席の際には、この議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
2. 株主総会にご出席願えない場合は、この議決権行使書用紙に賛否を表示され、〇年〇月〇日〇時までには到着するようご返送ください。

### 【電磁的方法による議決権行使を認める場合】

#### 【記載例】

1. 株主総会にご出席の際には、この議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
2. 株主総会にご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により、議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。
  - (1) 郵送による方法  
この議決権行使書用紙に賛否を表示され、〇年〇月〇日〇時までには到着するようご返送ください。
  - (2) インターネットによる方法
    - ① パソコンで「議決権行使サイト (<https://www.〇〇〇.〇〇>)」にアクセスしてください。
    - ② 画面の案内にしたがって下記の議決権行使コード、議決権行使パスワードを入力してください。
    - ③ 画面の案内に従い、〇年〇月〇日の〇時までには議決権を行使してください。
3. 「2.」で株主様が郵送による方法とインターネットによる方法を重複して行使された場合には、インターネットによる方法の議決権行使を株主様の意思表示として取り扱います。

又は、

3. 「2.」で株主様が議決権行使を複数回された場合には、当社へ最後に到着したものを株主様の意思表示として取り扱います。

又は、

3. 「2.」で株主様がインターネットによる方法で複数回、議決権行使をされた場合には、当社へ最後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱います。
4. 「2.」で株主様が郵送による方法とインターネットによる方法を重複して行使された場合には、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱います。ただし、両方が同日に到着した場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。

議決権行使コード            〇〇〇〇

議決権行使パスワード      〇〇〇〇

## 8. 議決権行使書面の送付

電子提供措置実施会社においては、議決権行使書面の内容である情報については、電子提供措置の対象であり、株主に対して直接、当該情報を記載した書面の交付又は提供をする必要はない（会社法第 325 条の 3 第 1 項第 2 号）。ただし、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、電子提供措置実施会社が招集通知とともに

に議決権行使書面を株主に対して交付すれば電子提供措置の実施は不要となる（会社法第 325 条の 3 第 2 項）。

各株主への議決権行使書面の記載事項には、株主の氏名、名称や議決権数などの情報が含まれているため、議決権行使書面を電子提供措置の対象とする場合、各株主の氏名や議決権数などについても電子提供措置をとらなければならない。そこで、本ひな型においては、引き続き、招集通知とともに議決権行使書面を株主に対して交付することを想定した内容としている。

## X 監査報告

### [記載方法の説明]

- (1) 会社法下では、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社か否か、会計監査人の有無、監査役会の有無、監査役監査の範囲により監査報告の内容に差異が設けられており、また、取締役会の有無も監査の方法及びその内容にも影響を与えるので、監査報告の内容は機関設計に応じたものにする必要がある。
- (2) 事業報告及びその附属明細書に関する監査報告と、計算書類、その附属明細書及び連結計算書類に関する監査報告について、一体的に作成するのか否かは法令上定められていない。全てを一体的に作成することも、会社法施行規則の規定通りに従い会社法施行規則に基づく監査報告と会社計算規則に基づく監査報告とを区分して作成することも、連結計算書類に関する監査報告とそれ以外に関する監査報告に区分して作成することもいずれも可能である。

### 1. 機関設計が「取締役会+監査役会+会計監査人」であり連結計算書類を作成する会社の監査役会の監査報告

#### [記載例]

○年○月○日

#### 監査役会監査報告

○○株式会社監査役会

監査役 ○○

監査役 ○○

監査役 ○○

第○期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、連結計算書類その他取締役の職務の執行の監査について、次のとおり報告します。

#### 1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会が監査方針、監査基準及び監査計画を定めた上で、各監査役が分担して、必要な調査を行い、その結果を監査役会で報告及び協議して、監査を実施しました。監査にあたっては、監査役室の職員を補助として使用し、内部監査部と連携して調査等を行いました。

具体的には、取締役会その他の重要な会議に出席し、重要な決裁文書や報告書を閲覧し、当社の取締役等及び会計監査人から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めるとともに、海外拠点を含む事業所に赴き実地調査を行いました。

当社子会社についても、取締役等から報告を受け、説明を求め、また、実地調査を行いました。

会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関しては、会計監査人より監査に関する品質管理基準（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしながら整備している旨の通知を受けました。

なお、監査役○○は常勤監査役であり、監査役○○は社外監査役です。

## 2 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当社の状況を正しく表示しています。
- (2) 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。
- (4) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容及び当社と当社の親会社等との間の取引にかかる事項等についても、指摘すべき事項はありません。
- (5) 会計監査人〇〇監査法人の監査の方法及び結果は相当です。

## 3 会計監査報告の内容となっていない重要な後発事象

## 4 監査役〇〇の監査報告の内容

以上

(記載上の注意)

- (1) 本記載例は、会社法施行規則第 130 条に基づく監査報告と、会社計算規則第 128 条に基づく監査報告とを一体的に作成したものである。
- (2) 監査報告の作成日は、監査報告の内容としなければならない(会社法施行規則第 130 条第 2 項第 3 号、会社計算規則第 128 条第 2 項第 3 号)。
- (3) 表題は法令上の表現(「監査報告」又は「監査役会監査報告」)でも、慣行から一般に理解可能な表題(例えば「監査報告書」)でも良い。
- (4) 宛先の記載は監査報告の法定記載事項ではない。記載する場合は、適宜の取扱いで差し支えない。
- (5) 監査報告には、監査の方法及びその内容の記載が求められるため、各社の監査の実情に合わせた記載が必要となる。
- (6) 監査役及び監査役会の監査について、それぞれ個別に記載しても、一体的に記載しても良い。
- (7) 監査役会設置会社においては、監査役会のみならず、各監査役も監査報告を作成しなければならないこととされている。ただし、監査役会と各監査役の監査報告を含む形で物理的には一通の監査報告を作成することは許容される。その場合は、各監査役及び監査役会の監査の方法・内容が明示されるように作成することが望ましい。
- (8) 会計監査人は会計監査報告の内容の通知に際して、会計監査人自身のいわゆる内部統制に関する事項の通知が義務づけられており(会社計算規則第 131 条)、監査役会監査報告の内容に「会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項」が含まれている(会社計算規則第 128 条第 2 項第 2 号、同第 127 条第 4 号)。具体的には、通知を受けた体制の概要や当該体制に問題がある場合における問題点を内容とすることが考えられる。
- (9) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての決議の内容の概要

及び当該体制の運用状況の概要の記載が事業報告にあり、当該内容が相当でない  
と認める場合は、その旨及び理由が監査役会監査報告の内容となる（会社法施行  
規則第 130 条第 2 項第 2 号、同第 129 条第 1 項第 5 号）。内容が相当と認める場合  
は、監査役会監査報告の内容とする必要がないが、相当である旨の記載等をする  
ことも考えられる。

- (10) 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針  
を定めている場合は、基本方針の内容の概要等が事業報告の内容となり（会社法  
施行規則第 118 条第 3 号）、同時に、当該事項についての意見が監査役会監査報告  
の内容となる（会社法施行規則第 130 条第 2 項第 2 号、同第 129 条第 1 項第 6 号）。
- (11) 株式会社とその親会社等との間の取引に係る会社法施行規則第 118 条第 5 号所  
定の事項（当該株式会社の利益を害さないように留意した事項等）が事業報告又  
は事業報告の附属明細書の内容となっている場合も、当該事項についての意見が  
監査役会監査報告の内容となる（会社法施行規則第 130 条第 2 項第 2 号、同第 129  
条第 1 項第 6 号）。
- (12) 会計監査報告の内容となっていない重要な後発事象は監査報告の内容となる  
（会社計算規則第 128 条第 2 項第 2 号、同第 127 条第 3 号）。監査報告に記載が求  
められる重要な後発事象は、計算関係書類に関する事象に限られる。
- (13) 監査役会の監査報告と、監査役の監査報告の内容が異なる場合は、監査役は、当  
該事項に係る監査役の監査報告の内容を、監査役会の監査報告に付記することが  
できる（会社法施行規則第 130 条第 2 項本文、会社計算規則第 128 条第 2 項本文）。

## 2. 機関設計が「取締役会+監査等委員会+会計監査人」であり連結計算書類を作成する会社

[記載例]

○年○月○日

### 監査等委員会監査報告

〇〇株式会社監査等委員会

監査等委員 ○〇

監査等委員 ○〇

監査等委員 ○〇

第○期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、連結計算書類その他取締役の職務の執行の監査について、次のとおり報告します。

#### 1 監査等委員会の監査の方法及びその内容

当監査等委員会が監査方針、監査基準及び監査計画を定めた上で、各監査等委員が分担して、必要な調査を行い、その結果を監査等委員会で報告及び協議して、監査を実施しました。監査にあたっては、監査等委員会室の職員を補助として使用し、内部監査部と連携して調査等を行いました。

具体的には、取締役会その他の重要な会議に出席し、重要な決裁文書や報告書を閲覧し、当社の取締役等及び会計監査人から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めるとともに、海外拠点を含む事業所に赴き実地調査を行いました。

当社子会社についても、取締役等から報告を受け、説明を求め、また、実地調査を行いました。

会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関しては、会計監査人より監査に関する品質管理基準（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受けました。

なお、監査等委員〇〇及び〇〇は社外取締役です。

#### 2 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当社の状況を正しく表示しています。
- (2) 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。
- (4) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容及び当社と当社の親会社等との間の取引にかかる事項等についても、指摘すべき事項はありません。
- (5) 会計監査人〇〇監査法人の監査の方法及び結果は相当です。

#### 3 会計監査報告の内容となっていない重要な後発事象

#### 4 監査等委員〇〇の意見

以上

(記載上の注意)

- (1) 本記載例は、会社法施行規則第 130 条の 2 の監査報告と、会社計算規則第 128 条の 2 の監査報告とを一体的に作成したものである。
- (2) 監査役会と異なり、監査等委員会では各監査等委員が監査報告を作成する必要はない。監査報告の内容となるのも、各監査等委員の監査の方法又はその内容ではなく、監査等委員会の監査の方法及びその内容である。
- (3) しかし、監査等委員は、監査報告の内容と自らの意見が異なる場合には、自らの意見を監査報告に付記することができる。
- (4) 監査報告の作成日は、監査報告の内容としなければならない(会社法施行規則第 130 条の 2 第 1 項第 3 号、会社計算規則第 128 条の 2 第 1 項第 3 号)。
- (5) 表題は法令上の表現(「監査報告」)でも、慣行から一般に理解可能な表題(例えば「監査報告書」)でも、その他の表現(例えば「監査等委員会監査報告」)でも良い。
- (6) 宛先の記載は監査報告の法定記載事項ではない。記載する場合は、適宜の取扱いで差し支えない。
- (7) 監査報告には、監査の方法及びその内容の記載が求められるため、各社の監査の実情に合わせた記載が必要となる。
- (8) 会計監査人は会計監査報告の内容の通知に際して、会計監査人自身のいわゆる内部統制に関する事項の通知が義務づけられており(会社計算規則第 131 条)、監査等委員会の監査報告の内容に「会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項」が含まれている(会社計算規則第 128 条の 2 第 1 項第 2 号、同第 127 条第 4 号)。具体的には、通知を受けた体制の概要やその体制に問題がある場合における問題点を内容とすることが考えられる。
- (9) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要の記載が事業報告にあり、当該内容が相当でないと認める場合は、その旨及び理由が監査等委員会の監査報告の内容となる(会社法施行規則第 130 条の 2 第 1 項第 2 号、同第 129 条第 1 項第 5 号)。内容が相当と認める場合は、監査等委員会の監査報告の内容とする必要がないが、相当である旨の記載等をするとも考えられる。
- (10) 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合は、基本方針の内容の概要等が事業報告の内容となり(会社法施行規則第 118 条第 3 号)、同時に、当該事項についての意見が監査等委員会の監査報告の内容となる(会社法施行規則第 130 条の 2 第 1 項第 2 号、同第 129 条第 1 項第 6 号)。
- (11) 株式会社とその親会社等との間の取引に係る会社法施行規則第 118 条第 5 号所定の事項(当該株式会社の利益を害さないように留意した事項等)が事業報告又は事業報告の附属明細書の内容となっている場合も、当該事項についての意見が監査等委員会監査報告の内容となる(会社法施行規則第 130 条の 2 第 1 項第 2 号、同第 129 条第 1 項第 6 号)。
- (12) 会計監査報告の内容となっていない重要な後発事象は監査報告の内容となる(会社計算規則第 128 条の 2 第 1 項第 2 号、同第 127 条第 3 号)。監査報告に記載が求められる重要な後発事象は、計算関係書類に関する事象に限られる。

### 3. 機関設計が「取締役会+監査委員会+会計監査人」であり連結計算書類を作成する会社

[記載例]

○年○月○日

#### 監査委員会監査報告

○○株式会社監査委員会

監査委員 ○○

監査委員 ○○

監査委員 ○○

第○期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、連結計算書類その他執行役等の職務の執行の監査について、次のとおり報告します。

#### 1 監査委員会の監査の方法及びその内容

当監査委員会が監査方針、監査基準及び監査計画を定めた上で、各監査委員が分担して、必要な調査を行い、その結果を監査委員会で報告及び協議して、監査を実施しました。監査にあたっては、監査委員会室の職員を補助として使用し、内部監査部と連携して調査等を行いました。

具体的には、取締役会その他の重要な会議に出席し、重要な決裁文書や報告書を閲覧し、当社の執行役等及び会計監査人から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めるとともに、海外拠点を含む事業所に赴き実地調査を行いました。

当社子会社についても、執行役等から報告を受け、説明を求め、また、実地調査を行いました。

会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関しては、会計監査人より監査に関する品質管理基準（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしがたって整備している旨の通知を受けました。

なお、監査委員○○及び○○は社外取締役です。

#### 2 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当社の状況を正しく表示しています。
- (2) 取締役及び執行役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。
- (4) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容及び当社と当社の親会社等との間の取引にかかる事項等についても、指摘すべき事項はありません。
- (5) 会計監査人○○監査法人の監査の方法及び結果は相当です。

#### 3 会計監査報告の内容となっていない重要な後発事象

#### 4 監査委員○○の意見

以上

(記載上の注意)

- (1) 本記載例は、会社法施行規則第 131 条の監査報告と、会社計算規則第 129 条の監査報告とを一体的に作成したものである。
- (2) 監査役会と異なり、監査委員会では各監査委員が監査報告を作成する必要はない。監査報告の内容となるのも、各監査委員の監査の方法又はその内容ではなく、監査委員会の監査の方法及びその内容である。
- (3) しかし、監査委員は、監査報告の内容と自らの意見が異なる場合には、自らの意見を監査報告に付記することができる。
- (4) 監査報告の作成日は、監査報告の内容としなければならない（会社法施行規則第 131 条第 1 項第 3 号、会社計算規則第 129 条第 1 項第 3 号）。
- (5) 表題は法令上の表現（「監査報告」）でも、慣行から一般に理解可能な表題（例えば「監査報告書」）でも、その他の表現（例えば「監査委員会監査報告」）でも良い。
- (6) 宛先の記載は監査報告の法定記載事項ではない。記載する場合は、適宜の取扱いで差し支えない。
- (7) 監査報告には、監査の方法及びその内容の記載が求められるため、各社の監査の実情に合わせて記載することとなる。
- (8) 会計監査人は会計監査報告の内容の通知に際して、会計監査人自身のいわゆる内部統制に関する事項の通知が義務づけられており（会社計算規則第 131 条）、監査委員会の監査報告の内容として「会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項」が含まれている（会社計算規則第 129 条第 1 項第 2 号、同第 127 条第 4 号）。具体的には、通知を受けた体制の概要やその体制に問題がある場合における問題点を内容とすることが考えられる。
- (9) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要の記載が事業報告にあり、当該内容が相当でないと認める場合は、その旨及び理由が監査委員会の監査報告の内容となる（会社法施行規則第 131 条第 1 項第 2 号、同第 129 条第 1 項第 5 号）。内容が相当と認める場合は、監査委員会の監査報告の内容とする必要はないが、相当である旨の記載等をするとも考えられる。
- (10) 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合は、基本方針の内容の概要等が事業報告の内容となり（会社法施行規則第 118 条第 3 号）、同時に、当該事項についての意見が監査委員会の監査報告の内容となる（会社法施行規則第 131 条第 1 項第 2 号、同第 129 条第 1 項第 6 号）。
- (11) 株式会社とその親会社等との間の取引に係る会社法施行規則第 118 条第 5 号所定の事項（当該株式会社の利益を害さないように留意した事項等）が事業報告又は事業報告の附属明細書の内容となっている場合も、当該事項についての意見が監査委員会監査報告の内容となる（会社法施行規則第 131 条第 1 項第 2 号、同第 129 条第 1 項第 6 号）。
- (12) 会計監査報告の内容となっていない重要な後発事象は監査報告の内容となる（会社計算規則第 129 条第 1 項第 2 号、同第 127 条第 3 号）。監査報告に記載が求められる重要な後発事象は、計算関係書類に関する事象に限られる。

#### 4. 機関設計が「取締役会+監査役」であり、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定しない会社

[記載例]

##### 監査役監査報告

○年○月○日

○○株式会社

監査役 ○○

監査役 ○○

第○期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他取締役の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

#### 1 監査の方法及びその内容

監査役間の協議により、監査方針、監査基準及び監査計画を定めた上で、監査役○○は××の分野を中心に、監査役○○は△△の分野を中心に調査を行い、その結果を監査役間で協議して、監査を実施しました。監査にあたっては、総務部及び経理部の職員を補助として使用して調査等を行いました。

具体的には、取締役会その他の重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、当社の取締役等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めるとともに、海外拠点を含む事業所に赴き実地調査を行いました。

#### 2 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当社の状況を正しく表示しています。
- (2) 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。
- (4) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容及び当社と当社の親会社等との間の取引にかかる事項等についても、指摘すべき事項はありません。
- (5) 計算書類とその附属明細書は当社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しています。

#### 3 追記情報

以上

(記載上の注意)

- (1) 各監査役の監査報告を、一体的に作成し、形式上一通の監査報告書という形で作成してもよい。その場合は、各監査役の監査の方法・内容が明示されるように作成することが望ましい。
- (2) 本記載例は、会社法施行規則第129条に基づく監査報告と、会社計算規則第122

条に基づく監査報告とを一体的に作成したものである。

- (3) 監査報告の作成日は、監査報告の内容としなければならない（会社法施行規則第129条第1項第7号、会社計算規則第122条第1項第5号）。
- (4) 表題は法令上の表現（「監査報告」）でも、慣行から一般に理解可能な表題（例えば「監査報告書」）でも良い。
- (5) 宛先の記載は監査報告の法定記載事項ではない。記載する場合は、適宜の取扱いで差し支えない。
- (6) 監査報告には、監査の方法及びその内容の記載が求められるため、各社の監査の実情に合わせた記載が必要となる。
- (7) 会計監査人が存しない会社では、監査役が会計監査の中心であり、監査の方法及びその内容においても、会計監査についてのより具体的な記載が求められよう。
- (8) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要の記載が事業報告にあり、当該内容が相当でないと認める場合は、その旨及び理由が監査報告の内容となる（会社法施行規則第129条第1項第5号）。内容が相当と認める場合は、監査報告の内容とする必要はないが、相当である旨の記載等をするとも考えられる。
- (9) 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合は、基本方針の内容の概要等が事業報告の内容となり（会社法施行規則第118条第3号）、同時に、当該事項についての意見が監査報告の内容となる（会社法施行規則第129条第1項第6号）。
- (10) 株式会社とその親会社等との間の取引に係る会社法施行規則第118条第5号所定の事項（当該株式会社の利益を害さないように留意した事項等）が事業報告又は事業報告の附属明細書の内容となっている場合も、当該事項についての意見が監査報告の内容となる（会社法施行規則第129条第1項第6号）。
- (11) 監査報告に記載が求められる追記情報とは、①正当な理由による会計方針の変更、②重要な偶発事象、③重要な後発事象その他の事項のうち、監査役の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項である（会社計算規則第122条第2項）。

## 5. 機関設計が「取締役+監査役」であり、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する会社

[記載例]

○年○月○日

### 監査役監査報告

〇〇株式会社  
監査役 〇〇

第○期事業年度の計算書類とその附属明細書の監査について、次のとおり報告します。なお、当社では、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあり、監査役は事業報告を監査する権限がありません。

#### 1 監査の方法及びその内容

会計帳簿その他会計に関する重要な文書を閲覧し、当社の取締役から、会計に関する職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

#### 2 監査の結果

計算書類とその附属明細書は当社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しています。

#### 3 追記情報

以上

(記載上の注意)

- (1) 監査の範囲が会計に関するものに限定される定款の定めがある場合は、監査報告にその旨の記載を要する（会社施行規則第129条第2項）。
- (2) 監査報告の作成日は、監査報告の内容としなければならない（会社計算規則第122条第1項第5号）。
- (3) 表題は法令上の表現（「監査報告」）でも、慣行から一般に理解可能な表題（例えば「監査報告書」）でも良い。
- (4) 宛先の記載は監査報告の法定記載事項ではない。記載する場合は、適宜の取扱いで差し支えない。
- (5) 監査報告には、監査の方法及びその内容の記載が求められるため、各社の監査の実情に合わせた記載が必要となる。
- (6) 会計監査人が存しない会社では、監査役が会計監査の中心であり、監査の方法及びその内容においても、会計監査についてのより具体的な記載が求められよう。
- (7) 監査報告に記載が求められる追記情報とは、①正当な理由による会計方針の変更、②重要な偶発事象、③重要な後発事象その他の事項のうち、監査役の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項である（会社計算規則第122条第2項）。

以上